

目 次

第1号(3月4日)

| | |
|------------------------|----|
| 告 示 | 1 |
| 応招議員 | 1 |
| 議事日程 | 2 |
| 本日の会議に付した事件 | 4 |
| 出席議員 | 6 |
| 欠席議員 | 6 |
| 事務局職員出席者 | 6 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 6 |
| 開 会 | 7 |
| 会議録署名議員の指名について | 7 |
| 会期の決定について | 7 |
| 諸報告 | 8 |
| 報告第1号 | 22 |
| 同意第1号 | 25 |
| 同意第2号 | 27 |
| 同意第3号 | 27 |
| 同意第4号 | 28 |
| 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について | 29 |
| 承認第1号 | 29 |
| 承認第2号 | 32 |
| 議案第1号 | 33 |
| 議案第2号 | 34 |
| 議案第3号 | 38 |
| 議案第4号 | 39 |
| 議案第5号 | 42 |
| 議案第6号 | 43 |
| 議案第7号 | 44 |
| 議案第8号 | 45 |
| 議案第9号 | 46 |
| 議案第10号 | 47 |

| | | |
|----------|-------|-----|
| 議案第 11 号 | | 4 7 |
| 議案第 12 号 | | 4 8 |
| 議案第 13 号 | | 4 9 |
| 議案第 14 号 | | 6 7 |
| 議案第 15 号 | | 6 8 |
| 議案第 16 号 | | 7 0 |
| 議案第 17 号 | | 7 6 |
| 議案第 18 号 | | 7 6 |
| 議案第 19 号 | | 7 6 |
| 議案第 20 号 | | 7 6 |
| 議案第 21 号 | | 7 6 |
| 散 会 | | 7 9 |

第 2 号 (3月 12 日)

| | | |
|----------------|-------|-------|
| 議事日程 | | 8 1 |
| 本日の会議に付した事件 | | 8 2 |
| 出席議員 | | 8 3 |
| 欠席議員 | | 8 3 |
| 事務局職員出席者 | | 8 3 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | 8 3 |
| 開 議 | | 8 4 |
| 一般質問 | | 8 4 |
| 4 番 平田 康雄君 | | 8 4 |
| 1 番 松本 照行君 | | 1 0 0 |
| 11 番 野瀬 繁隆君 | | 1 1 7 |
| 5 番 實藤 量徳君 | | 1 3 1 |
| 7 番 平山 賢治君 | | 1 3 8 |
| 6 番 安丸眞一郎君 | | 1 5 9 |
| 散 会 | | 1 7 3 |

第 3 号 (3月 19 日)

| | | |
|------|-------|-------|
| 議事日程 | | 1 7 5 |
|------|-------|-------|

| | |
|----------------|-----|
| 本日の会議に付した事件 | 177 |
| 出席議員 | 179 |
| 欠席議員 | 179 |
| 事務局職員出席者 | 179 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 179 |
| 開 議 | 180 |
| 諸報告 | 181 |
| 報告第1号 | 181 |
| 同意第1号 | 182 |
| 同意第2号 | 186 |
| 同意第3号 | 187 |
| 同意第4号 | 187 |
| 承認第1号 | 188 |
| 承認第2号 | 188 |
| 議案第1号 | 189 |
| 議案第2号 | 190 |
| 議案第3号 | 191 |
| 議案第4号 | 191 |
| 議案第5号 | 192 |
| 議案第6号 | 193 |
| 議案第7号 | 193 |
| 議案第8号 | 194 |
| 議案第9号 | 195 |
| 議案第10号 | 195 |
| 議案第11号 | 196 |
| 議案第12号 | 196 |
| 議案第17号 | 197 |
| 議案第18号 | 197 |
| 議案第19号 | 197 |
| 議案第20号 | 197 |
| 議案第21号 | 197 |
| 議案第22号 | 203 |

| | | |
|---|-------|-----|
| 発議第1号 | | 205 |
| 発議第2号 | | 206 |
| 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会） | | 207 |
| 閉　　会 | | 207 |
| 署　　名 | | 208 |

大刀洗町告示第5号

令和6年第3回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

令和6年2月20日

大刀洗町長 中山 哲志

1 期 日 令和6年3月4日

2 場 所 大刀洗町議会議場

○開会日に応招した議員

| | |
|-------|-------|
| 松本 照行 | 古賀 世章 |
| 中村 龍博 | 平田 康雄 |
| 實藤 量徳 | 安丸眞一郎 |
| 平山 賢治 | 河野 政之 |
| 大石 純 | 白根 美穂 |
| 野瀬 繁隆 | 高橋 直也 |

○応招しなかった議員

令和6年 第3回 大刀洗町議会定例会議録（第1日）
令和6年3月4日（月曜日）

議事日程（第1号）

令和6年3月4日 午前9時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

（1）議長の報告

①陳情の報告

②検査結果の報告

③委員会所管事務調査の報告

（2）町長の報告（あいさつ）

日程第4 報告第1号 専決処分事項の報告について

日程第5 同意第1号 大刀洗町副町長の選任について

日程第6 同意第2号 大刀洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第7 同意第3号 大刀洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第8 同意第4号 大刀洗町教育委員会委員の任命について

日程第9 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

日程第10 承認第1号 大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める
ことについて

日程第11 承認第2号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を
求めることについて

日程第12 議案第1号 大刀洗町こども家庭センター設置条例の制定について

日程第13 議案第2号 大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第3号 大刀洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第4号 大刀洗町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第5号 大刀洗町就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

- 日程第17 議案第6号 大刀洗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第7号 大刀洗町公共下水道事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第8号 大刀洗町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第9号 大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第10号 大刀洗町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第11号 字の区域の変更について
- 日程第23 議案第12号 町道の認定について
- 日程第24 議案第13号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第25 議案第14号 令和5年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第26 議案第15号 令和5年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第27 議案第16号 令和5年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第28 議案第17号 令和6年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第29 議案第18号 令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第30 議案第19号 令和6年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第31 議案第20号 令和6年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
- 日程第32 議案第21号 令和6年度大刀洗町下水道事業会計予算について
-

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①陳情の報告

②検査結果の報告

③委員会所管事務調査の報告

(2) 町長の報告（あいさつ）

日程第4 報告第1号 専決処分事項の報告について

日程第5 同意第1号 大刀洗町副町長の選任について

日程第6 同意第2号 大刀洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第7 同意第3号 大刀洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第8 同意第4号 大刀洗町教育委員会委員の任命について

日程第9 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

日程第10 承認第1号 大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める
ことについて

日程第11 承認第2号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を
求めることについて

日程第12 議案第1号 大刀洗町こども家庭センター設置条例の制定について

日程第13 議案第2号 大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第3号 大刀洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第4号 大刀洗町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第5号 大刀洗町就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

日程第17 議案第6号 大刀洗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18 議案第7号 大刀洗町公共下水道事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19 議案第8号 大刀洗町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制
定について

- 日程第20 議案第9号 大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第10号 大刀洗町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第11号 字の区域の変更について
- 日程第23 議案第12号 町道の認定について
- 日程第24 議案第13号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第25 議案第14号 令和5年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第26 議案第15号 令和5年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第27 議案第16号 令和5年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第28 議案第17号 令和6年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第29 議案第18号 令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第30 議案第19号 令和6年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第31 議案第20号 令和6年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
- 日程第32 議案第21号 令和6年度大刀洗町下水道事業会計予算について
-

出席議員（12名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 松本 照行 | 2番 | 古賀 世章 |
| 3番 | 中村 龍博 | 4番 | 平田 康雄 |
| 5番 | 實藤 量徳 | 6番 | 安丸眞一郎 |
| 7番 | 平山 賢治 | 8番 | 河野 政之 |
| 9番 | 大石 純 | 10番 | 白根 美穂 |
| 11番 | 野瀬 繁隆 | 12番 | 高橋 直也 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|---------|-------|
| 町長 | 中山 哲志 | 副町長 | 大浦 克司 |
| 教育長 | 柴田 晃次 | 総務課長 | 松元 治美 |
| 税務課長 | 田中 豊和 | 地域振興課長 | 村田 まみ |
| 産業課長 | 矢永 孝治 | 建設課長 | 棚町 瑞樹 |
| 子ども課長 | 平田 栄一 | 健康課長 | 早川 正一 |
| 生涯学習課長 | 佐々木大輔 | 会計課長 | 山田 恭恵 |
| 住民課長 | 案納 明枝 | 財政係長 | 福岡 信義 |
| 人事法制係長 | 辻 孝将 | 高齢者福祉係長 | 山村 智子 |

開会　開議午前9時30分

○議長（高橋　直也）　おはようございます。町民の皆様には、早朝より傍聴にお越しいただきまして、ありがとうございます。

現在の出席議員は12人です。

ただいまから、令和6年第3回大刀洗町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

なお、議会広報委員会及び町広報紙の担当者より、議場での写真撮影の申出がありましたので、許可をしております。御了承ください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋　直也）　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、5番、實藤量徳議員、6番、安丸眞一郎議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（高橋　直也）　日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議をしております。この際、議会運営委員会委員長の報告を求めます。安丸眞一郎委員長、登壇して報告を願います。

○議会運営委員長（安丸眞一郎）　改めまして、おはようございます。議会運営委員会委員長の安丸眞一郎です。

令和6年第3回大刀洗町議会定例会の議会運営について、協議結果を御報告いたします。

委員会は令和6年2月26日月曜日午前9時半から協議会室において開催しました。出席委員は5名全員です。高橋議長及び執行者側から松元総務課長の出席を得て、協議をいたしております。

会期及び会期日程表をご覧いただきたいと思います。

本定例会の会期は、令和6年3月4日月曜日から19日火曜日までの16日間と決定いたしました。

次に、会期日程について申し上げます。

本日3月4日は本会議を開催し、日程に従いまして、順次、議案の上程及び審議をしていただきます。

なお、議案第13号令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第10号）についてから、議案第16号令和5年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第4号）についてまで4件の令和5年度各補正予算については、初日採決することといたしております。

5日火曜日から7日木曜日までの3日間及び8日金曜日の午後は、全議員の委員で構成する予算特別委員会を設置し、委員会付託していただき、議案第17号令和6年度大刀洗町一般会計予算についてから、議案第21号令和6年度大刀洗町下水道事業会計予算についてまでの5件について、委員会審査をしていただきます。

9日土曜日から11日月曜日は休会といたします。

12日火曜日は本会議を再開し、一般質問を行います。

13日水曜日から18日月曜日は休会といたしますが、15日金曜日は全員協議会を開催し、上程議案に対する自由討議を行います。

19日火曜日は本会議を再開し、議案審議をさせていただきます。

以上が、本定例会の会期及び会期日程です。当議会の円滑な議会運営ができますようお願ひいたしまして、委員長報告といたします。

○議長（高橋 直也） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から3月19日までの16日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月19日までの16日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりです。

日程第3. 諸報告

○議長（高橋 直也） 日程第3、諸報告を行います。

まず、陳情の報告を行います。

これまでに1件の陳情書の提出がありましたが、配付のみの取扱いにすることにいたしました。御了承ください。

次に、検査結果の報告を行います。

監査委員より、令和5年10月末日分、11月末日分、12月末日分、令和6年1月末日分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付しております。

次に、委員会所管事務調査の報告を行います。

まず、総務文教厚生委員会、松本照行委員長、登壇して報告を願います。

○総務文教厚生委員長（松本 照行） おはようございます。総務文教厚生委員長の松本照行でご

ざいます。

閉会中の総務文教厚生委員会所管事務調査等の報告をいたします。

当委員会は1月22日、全委員5名及び高橋議長の出席の下、委員会を開催しております。

議題といたしましては、住民課に関わるごみ減量と資源化及びサンポートの今後についてでございます。

まず、ごみ減量の資源化の必要性として、地球温暖化の原因でもある二酸化炭素の排出量を減らすことが重要であり、また、石油、石炭の天然資源の枯渇及びプラスチックごみの海洋への大量流出などが問題となっていること。そのためには、ごみの減量化、資源化することが求められており、大刀洗町では12種類にごみを分別して、ペットボトル、トレー、空き缶、空き瓶などを資源ごみとして回収・資源化しているとのことです。さらに、月1回、各区での資源回収に加え、現在、各校区センターに設置している資源回収ステーションの取組が、ごみの資源化への意識をより高めているということでございました。

さらに、戸別収集の生ごみにおいても、七、八〇%が水分であるということから、資源化、生ごみの減量化を推進するため、ごみ処理機の購入、そういったものに対して補助をしているという説明がございました。

最後に、サンポートについては、今後の課題といたしまして、施設の老朽化が進んでいることや、地元の協議などを踏まえつつ、新しい施設計画に取りかかる必要があると、そのような説明を受けたところでございます。

委員からは、生ごみを減らせば処理費が軽減化するなど、段ボールコンポストなどの処理を推進していくため、補助金を増やしたらどうか。また、サンポートの新しい施設の検討に当たっては、プラスチック製品の再資源化についても考慮する必要があるのではないかなどの意見がございました。

次に、2月5日に実施いたしました施設の視察の報告です。

2月5日午後から、サンポート、三輪産業、そして両筑苑の施設を総務文教厚生委員及び視察希望の議員4名、計9名で視察したところでございます。

まず、サンポートにつきましては、施設概要、処理方法などを説明していただき、実際に施設を案内していただきました。

課題としては、先ほど申しましたように、施設が稼働から20年も過ぎて、だんだんと老朽化してきている。そのため、施設の更新に向けて検討が必要になってきているとの説明がございました。

次に、町のごみを収集している三輪産業大刀洗事業所で、資源ごみとして出されたペットボトル、空き缶などの分別について説明を受けております。

3か所目として、両筑苑を視察いたしました。両筑苑は、し尿及び汚泥の受入れを行っている施設ではありますが、下水道の普及に伴い搬入量も減少してきている。そのため、処理の稼働日を減少させるなどしてバランスを取っているということでございました。

大きな課題としては、この施設も稼働開始後、既に40年を超え、老朽化が進んでいるため、時代の要望、状況に応じた施設の更新が必要との説明を受けました。

以上、3施設を視察いたしましたが、いずれの施設も、大刀洗町にとって重要なライフラインの役割を担う施設であると再認識されたわけでございます。

次に、2月5日及び2月15日に実施した総務文教厚生委員会及び建設経済合同委員会について、簡単に御報告いたします。

2月5日は、税務課から、12月31日時点での5年度の収納状況の報告を受けました。おおむね同年と同じような収入率を確保しているとの報告を受け、委員からは、滞納繰越しと時効についての意見がありました。

2月15日は、各課から順次、令和6年度の主要施策・事業計画についての報告を受けました。最終決定ではないとの前置きがあったものの、重要事業の継続、新規の事業概要の説明を受けたものです。詳細な質疑については、明日からの予算特別委員会で行うことになっております。

以上で、閉会中の総務文教厚生委員会所管事務調査等の報告を終わります。

○議長（高橋 直也） 次に、建設経済委員会、古賀世章委員長、登壇して報告を願います。

○建設経済委員長（古賀 世章） 皆様、改めましておはようございます。建設経済委員会委員長の古賀でございます。

私からは、閉会中の所管事務に関する調査などにつきまして報告を申し上げます。

まず、年間の計画を踏まえまして、建設経済委員会を去る令和6年1月29日の午前9時25分より協議会室のほうで開催をいたしました。出席者は、全委員と高橋議長及び事務局でございます。また、執行部からは、総務課の消防防災係長の塩足さんに御出席をお願いしまして、1つは、近年の町内の水害発生状況や対応について、それから2つ目が、昨年の4月から運用を開始しました防災行政無線の活用状況について、これらを議題として説明を受けたところでございます。

委員からは、災害時の確実な避難所の確保や各行政区への防災支援の徹底など、多くの意見や要望が出されまして、活発に議論を行ったところでございます。

また、委員会終了後には、役場庁舎内の無線設備、2階と屋上にございますが、これらの視察やエリア放送の実演などを体験し、理解を深めたところでございます。

続きまして、令和6年2月15日の9時半から、令和6年度の主要施策・事業計画の報告を議題とする合同委員会、これを開催いたしました。一部は先ほど文教厚生委員長のほうから説明が

ございましたので、割愛させていただきますが、建設経済委員会といたしましては、所管事務に関わる事項といたしまして、産業課並びに建設課より主要施策の説明がございました。詳細は、明日からの予算特別委員会での質疑になろうかというふうに考えております。

さらに、同日の午後1時15分からは、令和6年度に建設課が予定をしております、床島地区の冠水対策箇所でありますとか、あるいは高樋地区の西側の大刀洗川調整池など4か所の現場視察を行いまして、現地での事業予定状況などにつきまして、詳しい説明を受けたところでございます。どの事業計画も当初の予定どおりにきちんと実施されることを期待しているところでございます。

今後も、防災・減災対応や農村環境整備などを含めまして、所管事務に関わる調査や研究を進めてまいる予定でございます。

以上、簡単ではございますが、建設経済委員会の報告を終わります。

○議長（高橋 直也） 次に、議会広報委員会、平山賢治委員長、登壇して報告を願います。

○議会広報委員長（平山 賢治） 議会広報委員会委員長の平山でございます。委員長報告を行います。

閉会中の所管事務調査。

1、たちあらい議会だよりの編集及び発行について。

181号は5回の会議を開き、作業日も挟みながら編集、校正を行いました。2月9日に発行しております。行政職各位には、お忙しい中に原稿の確認、添削などに御協力いただき、深く感謝申し上げます。

次号182号の発行につきましては、去る2月28日に広報委員会を開き、企画や日程を協議したところでございます。4月26日の発行を予定しております。

2、ホームページ等の運用に関する事項について。

フェイスブックページは閉会中18件の記事を更新しております。内容は、本会議や臨時会、委員会活動に関する事項、モニターさんとの懇談に関する事項、その他であります。

3、その他議会の広報に関する活動。

第1に先進地視察であります。2月6、7日に岡山県美咲町議会、津山市議会を訪問し調査いたしました。

調査内容は、動画など多様な広報手段の活用や若い世代との企画などについてであります。

目的としましては、当委員会においては、活動時間の多くを議会だよりの編集、発行に費やしておりますが、今後は、多様な広報手段の活用や連携を進めなければならないと考え、5年度の調査事項としています。また、生徒・学生など若い世代とのコミュニケーションやアンケート実施も課題です。

そこで、動画配信や住民との対話に關し、先進的に取り組んでおられる両議会の経験をお聞きし、当委員会の活動を生かすこととしました。

美咲町は、人口1万2,900人、議員定数が14名です。コロナ禍で十分な議会活動ができないことを逆に生かし、この数年間で様々なメディアによる発信を実施されています。

第1に、動画配信については、町営ケーブルテレビとの連携により、議会中継のみならず、議会案内や議会だよりの紹介、住民との懇談など様々な企画が配信されておりました。

第2に、SNSについては、ネットの得意な議員を中心にインスタグラムによる配信が始まつておりました。

第3に、生徒・学生との連携について。中学生議会は、各学校3名ずつで代表質問を実施し、答弁は執行部が行うなど、小学生議会については、近年は一番小さな小学校から来てもらい、議会事務局と議長が学校と綿密に打合せをして行っているとのことでした。大学については、津山市の美作大学は福祉や実業系の学校であり、当初は町社協と連携して活動していらっしゃったので、議会も連携を探ったとのことがありました。

第4に、出前議会についてですが、基本条例で年1回以上の開催をうたっており、住民からの申込みで、10人以上の参加で会場を用意してもらえば、昼夜、平日、休日を問わず開催する。以前は、定数や報酬を削減すべきとの意見も出ていましたが、近年は議会活動への理解が進んだように思うとのことでした。

その他、議会アンバサダーを公募し、議会を応援し宣伝してもらう。現在30名くらい組織していただいているということでした。当初は町内在住者ばかりだったが、現在は県外の方もいる。議員のなり手を掘り起こしたい気持ちもあるとのことでした。

美咲町においては、こうした様々な広報活動の根幹として、情報弱者をつくらない、様々な手段により情報を届けするという姿勢は、大いに学ばなければならぬと思いました。

次に、津山市は、岡山県北部に位置し、人口約9万6,000人、議員定数は25人です。

第1に、議会ホームページについて。特に公開情報の選択決定や子供向け企画などについてですが、議案に対する賛否状況、発言通告など、基本的に本会議に関わる情報は全て掲載している。新しい情報として、今年度からは議案の資料もアップロードをなさっていらっしゃいました。

新たな公開情報は、広報調査特別委員会で協議し、公開の賛否を判断することになりました。キッズページは、子供向けホームページが必要との協議を受け、平成30年度から運営を開始しております。クイズコーナーは、平成28年3月号から開始し、市議会に関する公聴機能も担っています。議会アンケートと連動し、議会への意見も併せて郵送やアンケートフォームで受け付けています。近年はネットによる応募のほうが多くなっているとのことありました。

第3に、動画配信について。特に議会ユーチューブの配信についてであります。新規の費用は

ほぼゼロで、議会の手作りであります。運用方法は、広報調査特別委員会で企画作成し、なるべく多くの議員が出演し、月平均1本の配信を目指す。編集作業の工夫として、説明用スライドを入れたり、字幕をつけたり、なるべく短くまとめることでした。

課題としては、視聴者数が伸びていないこと。したがって、市民へのPRや興味を引く中身の検討などが必要とのことでありました。その他、住民との関係、特に高校生、大学生との意見交換等も積極的に実施されておりました。中学校に対しては、義務教育の社会科の授業数の中で懇談を実施しているとのことでありました。市民との意見交換は申込み制で、平成5年度は4回実施し、出された意見は、集約して市長へ提出し、予算議会前に回答を頂いているとのことありました。

この視察を踏まえ、2月13日に広報委員会を開き、振り返りと今後の方針を協議しました。それぞれの委員から活発な感想が出されました。

美咲町議会においては、大変活発な広報・広聴活動が実施されており、我々が直ちに全てをまねするのは無理がありますが、メディアミックスの推進や学校との連携などは、できるところから可能性を探っていきたいこと。ただし、関心のない層にどのように発信していくかが共通の課題だと認識いたしました。

また、当町においても、キャリア教育の中に議員職も入れてもらってはどうかといった意見や、議会アンバサダー制度や出前議会の制度も検討すべきといった意見がありました。

津山市議会の例については、当町においても、町民の皆さんから動画やネットの得意な方を呼び込んでお願いしてみては面白いのではないかといった御意見、クイズなど参加型の企画やアンケートを連動したら御意見を頂けるのではないかといった感想がありました。

議会情報というのは、もともと非常に取っつきにくく、住民の皆さんから主体的にアクセスしていただくために、どこでも苦労し、様々な工夫を行っています。だからこそ全戸配付の議会だよりを軸に様々な情報手段を連動し、多様な世代への情報発信や意見収集を推進する必要がございます。

今後、ホームページのリニューアルに併せて動画やネットアンケート、生徒・学生の皆さんとの連携、特に政策協議も含めたコミュニケーションの検討など、先進的な取組を参考に、6年度の活動を進めてまいりたいと思います。

また、広聴活動については、所管の議会運営委員会や議会活性化特別委員会などとも連携し、よりよい仕組みづくりを検討してまいりたいと思います。

以上が視察報告でございます。長くなってしまふません。

その他の第2です。一方、視察の受入れは、1・2月に5件を受け入れました。兵庫県猪名川町議会、愛媛県松前町議会、佐賀県基山町議会、大分県杵築市議会、熊本県芦北町議会。また、

筑後市議会に委員長が講師派遣で伺いました。いながらにして、他議会の経験をお聞きできることは、私たちにとっても大変貴重な機会であり、お越しいただいた議会に厚く感謝申し上げます。

その他の3点目。3月定例会の案内チラシを作成し、回覧をお願いしたところでございます。

その他の4点目です。議会広報コンクールについて。過日行われました全国町村議会議長会主催の第38回広報コンクールで、たちあらい議会だより178号が、第4位に入賞することができました。全国から300誌の応募がある中、9年連続の入賞です。編集や取材、配布に御協力いただいている皆様に深く感謝申し上げます。これを励みに、今後も住民の皆さんとの双向型の情報ツールとなるよう、誌面の充実に努めてまいります。毎回が試行錯誤の連続で、各方面に御迷惑をおかけしながらの発行ですが、どうぞ今後ともよろしくお願ひします。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（高橋 直也） 次に、議会運営委員会、安丸眞一郎委員長、登壇して報告を願います。なお、安丸委員長は議会活性化特別委員会の委員長でもありますので、議会活性化特別委員会についても続けて報告を願います。

○議会運営委員長（安丸眞一郎） 議会運営委員会委員長の安丸眞一郎です。

閉会中の所管事務調査等の報告を行います。

令和5年12月26日火曜日午後7時から、議会モニターとの意見交換会を行いました。改選後初めての意見交換会でしたので、議員全員で臨んだところです。議会モニターさんは、年末だったことからか、8名中3名の出席でした。12月議会の議会運営や一般質問、議会だよりなどについて意見交換を行ったところです。

次に、1月31日水曜日、神奈川県寒川町議会、翌2月1日木曜日、神奈川県葉山町議会へ委員5名全員と高橋議長同行により、報告会など広聴活動の実施状況について、2点目がペーパーレス化による議会運営について、3点目が議会BCP策定について、視察研修を行ったところです。

まず、広聴活動の実施状況について。寒川町議会では、過去の議会報告会で、議会に対しての苦情や突き上げの場となったことなどの反省から、現在はワールドカフェ方式による少人数のグループでのオープントークカフェを開催しているとのことでした。今後は、常任委員会と関係団体との意見交換会にもワールドカフェ方式の導入を検討しているとのことでした。

また、葉山町議会でも、議会報告会のほかに常任委員会と各種団体との意見交換会や、コロナ禍ではZoomによる団体との意見交換会を実施したことでした。

次に、ペーパーレス化による議会運営について。寒川町議会では、平成27年3月定例会からタブレット端末を導入し、ペーパーレス化による議会運営が進められています。タブレット端末導入によって、議会全体で紙資料10万枚分、金額にして、年間約92万円の削減効果を見込ん

でいるとのことでした。導入当初は、紙とタブレットを併用して進められ、同年12月議会から予算書、決算書を除く完全ペーパーレス化を実施されております。その後、現在に至っているところです。

また、令和4年3月からは新たな端末へ更改されており、議会活動のほか、外出先や自宅など政務活動でも使用できるようにしていることから、月額使用料4,300円のうち1,700円を各議員の政務活動費より負担しているとのことでした。

3点目の議会BCP策定についてですが、葉山町議会では、東日本大震災を受けて、平成24年6月に制定した災害時の緊急対応マニュアルを昇華させる計画として、令和4年4月に葉山町議会BCPが作成されています。風水害、地震、大規模感染症、その他の災害に分けて、議会BCPの発動要件、議会災害対策会議と任務、議員、事務局、議会の基本的な役割、行動基準などが整理されております。

今回の視察を終えて、2月15日に開催した視察の振り返りの委員会では、まず、議会報告会は、テーマを設定したほうがより充実するのではないか。また、常任委員会と各種団体との意見交換会を実施して、政策提言につなげていくことが重要ではないか。それから、2点目のペーパーレス化による議会運営については、当面、紙と併用しながらも早急に導入すべきではないか。3点目の議会BCPの策定については、町災害対策本部との調整や、町の災害状況を踏まえた計画策定が必要などの意見が出されたところです。

いずれにいたしましても、今回の視察研修での成果を議員全員で共有しながら、具体的に進めていきたいと考えているところです。

以上で、委員長報告を終わります。

○議会活性化特別委員長（安丸眞一郎） 続いて、議会活性化特別委員会の委員長報告を行います。

議会活性化特別委員会は、令和6年1月9日、全員協議会後に全委員出席の下、開催しました。令和6年度の活動計画について協議をしたところです。

大きく1点目は、政務活動費の創設及び議員の報酬など環境整備について、2点目として、先ほど報告しましたように、ペーパーレス化に向けたタブレット端末の導入について。この2点について、具体的取組を令和6年度進めていくこととしておるところです。

以上で、議会活性化特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（高橋 直也） これで、委員会所管事務調査の報告を終わります。

これで、議長報告を終わります。

次に、町長より挨拶をしていただきます。中山町長。

○町長（中山 哲志） おはようございます。議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和6年第3回大刀洗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用中にもかかわりませず御出席を賜わり、厚く御礼を申し上げます。

まず、本年1月1日の能登半島地震で被災された全ての皆様にお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになった方々の御冥福と被災地の一日も早い復旧・復興をお祈りを申し上げます。

さて、本年1月21日執行の大刀洗町長選挙におきまして、他の立候補者がなく、再度、今後4年間の町政を担わさせていただくこととなりました。この間の議員の皆様をはじめ町民の皆様の御支援に対し、心から感謝を申し上げますとともに、職責の重さに身が引き締まる思いでございます。

執行部と議会との関係は、よく車の両輪に例えられます。車の両輪が同じ方向に回転していかなければ、町政は前に進んでいきません。町民の皆様の負託に応えられるよう、これからも町民の皆様との対話を大切にした町政運営に真摯に取り組んでまいりますので、議員各位の御指導と御鞭撻を賜りますよう、ここに改めてお願ひを申し上げます。

大刀洗町議会では、先ほど平山委員長から御報告がありましたとおり、今年度も全国町村議長会主催の議会広報コンクールにおいて4位に入賞され、9年連続の入賞と伺っています。これまでの議会広報の取組に対し、敬意を表します。

それでは、本議会は2期目の任期がスタートして初めての議会でもありますので、今後4年間の町政運営に対する所信の一端を述べさせていただくとともに、新年度予算と主要事業の概要について、御説明をさせていただきます。

令和2年1月の町長就任以来、この間、安丸町政の継承と発展を掲げ、対話を大切にした町政を目指して、マニフェストでお約束した財政の健全化と子育て支援と教育環境の充実、町民の皆様の健康づくり、地域づくりの3本柱をはじめ、重要施策を着実に推進していくとともに、新たに防災力の強化や交通弱者対策等にも重点的に取り組んできたところです。

この結果、日本全体が人口減少と少子高齢化が進展する中、大刀洗町では、令和6年1月末の人口は1万6,065人と、町長就任時の令和2年1月末に比べて、398人の増、15歳未満の子供の数も2,423人と117人増加し、小中学生の学力も向上いたしています。

また、昨年12月に大東建託が発表した街の幸福度ランキング2023では、大刀洗町は、九州・沖縄で第1位に選ばれました。現在、大刀洗町は大きく変わりつつあります。新しい事業にも積極的に挑戦する職員も増えています。この流れを止めてはなりません。

私は町長就任前、県職員として二十数年間、福岡県全体を見てまいりましたが、大刀洗町ほど地域の絆や住民の皆様のつながりが強く、すばらしい町を知りません。大刀洗町の最大の強みは、町のこと、地域のことを自分事として考え、行動される住民の皆様自身です。町民の皆様に、大刀洗に住んでよかったです、住み続けたいと思っていただけるよう、これからも町民の皆様との対話

を大切にした町政を目指してまいります。

次に、新年度予算の概要について御説明をいたします。

令和6年度の一般会計予算につきましては、これまでの政策を継承するとともに、第5次総合計画及び大刀洗よかまち創生プロジェクトの各事業やマニフェストで掲げた政策を推進していくために必要な予算を計上し、総額89億2,500万円余で、前年度当初予算と比較して2,200万円余、率にして0.2%の減となってございます。

まず、歳入です。町税については、前年比190万円増の15億4,800万円余、地方交付税については、地方財政計画などを踏まえ、前年比1億円増の20億7,000万円を見込んでございます。また、多くの皆様から応援を頂いておりますふるさと応援寄附金については、前年度と同程度の5億円を見込んでいるほか、基金から9億1,000万円余を繰り入れることとしてございます。

次に歳出では、義務的経費は、人件費が人事院勧告や地方自治法改正に伴う会計年度任用職員への勤勉手当の支給などに伴い3.4%の増、扶助費は障害児（者）自立支援費等の増加に伴い9.5%の増、公債費は、役場庁舎の耐震改修工事の償還終了に伴い4.1%の減となってございます。

また、投資的経費のうち普通建設事業費が、菊池小学校の校舎の増改築、健康管理センターの改修、消防団分団車庫の新設工事の終了に伴い、前年比23.1%減の約11億4,600万円となってございます。

次に、令和6年度に取り組む主な事業につきまして、課ごとに御説明をいたします。

まず、総務課です。選挙関係では、令和7年4月に福岡県知事選挙が執行予定であり、令和6年度から必要な準備を進めてまいります。

総務関係では、住民の皆様が町の課題を自分事として捉え、考えていただけるよう、引き続き、自分ごと化会議、住民協議会に取り組むなど、住民の皆様の意見を町政に生かし、住民の皆様との対話を大切にした町政を推進してまいります。

また、来年度は、新たに職員を内閣府のデジタル庁や福岡県庁の市町村振興局政策支援課に研修派遣するなど、引き続き職員の人材育成と能力開発に取り組んでまいります。

財政関係では、引き続き健全財政を維持するとともに、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、町が管理する各施設の長寿命化に取り組んでまいります。

消防防災関係では、緊急告知防災ラジオの貸出対象を拡大するとともに、防災士の育成支援など、地域に密着した防災意識の啓発や防災訓練等の活動を通じて、今後とも防災力の強化に取り組んでまいります。

次に、地域振興課です。企画関係では、引き続きのりあい定額タクシー「ひばり号」の運行に

取り組むとともに、今後のライドシェアへの対応も見据え、まずは、町内におけるタクシーの利用状況や夜間の潜在的需要の把握に努めてまいります。

また、既存の公共交通の維持確保のため、甘木鉄道、西鉄バスへの補助や利用者が減少しております西鉄甘木線が今後も存続できるよう、事業者と協議を進めるなど、交通弱者対策に取り組んでまいります。

次に、自治振興関係では、引き続き慶應義塾大学SFC研究所と連携し、大刀洗みらい研究所の活動をはじめ、たちあらいつながりの学校PLATの開催など、対話の場づくりに取り組むとともに、地域コミュニティ活動の活性化に向け、校区センターを順次改修してまいります。

また、町の移動マルシェ「かてて」などを通じて、町民の皆様のやってみたい気持ちを応援してまいります。

本年度も多くの御寄附を頂きましたふるさと応援寄附金につきましては、来年度も多くの皆様に御寄附を頂けるよう、町内業者からの返礼品の充実とPRに努めてまいります。

次に、デジタル戦略関係では、令和7年度の基幹系情報システムの標準化・共通化に向け、業務の見直しや改善に努めるとともに、例えば、転入時に窓口で同じことを書かないで済む、書かない窓口の推進やオンライン申請の充実など、住民の皆様の安全安心で便利な生活に向け、デジタルを活用したフロントヤード改革に取り組んでまいります。

次に、住民課です。住民係の関係では、引き続き戸籍や住民基本台帳など個人情報の管理に万全を期すとともに、デジタル社会の実現に向け、戸籍法や住民基本台帳法などの関係法令が順次施行されることに伴い、必要な準備を進めてまいります。

生活環境関係では、より一層のごみの減量化と再資源化を目指して、引き続き各校区センターに設置した資源回収ステーションでのごみのリデュース・リユース・リサイクルの推進とコミュニティの活性化を目指した、3RプラスCの活動に取り組むとともに、新たに小型家電の再資源化に取り組んでまいります。また、引き続き空き家対策の強化にも取り組んでまいります。

次に、税務課です。来年度は、個人住民税の均等割に加算されておりました復興特別税が終了いたしますが、新たに国税として森林環境税が創設され、その賦課徴収事務が市町村の法定事務とされたことに伴い、個人住民税の均等割に加算する一方、令和6年度分の個人住民税において、定額による所得割の額の特別控除、いわゆる定額減税が予定をされてございます。

引き続き適正課税と公正な徴収に努め、税収の確保に努めるとともに、税務行政におきましても、住民サービスの向上に向け、DXの推進に取り組んでまいります。

次に、会計課です。令和6年10月からの金融機関の振込手数料の導入及び令和7年度からの金融機関窓口での税・料の納付手数料の導入に伴い、システム改修等、必要な準備に取り組むとともに、引き続き正確で安全な会計事務に努めてまいります。

次に、福祉課です。高齢者福祉係の関係では、高齢者の皆様が役割や生きがいを持ち、住み慣れた地域で生活できるよう、地域包括ケアシステムの構築に向け、引き続き在宅医療・介護連携や認知症施策、地域ケア会議の推進、生活支援体制整備に取り組むとともに、地域福祉と地域共生社会の実現に向け、新たに関係機関と連携して重層的支援体制の整備に取り組んでまいります。

介護予防事業では、健康寿命の延伸に向け、引き続き、校区・分館・男性の体操教室を実施するとともに、高齢者の積極的な社会参加を支援し、認知症予防と健康増進に向け、引き続き補聴器購入助成事業の周知と音楽サロン事業など、高齢者の通いの場や居場所づくりの充実に取り組んでまいります。

障害福祉係の関係では、障害のある人もない人も、自立し、安心して暮らしていく地域に向け、第3次大刀洗町障害者計画、第7期大刀洗町障害福祉計画及び第3期大刀洗町障害児福祉計画に基づき、福祉サービスと相談体制の充実に努めてまいります。

また、7月の同和問題啓発強調月間に啓発映画を上映するとともに、パネル展示や小学校での人権の花運動など、人権啓発活動を推進をしてまいります。

次に、健康課です。健康増進事業では、引き続き住民の皆様の健康寿命の延伸に向け、フレイル予防や重症化予防のため、地域の健康課題の分析や糖尿病などの生活習慣病への個別指導、ミニディや分館体操等での健康相談や健康指導のほか、20歳から39歳の若年者健診に取り組むとともに、新たに、がん検診事業に大腸がん・前立腺がんの個別検診を導入をいたします。併せて、引き続き民間企業と連携した保育園等での食育や足育事業など、町民の皆様の健康づくりに取り組んでまいります。

また、母子保健事業では、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して相談に応じ、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援と妊娠や出産後の経済的支援を一体的に行う出産・子育て応援事業を実施するほか、新たに7か月の乳児家庭訪問事業に取り組むなど、出産や子育て支援の充実を図ってまいります。

国民健康保険では、引き続き、県とともに安定的な財政運営や効率的な事業運営を目指していくとともに、各種届出の受付や医療費の給付、保健事業など、丁寧できめ細やかな事業運営に努めてまいります。

後期高齢者医療では、引き続き広域連合と連携を図りながら、誰もが安心して医療を受けることができるよう取り組んでまいります。

次に、産業課です。まず、流域治水の観点から、十三塚ため池と琵琶ため池のしゅんせつ工事を実施するとともに、山隈の中島ため池、十三塚ため池の2か所の耐震豪雨耐性評価を実施をいたします。

また、北部地区圃場整備事業では、7年目を迎えて事業完了に向け、引き続き換地処分に取り

組んでまいります。

農業振興関係では、引き続き、担い手農地集積促進事業や新規就農者育成総合対策事業などを通じて、担い手への農地の集積や新規就農者の支援の充実を図るとともに、JAなど関係機関と連携を図りながら、米の需給調整による米価の安定や農業所得の確保に努めてまいります。併せて、地域の目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定に重点的に取り組んでまいります。

農業委員会では、9月に農業委員及び農地利用最適化推進委員が改選予定であり、必要な準備を進めてまいります。また、農地中間管理事業による農地の集積・集約を推進するとともに、遊休農地の解消に努めてまいります。

商工関係では、引き続きプレミアム付き商品券の発行などを通じて、物価高で苦しむ住民の暮らしと地域経済の循環を応援するとともに、地域経済の活性化と雇用の促進に向け、新たに創業支援の補助制度を創設をいたします。併せて住民の消費生活に関する被害防止のための消費者教育や啓発活動、相談体制の強化を図ってまいります。

次に、建設課です。町道関係では、区長要望や道路巡視等により、道路舗装や側溝などの補修工事を実施するとともに、継続2路線、新規4路線、計6路線の道路改良事業を実施するほか、橋梁の点検22橋、詳細設計1橋、補修工事2橋を計画をしてございます。

水路環境整備では、引き続き床島地区の冠水対策事業や鵜木川のしゅんせつに取り組むとともに、町営住宅では、大堰団地の外壁防水塗装改修工事を実施してまいります。

下水道事業では、佐田川橋の架け替えに伴う下水道管路の移設をはじめ、下水道施設の維持管理に取り組んでまいります。

次に、子ども課です。学校教育関係では、引き続き豊かな心、確かな学力、健やかな体の調和の取れた自立できる子供の育成を目指してまいります。

具体的には、教科の知識、技能のように、テストではかれる学力だけではなく、向上心や協調性などのテストではかれない学力も含めて、骨太の学力を最上位の目標に掲げ、小中学校の9年間を通じて一貫した授業改善を進めるとともに、個別最適な学びと協働的な学びの実現に向け、1人1台端末や電子黒板などのICT機器の積極的な活用と学習者用及び指導者用デジタル教科書の導入、ICT支援員や特別支援教育支援員などの配置など、子供たちや先生方への支援に取り組んでまいります。

また、児童生徒に向き合う時間の創出と教育の質の向上に向け、児童生徒名簿や出席簿、週案・指導要録への記載など、学習評価をはじめとした業務を電子化する統合型校務支援システムを導入し、教職員の働き方改革を応援をしてまいります。併せて、保護者の負担軽減の観点から、引き続き学校給食への独自助成を継続するとともに、脱炭素社会の実現に向け、大堰小学校と本

郷小学校の屋内運動場の照明のLED化に取り組んでまいります。

子育て支援関係では、昨年10月から保育料の一層の軽減や副食費補助の増額など、子育て世帯の負担軽減に取り組んできたところですが、引き続き保育士確保や保育士の待遇改善など保育環境の充実に取り組んでまいります。

また、全ての子供と家庭を総合的に支援する相談体制の強化に向け、来年度新たに開設するこども家庭センター内に、不登校やひきこもりの児童なども含めた、子供の居場所づくりを支援する子ども自立サポートセンターを開設するとともに、相談室や親子で遊ぶスペースを整備するなど、今後とも安心して子供を産み育てることができる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、生涯学習課です。人権教育関係では、町民一人一人が人権を尊重し合える社会の実現に向けて、引き続き人権学習や平和学習会の開催と啓発に取り組んでまいります。

社会教育関係では、町民の皆様が、生涯にわたり人間性豊かな生活を送れるよう、各種講座や学級の充実を図るとともに、青少年育成町民会議や校区民会議、アンビシャス広場、チャレンジ教室、通学合宿などの活動支援を通じて、青少年の健全育成に努めてまいります。

町立図書館では、今月21日から久留米広域連携中枢都市圏の電子図書館事業として、新たに電子書籍の貸出しが始まりますので、周知に努めるとともに、引き続き町民の読書活動の推進に向け、施設運営や事業の充実に努めてまいります。

社会体育関係では、スポーツやレクリエーション活動を通じて、町民の皆様が健康で充実した生活が送れるよう、武道場の照明設備改修をはじめ、社会体育施設の維持管理に努めてまいります。

文化財関係では、国重要文化財の今村天主堂の耐震化対策及び保存修理に向け、地元保存団体や関係機関等と協議を行いながら、この2年間の調査工事の成果を基に、実施設計及び本工事に取り組んでまいります。併せて下高橋官衙遺跡や佐々木家住宅、発掘調査中の三原城址などについて、町が誇る文化財として後世に伝えられるよう、必要な調査や適切な保存活用に取り組んでまいります。

次に、今議会に提案しております令和5年度一般会計補正予算につきましては、諸事業の確定による不用額の減額補正と定額減税や戸籍関係のシステム改修、物価高騰対策などに必要な費用などを計上いたしております。

さて、本議会で御審議していただきます主な議案は、報告事項が1件、副町長の選任をはじめ人事案件が4件、専決処分事項の承認が2件、大刀洗町こども家庭センター設置条例の制定など、条例関係が10件、字の区域の変更が1件、町道認定が1件、令和5年度一般会計補正予算案など、補正予算議案が4件、令和6年度一般会計予算案など、予算議案が5件となってございます。

いずれも重要な案件を提案いたしておりますので、議員各員におかれましては、慎重に御審議

いただきまして、最後には御承認を賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶といたします。
どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） 町長の挨拶が終わりました。

これで諸報告を終わります。

日程第4. 報告第1号 専決処分事項の報告について

○議長（高橋 直也） 日程第4、報告第1号専決処分事項の報告についてを議題といたします。

松元総務課長、内容の報告を求めます。

○総務課長（松元 治美） おはようございます。総務課の松元です。

報告第1号の内容を説明させていただきます。

報告第1号専決処分事項の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年3月4日提出。大刀洗町長、中山哲志。

1ページをご覧ください。1枚おめくりください。専決処分書でございます。事故の概要について御説明いたします。

令和5年11月20日午前11時頃、職員が公用車の軽トラックを運転していたところ、業務で使用した長さ3.8メートルの竹を乗せ走行中で、ロープで固定した竹の結び直しをするために幅寄せをしようとしたところ、お店にあります看板に竹がぶつかってしまい、看板を破損させたということでございます。

相手方につきましては、大刀洗町にお住まいの方でございます。

過失割合として、町が100%となっております。損害賠償額といたしまして、45万1,000円。支払い方法といたしましては、町のほうが加入しております自動車損害共済から、相手方が指定した修理業者への振込という形となっております。

令和5年12月27日に専決処分いたしております。

1枚おめくりください。事故発生場所の簡単な地図と発生状況についてを載せております。

以上で、報告を終わります。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑のある方は。6番、安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 安丸です。事故の概要について、少し確認も含めてお尋ねをしたいと思います。

業務で使用して、竹3.8メートルを軽トラで運搬中ということですけども、これは処分するために運搬されていたのか。本郷基山線を北上する形になっていますから、具体的にどこかへ運搬しようとして軽トラに積載されていったのか。そこをまずお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求める。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 安丸議員の御質問にお答えいたします。

竹はどういうもので、どちらに運搬をしていたかという質問かと思います。

まず、竹については、町民体育大会において玉入れの競技で使用する籠をくくりつける長いさおでございます。こちらは、ふだん、運動公園の倉庫に格納しておりますけれども、町民体育大会開催準備のため、町役場のほうに持ってきておいたものでございます。結局、大会中止になりましたが、それを片づけるために、運動公園に運搬中に事故が発生したものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。ほかありませんか。11番、野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） すいません、ちょっと私詳しくないんですが、軽トラックに長さの3.8メーターということは、多分出るんですよね、長さを。これ車両制限か道路運送法か知らないけど、制限があると思うんですが、そこは許認可か何か要るようになっていたのか。たしか突き出しが、車両の長さの10%とか、そういう割合が決まっていたと思うんですが、そこは大丈夫なんですかね。

○議長（高橋 直也） 答弁を求める。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 野瀬副議長の質問にお答えいたします。

交通規制に照らしてどうかという御質問かと思いますけども、こちらについては詳細については確認をしておりませんでした。慣例として、その長い竹を軽トラックにロープで固定して運ぶということは、随分昔からやっていたかというふうに記憶しております。規制等について違反ではないかという点については、確認ができませんでした。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 運転中で、運転する方はどなたもそうですけど、例えば長さ制限とか、両側に、例えば前後に出る場合は赤旗をよくつけてあるのを見られると思うんですよね。だから、そういうところをきちんと教育しとかにやいかんちゅうたらいかんですけど。でないと、勝手にはぱっと積みよって、斜めに積んだら、今度は高さ制限にかかるたりするんですよ。それで軒先を当てたりしますので、そういうのをもう一回確認をされて、運転される方に周知徹底をお願いしたいということを申し上げておきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁よろしいですね。ほかございませんか。2番、古賀議員。

○議員（2番 古賀 世章） 2ページ目の事故発生状況について、ちょっと確認したいんですが。ここでは3.8メートルの竹を荷台に乗せて運びよったと。竹が左にずれたため、きびり直そうちゅうんですか、固定しようと思って、幅寄せしたら、看板があることを忘れて竹が看板に当た

ってしまったと書いてあるけど、どっちが先かなと思ってですね。突き当てたけん止まったっちやないんですか。これ何かわざとらしい表現のごたるもんですからね。その辺とこをもう少し詳しく、正直に説明してください。

○議長（高橋 直也） 佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 古賀議員の御質問にお答えいたします。

竹が当たってしまって止まったのではないかという御質問だと思います。こちらについては、看板については敷地内にありますので、そのまま道路を通行していれば、衝突はしていなかつたものと考えております。竹が固定が不十分で少し左にずれてしまったと。そのため結び直すために、幅寄せを店の駐車場に向かってしたために、看板に竹が衝突したものというふうに報告を受けております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀議員。

○議員（2番 古賀 世章） ちょっとといまいち納得性がないちゅうか、当たったから止まったんじゃないですか。止まって当たったような表現みたいなんんですけど。竹だから、もし当たるならですよ、がばっと竹は横に振れて、何メーターかずれるはずなんんですけど、そうなる前に気がつかんやったかなと思うたもんですからね。どうもいまいち納得できないなと思いまして、そこどうなんですか。もう一度、お願ひします。

○議長（高橋 直也） 佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 重ねてお答えいたします。

あくまでこのように竹がずれたために幅寄せをしたと、結び直すために、固定し直すために幅寄せをしたと。その結果、敷地内の看板に衝突したというふうに報告を受けておりますし、保険会社のほうにもそのように御報告をしているところですので、虚偽等はないと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀議員。

○議員（2番 古賀 世章） すみません、くどいようですけれども、なんか今の話からいくと、やっぱり止まってから当たったような感じですね。説明からいうと。その程度であれば、補修費に四十何万もかかるもんかなと思って。ちょっと当たったぐらいやったら、五、六万か、そんなもんかな。四十何万というなら、がばつといったんじやないかなという気がしますけど、その辺どうなんですか。

○議長（高橋 直也） 佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 重ねてお答えいたします。

私の回答と少し食い違つておったようでございます。幅寄せをして車を寄せたから看板に竹が

衝突して止まったという表現は正しいと思っております。止まって当たったではなく、幅寄せをして止まろうとした際に、先に、車両が止まる前に看板に竹が衝突して、本人も車を結果的に止めたというふうな結果になったろうというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀議員。

○議員（2番 古賀 世章） 大体納得したんですけど、その補修代が四十何万というのは、ちょっとべらぼうな金額なんんですけど、それは特殊な看板かなんかやったんですか。その辺のところ分かつたら教えてください。

○議長（高橋 直也） 佐々木課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 看板についての御質問でございますが、私が確認をしたところ、中に電気が入っていて夜になると光るものであったというふうに考えております。そういった電気設備等の損傷もあったのかなというふうに考えますが、詳細な金額については、ちょっと分かりかねるところもございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。ほかございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） ないようですので、これで1日目の質疑を終わります。

日程第5. 同意第1号 大刀洗町副町長の選任について

○議長（高橋 直也） 日程第5、同意第1号大刀洗町副町長の選任についてを議題といたします。
提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 同意第1号の説明をいたします。

同意第1号大刀洗町副町長の選任について、大刀洗町副町長に下記の者を令和6年4月1日付で選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める。

住所、大刀洗町大字栄田、氏名、重松俊一。

令和6年3月4日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、現副町長が令和6年3月31日をもちまして任期満了となりますので、新たに副町長の選任が必要であるため、この同意案を提出しております。

1枚おめくりください。履歴書を添付しておりますので御一読ください。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑のある方は、7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） すいません、内容に関することじゃないんですけど、提案理由、こ

れ先ほど朝配付されまして、その後すぐ差し替えがありました。差し替えたのを見ても、提案理由の中に脱字があると思います。日付ですね。それから、先ほどの専決処分書も、多分現場の住所が間違っているんじゃないかと思いますし。後日説明させていただくんですが、こういう短い提案書であっても、読み合わせとかなさってありますでしょうか。先にお尋ねしたいんですが。先ほどの、多分、事故現場の住所も違つとるんじゃないですかね。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 副町長の選任につきましては、当日配付ということで、資料のほう、なかなか出回らないように、ぎりぎりまで印刷等を行っていなくて、読み合わせと副町長の分にはいたしておりませんでしたので、こういったことが起きて申し訳ございませんでした。ほかの分につきましては、読み合わせを行いまして確認をしております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 総務課長、よければ、どこが間違っているのかを説明してもらってよろしいでしょうか。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） では、同意第1号の部分につきましては、提案理由のところの令和6年3月31日の「日」がないものでございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 直前に出すからというのは、全然理由にならないので。すいませんけど、くれぐれもよろしくお願ひしたい。ゼロにしろとは言わないですよ、人間のやることですから。我々も間違いございます。編集にはずっと携わっておりますので。ただ、限りなくゼロにする努力と、やっぱりそういう制度設計が大事だらうと思います。これについては、また後日申し上げます。

以上です。

○議長（高橋 直也） ほかにありませんか。8番、河野政之議員。

○議員（8番 河野 政之） 8番の河野政之でございます。

今回、副町長の選任ということで今日出されてありますけど、よろしければ、重松さんはすばらしい方と私も存じております。私も分団長をしておったときに、彼がちょうど係長でした。消防の担当をしていただいておりました。それで、人間的にはすばらしい方なんんですけど、皆様御承知のように、どこかの市長、どこかの町長がセクハラで大きな問題を起こしております。重松さんはそういうことはないと思いますけど、私どもが分団長のときに、懇親会でお酒を飲んでいる場でも、そういうときお酒がちょっと入ると、うんというようなところがありましたので、そういう付近も十分気をつけていただいて、こういうマスコミに取り上げられないようなふうに本人

にも十分気をつけてもらいたいなと思っている。人材としては、私はすばらしい方と思っております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 十分に注意していただくということに関しての答弁は求めますか。

○議員（8番 河野 政之） 結構です。

○議長（高橋 直也） それでは、ほかにございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） ないようですので、これで1日目の質疑を終わります。

日程第6. 同意第2号 大刀洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（高橋 直也） 日程第6、同意第2号大刀洗町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 同意第2号について御説明いたします。

同意第2号大刀洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について、下記の者を大刀洗町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

住所、福岡県三井郡大刀洗町大字山隈、氏名、高松廣美。

令和6年3月4日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、現固定資産評価審査委員会委員の任期が満了となるため、後任の委員を選任する必要がございますので、同意案を提出いたしております。

1枚おめくりください。履歴書を載せておりますので御一読ください。

任期につきましては、3年となっております。引き続き、高松様のほうにしていただくような形となっております。

以上です。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで1日目の質疑を終わります。

日程第7. 同意第3号 大刀洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（高橋 直也） 日程第7、同意第3号大刀洗町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求める。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 同意第3号大刀洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について、下記の者を大刀洗町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

住所、福岡県三井郡大刀洗町大字今、氏名、平田秀信。

令和6年3月4日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、現固定資産評価審査委員会委員の任期が満了となるので、後任の委員を選任する必要がありますので、同意案を提出いたしております。

1枚おめくりください。履歴書のほうを載せております。

こちらの方は新たに1回目という形になります。任期は3年となっております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑のある方は。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで1日目の質疑を終わります。

日程第8. 同意第4号 大刀洗町教育委員会委員の任命について

○議長（高橋 直也） 日程第8、同意第4号大刀洗町教育委員会委員の任命についてを議題いたします。

提案理由及び内容の説明を求める。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 同意第4号大刀洗町教育委員会委員の任命について、下記の者を大刀洗町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求める。

住所、福岡県三井郡大刀洗町大字高樋、氏名、菰田佳明。

令和6年3月4日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、現教育委員が令和6年3月31日をもって任期満了となるため、後任の教育委員を新たに任命する必要があるため、この同意案を提出いたしております。

1枚おめくりください。履歴書のほうをつけておりませんので御一読ください。

また、任期については4年、こちらのほうは1回目の任命という形になっております。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑のある方は。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで1日目の質疑を終わります。

日程第9．選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（高橋 直也）　日程第9、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋 直也）　異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋 直也）　異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

お手元に配付のとおり、選挙管理委員会委員には、中村療助君、辻正春君、古賀そのみ君、弓削憲二君を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました方々を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋 直也）　異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました中村療助君、辻正春君、古賀そのみ君、弓削憲二君が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、溝上美智留君、高松秀典君、久保弘之君、森山幸代君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方々を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋 直也）　異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました溝上美智留君、高松秀典君、久保弘之君、森山幸代君が選挙管理委員補充員に当選されました。

なお、御本人に当選告知書を送付し、当選承諾書の提出により就任することが決定します。

日程第10．承認第1号 大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（高橋 直也）　日程第10、承認第1号大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の専決

処分の承認を求ることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） 住民課の案納でございます。よろしくお願ひします。

それでは、承認第1号の御説明をいたします。

承認第1号大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求ることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年3月4日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める政令の一部を改正する政令の改正に伴い、大刀洗町手数料条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分をしたので、ここに報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

専決第2号の写しでございます。令和6年2月16日付で大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例を専決処分しております。

今回の内容につきましては、戸籍法の改正が行われまして、3つのサービスを令和6年3月1日より提供することとなっておりまして、それに対する各種証明書の交付に関する手数料を定めるものとなっております。

簡単に御紹介しますが、1つ目が戸籍謄抄本の広域交付でございます。現在の本籍地の市町村に対してしかできなかつたものが、本籍地以外の市町村の窓口でも可能となります。

2つ目です。2つ目は、電子証明書提出用の識別符号の発行でございます。この符号で関係行政機関への提出をすることで、電子的な戸籍の情報を確認することが可能となり、戸籍謄本等の省略ができるようになっております。

3つ目です。戸籍の届出の情報の内容の証明書の交付と閲覧ができるようになっております。書類のイメージデータについて電子化した証明についても、交付、閲覧が可能となるようになっております。

それでは、手数料条例の改正については、6ページ、新旧対照表で御説明したいと思っております。左側が新ですね、右側が旧、改正前となってございます。改正箇所につきましては、下線を引いてございます。

大刀洗手数料条例の第2条関係の法令に基づく事務に関する手数料の別表第2の改正でございます。

(1) につきましては、事務の種類欄に第120の2の1項、これが広域交付の条文になります。

すけれども、これを追加しております。また、文言の整理としまして、磁気ディスクをもって調製された戸籍に記載されている事項の全部又は一部を証明した書面を戸籍証明書というふうに改めております。摘要欄に、広域交付を含むを追加してございます。

次のページをお願いいたします。

(3) でございます。(3)につきましては、新たに追加した項目となっております。戸籍電子証明書提出用符号番号の発行の手数料を定めるもので、1件400円としております。摘要としてただし書のほうで、同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書を同時に請求する場合は無料とするとしております。

(4) でございます。旧については(3)ですね。についても(1)と同様に、広域交付の条文であります第120条2第1項を追加しております。

文言の改定として、磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記載されている事項の全部又は一部を証明した書面を除籍証明書というふうに改めております。摘要欄は同様で、広域交付を含むと追加しております。

続いて、8ページをお願いいたします。

(6) でございます。こちらも新しく追加されたところになります。除籍の電子証明書提出用の識別符号発行について、新たに手数料を追加したもので、1件700円としております。こちらも同様、ただし書のほうで、同一の事項の証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書を同時に請求する場合は無料とするとしております。

9ページをお願いいたします。

(7) についてでございますが、こちらは戸籍の届出の画像電子データ等ができることになったことによるもので、又はからですね、同法第120条の6第1項の規定に基づく届書の情報の内容の証明書の交付を事務の種類欄に追加し、名称欄に届書等情報の内容の証明書の交付手数料を追加しているものになっております。

(8) についても同様で、同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内を表示したものについても閲覧がされることとしております。

(9) から(31)につきましては、新しく2つ項目を追加したことから、番号の繰下げを行っております。

5ページにお戻りください。

附則でございます。

この条例は、令和6年3月1日から施行するということでございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで1日目の質疑を終わります。

ここで暫時休憩をしたいと思います。議場の時計で11時20分より再開します。

休憩 午前11時07分

.....

再開 午前11時20分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

再開するに当たり、総務課長より発言の許可を求められておりますので、許可をいたします。

松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） すみません、報告第1号のほうをご覧ください。

1枚おめくりいただきまして、専決処分書の中でございます。重ね重ね申し訳ございませんが、事故の概要というところでございます。4行目のところに、お店の敷地内の後の括弧書きで住所をしておりますところの漢字が間違いがございまして、本郡という「郡」となっておりますが、「郷」に訂正をさせていただきます。何度も申し訳ございませんでした。

日程第11. 承認第2号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めるについて

○議長（高橋 直也） それでは、続きまして、日程第11、承認第2号令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 承認第2号の説明をさせていただきます。

承認第2号令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めるについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年3月4日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、物価高騰対応重点支援交付金給付事務の執行並びに地積測量図作成業務を委託するため、予算の補正を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をしたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

1枚おめくりください。専決処分書でございます。令和6年1月15日に専決処分しております。

もう1枚おめくりください。専決第1号令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第9号）。

令和5年度大刀洗町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ426万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億9,763万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。令和6年1月15日専決、大刀洗町長中山哲志。

予算に関する説明書の4ページをご覧ください。一番後ろのページ、2枚目の裏側という形になります。

歳出、3款1項16目物価高騰対応重点支援地方交付金（定額減税一体支援）事業費、補正額といたしまして391万3,000円をしております。こちらのほうは国庫補助金となっております。

主な補助といたしましては、12節の委託料、システム改修委託料のほうで300万組んでおります。

次に、7款2項1目道路維持費、12委託料といたしまして、地積測量図作成業務委託料といたしまして34万8,000円を計上いたしております。

前のページをご覧ください。

歳入でございます。14款2項1目総務費国庫補助金、5節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金といたしまして、先ほどの一体支援の事務費といたしまして391万3,000円、19款1項1目繰越金、1節繰越金で前年度繰越金で34万8,000円を計上いたしております。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで1日目の質疑を終わります。

日程第12. 議案第1号 大刀洗町こども家庭センター設置条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第12、議案第1号大刀洗町こども家庭センター設置条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） では、議案第1号大刀洗町こども家庭センター設置条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由、内容の説明をさせていただきます。

令和6年度からこども家庭センターを設置するため、新たに設置条例を制定する必要がございますので、今回提出するものでございます。

次のページをお開きください。

大刀洗町こども家庭センター設置条例でございます。

設置、第1条、大刀洗町こども家庭センター（以下「こども家庭センター」という。）は、妊娠産婦及び子ども並びにその家庭に対し相談その他の支援を行うことにより、子どもを安心して産み育てることができる環境の整備を図るための拠点として設置するものでございます。

名称及び位置でございます。

第2条、こども家庭センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

1、名称でございます。大刀洗町こども家庭センター。

2、位置につきましては、大刀洗町大字富多819番地。

委任でございます。

第3条、こども家庭センターの管理及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規定で定めるものでございます。

附則でございます。

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲において規則で定める日から施行するものでございます。

2、大刀洗町健康管理センター設置条例につきましては、廃止するものでございます。

本来でしたら、4月1日という形の表現になるかと思いますけれども、低圧ケーブルの納入につきまして遅れる可能性がございましたので、施設の竣工が遅れる可能性がございましたので、こういう形での、公布の日から起算して6月を超えないという表現にさせていただいているものでございます。

今のところ工事につきましては、予定どおり年度内の竣工予定となっているものでございます。

簡単でございますけども、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで1日目の質疑を終わります。

日程第13. 議案第2号 大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第13、議案第2号大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） それでは、議案第2号の説明をいたします。

議案第2号大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、令和6年7月1日付で組織機構を見直すことに伴い、当該条例の一部を改正する必要があるため、この条例案を提出いたしております。

3ページの新旧対照表をご覧ください。

新のほうをご覧ください。新たに、総務課の後に企画財政課を追加いたしております。また、産業課を農政課という形で課名の変更をいたしております。

次のページをご覧ください。4ページとなります。

新たにつくりました企画財政課につきましては、1番から5番までの部分に関しては、地域振興課からになっております。

企画の部分でございます。町の重要な企画及び総合調整に関すること、2、町勢振興及び地域総合開発に関すること、3、統計に関すること、4、人口維持及び定住促進に関すること、5、業務改善に関すること。

6番目につきましては、産業課より、消費者生活に関すること。

7、8につきましては、総務課のほうの財政係のほうからでございます。7、町の財政に関すること、8、町有財産に関すること。

9番目につきましては、地域振興課のDXの関係でございます。9、電子計算業務の執行管理及び電子自治体の推進に関することでございます。

それ以降につきましては、号数の変更という形になっております。

また、その後につきましては、地域振興課内に産業課の商工部分を持ってまいりますので、地域振興課の6、商工業に関すること、7、計量に関すること、8、労働行政に関することを新たに新設いたしております。

2ページをご覧ください。

附則でございます。

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑のある方は。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。1つお聞きしたいのが、商工業に関することなんですが、これは町長にお尋ねしたいんですが、町長が以前から、副町長時代から、地域の経済が

地域で回るようにと、お金が回るようにということをおっしゃっていることは大変すばらしい方向性だと思います。

一方で、大刀洗においては、ちょっと商工業に関する支援が弱いんじゃないかという意見もございました。今回、農政課にあった商工業に関することが別の課に移って、地域と多分一体にということでなさるんだと思いますが、そこら辺につきまして、今後、商工業のさらなる支援とか発展につきまして、今回の課の再編で、町長として、こういうふうに商工業を打ち出していきたいとか、どういうものと絡めていきたいとかいうお考えがあれば、今日お聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

今回の組織改正につきましては、総務課と地域振興課と産業課の事務分掌を見直して、新たに企画財政課を設置するというものでございます。

この狙いについては、いろいろございますけれども、今持っております総務課、地域振興課、産業課のほうが、かなり所掌事務の範囲が広うございまして、また事務の内容を見ても、例えば観光であれば地域振興課が所管をし、商工であれば産業課の中で所管をしているとか、同じような部分をかなりふくそうしている部分もございまして、今回、新たに企画財政課を設置することで、その整理を図るものでございます。

一つには、議員から御指摘がありましたように、商工業の振興というのもございます。また、その裏面ですけれども、農業の振興というのがございます。どうしても今後5年、10年のこれからの大刀洗町の農業をどうするか、どうしていくかというのが、まさにこれから真剣に取り組んでいかないというところでございまして、そうなった場合、産業課のほうが、どうしても農業振興に重点的に取り組む必要がございますので、産業課の中の農業振興に関わる部分以外を今回、地域振興課と企画財政課に分掌させるものでございます。

また、そのほかにも、企画と財政の一体的な推進であるとか、あるいはDXの比重がますます高まってございますので、これは企画においてもそうですし、財政においてもそうなんですけれども、そこを一体的に推進する体制を取ることで、今回考えてございます。

また、私のマニフェスト等でも、町民の皆様にお約束をしております。町民の皆様との対話を大切にした行政、そういうのも進めしていくために、今回このような組織改正をお願いしているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 農政の発展ということでよく分かりました。また、商工においても、近年の報道によりますと、近隣の自治体に非常に巨大な商業施設等が誘致されるということで、

巨大な施設はできるんだけど、じゃあ、町内の小規模あるいは県内のチェーン店等がどうなるのかというのは、非常にやはり、地域の近くに特に年配の方がお買物に行ける場所が残るのかどうか。そして、地域で個人として、創業支援というのがありましたけど、そういうものが成り立つかどうかが、今から4年間で非常に大きく問われてくると思いますので、商工業の支援とともに、地域のこうした商店等が維持できるような対策も併せて考えていただきたいと思います。

答弁は結構でございます。以上です。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑のある方おられませんか。11番、野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 野瀬でございます。同じようなことをちょっとお聞きするんですけど、冒頭に町長が挨拶の中で、来年度ですね、6年度の予算の概要について御説明がございました。それは従来の課ごとに説明をなさって、ある程度分かったんですけど。要はこういう組織を改革するに当たって、今まで例えば第5次の基本計画をずっと遂行されてきて、もっとこういうとこ、今、平山議員もちょっとおっしゃったんですが、こういうところに力を入れてやるべきだとか、あるいは課と課のはざまといいますか、ダブったり、なかなか構が埋まっていない部分とか、そういうのを考えられたんだと思うんですよね。だから、そういうことで総合調整的な企画財政みたいなところをきっちと柱に置いて、今マニフェストの推進をやっていこうということだろうと思うんですが、そこら辺の狙いといいますか、今後5か年で計画を遂行していく上で、やはりこういうことが非常に大事だということを、今おっしゃったのかも分かりませんけど、一つそこら辺の組織改革に当たって、目指していくといいますか、何をきっちと目指してやっていくとされるのかを、もう一回ちょっと説明していただければと思います。すみません。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬副議長の御質問にお答えをいたします。

同様の答弁になるかもしれませんけれども、1期目は、どうしてもコロナ禍への対応と災害対策に終始をして、1期目のマニフェストでお約束をいたしました、例えば地域で経済が循環する仕組みでありますとか、あるいは農業従事者、あるいは地域の方もそうなんですが、担い手の確保とかですね、まだ十分に取り組めていない大きな課題がございます。そこについて取り組んでいくためにも、今回、組織改正を行うというのが一つの趣旨でございます。

また、先ほども申し上げましたとおり、今DXがかなり大きな比重を占めておりますし、そういうDXを活用した行政というのを考えていく必要がございます。

この分野、どうしても予算的にもかなり大きなものになりますけれども、いわゆるベンダーロックに引っかかりがちなというか、要は事業者の言いなりにならないようにするためにも、きちんとそこは確認してやっていく必要があると思ってございます。

そういう意味でも、今回、企画財政課のほうにですね、企画と財政とDXを一つの課にするこ

とで、その辺を全序を相互調整しながらできる体制にしたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。ほかにございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで1日目の質疑を終わります。

日程第14. 議案第3号 大刀洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第14、議案第3号大刀洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 議案第3号の提案理由及び内容について御説明いたします。

議案第3号大刀洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴いまして、当該条例の一部を改正する必要がございますので、この条例案を提出いたしております。

9ページをご覧ください。新旧対照表でございます。

上位法の改正でございますので、その部分での変更でございます。旧のほうで、趣旨の第1条のところで、3行目から、法の「第19条第9号」のところを「第19条第11号」に変更いたしております。

また、第2条第1項の第5号、第6号のほうを新たに加えております。第5号につきましては、特定個人番号利用事務、法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務という。第6号、利用特定個人情報、法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

次のページ、10ページでございます。

こちらのほうは、前のページから続きまして、特定個人番号利用事務という形で、今後、利用事務という形の文言となってまいります。

次の第3項につきましても、こちらのほうも特定個人番号利用事務という形で変更をいたして

おります。

特定個人情報の提供の部分につきましても、変更がなされまして、法の「第19条第9号」が「19条の第11号」と変更となっております。

また、10ページの下のほうからの附則で別表を定めておりますが、こちらのほうにつきましては、町での独自利用、庁内連携に関する別表という形となっております。

8ページに戻っていただきまして、附則でございます。

こちらのほうにつきましては、附則。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行するという形にしております。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで1日目の質疑を終わります。

日程第15. 議案第4号 大刀洗町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第15、議案第4号大刀洗町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） それでは、議案第4号の内容を説明いたします。

議案第4号大刀洗町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、土地・建物の使用料及び自動販売機・広告物を除く工作物等の設置に係る行政財産使用料を徴収するため、条例を改正をする必要がございますので、この条例案を提出いたしております。

2ページの新旧対照表をご覧ください。

使用料の額の第3条のところに、新たに、第1号に土地又は建物を次項以外の目的に使用する場合の使用料の額は、別表1に定めるところにより算出した額とするを追加いたしております。

また、第2項の第3号のところに、新たに、その他工作物の設置のために行政財産の使用の許可を受けた者が納付すべき使用料、大刀洗町道路占用料徴収条例の例により算出した額といたしております。

また、第3項、第4項については、新たに追加いたしまして、土地又は建物を使用する場合の使用料の額が前2項によりがたい場合並びに土地及び建物以外の行政財産を使用する場合の使用料の額は、町長が別に定める額とする。

第4項、前3項の使用料は、期間に1年未満の端数があるときは、月割りにより計算し、1月に満たない日数については、1月を30日とみなして日割りにより計算する。

別表第1号、第3条関係でございます。こちらのほうで土地と建物の金額の年額を定めているものでございます。

1ページにお戻りください。

附則でございます。

施行期間、1、この条例は、令和6年9月1日から施行する。

経過措置、2、この条例の施行の際、現に改正前の大刀洗町行政財産使用料条例の規定により使用の許可を受けた使用料については、なお従前の例によるといったしております。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑はございませんか。野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 1ページ目の経過措置のところでございますけれども、現に改正前の大刀洗行政財産使用料の規定により使用の許可を受けた使用料については、従前によるということが書かれております。いろんなところに自動販売機とかそういうのが置かれていると思うんですが、それは今まで料金を取ってあったのか、取っていないのか分かりませんけど、それはそのままずっと、今、前の条例で定めた料金でやっていきますよと。これはその頃、9月ですか、9月1日から施行する分については、ここに書かれているような率で乗じた額をしますというのか。ちょっとバランス的にどうなのかというのがありますので。例えば料金を取っていなかったら、ずっと料金は取らなくていいような形になりますので、そこらはどうなっています。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 野瀬副議長の御質問にお答えいたします。

新旧対照表の2ページのところでございます。第3条第2項の第1号のところでございますが、もともと自動販売機については100分の10以上を乗じて得た額を納付していただいております。今現在につきましても、自動販売機の売上げの中から大体10%以上ということで、20%ぐらいの売上げの部分からの使用料を頂いているところでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（高橋 直也） よろしいでしょうか。野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） ということは、従前定めた、今パーセンテージをおっしゃいました。その料金ですと行きますよと。新たなものについては、この条例で定める率で行きますよ

ということになるんだろうと思うんですけど、その差が、自動販売機だけに限らんと思うんですけど、その差があると思うんですよね。例えば、片一方は10%、片一方はこの計算で何か出てくるような料金になると思うんですけど。それは、普通だったら経過措置をある程度決めといいて、そして後で調整をするような形を、一般的だったら、そういう取り方をするとは思うんですけど、そこら辺は大丈夫なんですかね。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬副議長の御質問にお答えをいたします。

私の理解が不正確だったら申し訳ないんですけども、行政財産の目的外使用許可について、例えば使用許可を5年間とかで出しておりますので、既に5年間で許可を出している分については、従前の例によってやります。何年か後に切替えの期間がございますので、切替えになったときには、この改正条例に基づいて徴収をするという形になります。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。ほかにございませんか。2番、古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 2番の古賀でございます。ちょっと確認ですけど、先ほどから使用者のものにつきましては、自動販売機みたいなお話が出とったように思うんですけど、これ以外にどういうものがまずあるのかというのが一つと。

もう一つは、施行期日が9月1日、なんか中途半端な日になっとるんですけど、何でこういうふうになっとるのかというところを説明していただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 今回の改正につきましては、主なものといたしましては、12月の議会のときに、建設課のほうが、電柱なり電線なりの料金を取るというのがありましたので、今度は、町の所有の土地等にそういったものがある場合には料金を取っていくというのを定めたものでございます。

ただ、今回9月といたしましたのは、町の所有物が財政だけではなく、教育委員会には学校の施設なり、地域振興課には校区センター等、課をまたがって所有している町の土地等がございますので、そういったのを半年間で上げて、また、どういったものがあるのかを確認した上で徴収していくという形で条例を制定いたしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（高橋 直也） 古賀議員。

○議員（2番 古賀 世章） おおむね分かりましたけれども、一応9月1日というのは、今から各課で調べるということですね。じゃあ、具体的に自動販売機だけなのか。それ以外にどういうものがあるかというのは、現時点ではまだ分かっていないということですか。そこをもうちょっと詳しく教えてください。

○議長（高橋 直也） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 自動販売機につきましては、既に設置されている分に対しては料金を取っておりますので、そういったのは継続的に。今から新たに確認していくというのは、電柱であったり、電線であったり、また、下に埋まっているものといったら何と言ったらいいんでしょうかね（「埋設物」と呼ぶ者あり） そうですね、になってまいります。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。ほかにございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） それでは、これで1日目の質疑を終わります。

日程第16. 議案第5号 大刀洗町就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第16、議案第5号大刀洗町就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 地域振興課、村田でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第5号について御説明いたします。

大刀洗町就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由です。大刀洗町就業改善センター管理運営委員会からの要望を踏まえ施設の名称等を変更するため、該当条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

こちらは、長年、就業改善センターとしてきました菊池校区の校区センターでございますが、名称が時代の流れとともに実情に合わないとのことで、地域より名称変更の申出を受けておりました。また、設置目的に関しましても、実情に合わせた内容に変更してほしいとの要望があり、改正の上程となりました。

新旧対照表をお開きください。

新旧対照表、旧の部分、最上段、「大刀洗町就業改善センター」の設置及び管理に関する条例とあるものを、新、「大刀洗町菊池校区センター」とするものです。

名称変更に伴い、1条を、この条例は、大刀洗町校区センターというふうに書き換えます。

旧の2条をご覧ください。就業改善センターはとありますものの後に、すみません、新をご覧ください。新の2条ですね。名称を菊池校区センターとしまして……。新の2条、就業改善セン

ターを菊池校区センターに変更しました後、コミュニティの活性化及び住民参画と協働のまちづくりの推進並びにという文言を追記するものです。

第3条以降は、それぞれ「就業改善センター」とあるものを「菊池校区センター」と名称変更するものです。

1ページへお戻りください。

附則です。

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上で、説明を終わります。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで1日目の質疑を終わります。

ここでお昼の休憩をしたいと思います。議場の時計で13時15分から再開をいたします。

休憩 午後0時01分

.....
再開 午後1時15分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

日程第17. 議案第6号 大刀洗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第17、議案第6号大刀洗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） それでは、議案第6号について御説明いたします。

議案第6号大刀洗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、当該条例の一部を改正する必要がある。これが条例案の提出する理由でございます。

今回の条例改正につきまして、最新型のスマートフォン、そういうもののを使ってのコンビニでの交付等ができるようになるものでございます。

新旧対照表を使って御説明します。

2ページをお願いいたします。

左側が新、右側が改正前となっております。

まず、第13条の2の見出し中、民間端末機を多機能端末機と改正しております。また、本文につきましては全文の改正でございます。前条の規定にかかわらず、登録者は多機能端末機（本庁の電子計算機と電気通信回線で接続された本庁以外のものが接続する端末機で利用者が必要な操作を行うことにより、自動的に証明書等を交付する機能を有するものを言う）に個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る）または、移動端末設備、これがスマートフォンのこと指します。電気通信業務法第12条の2第4項第2項に規定する移動端末設備であって、（電子証明等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る）を用いて電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第42条第2項に規定する暗証番号、その他の必要な実行を入力することにより、町長に対して印鑑証明の交付を申請し、その交付を受けることができるとしております。

2項につきましては、申請業務等を第1項に盛り込んでおりますので、削除をしております。

1ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第18. 議案第7号 大刀洗町公共下水道事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第18、議案第7号大刀洗町公共下水道事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 建設課、棚町でございます。議案第7号につきまして、提案理由及び内容の説明をさせていただきます。

議案第7号大刀洗町公共下水道事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございますが、国税徴収法の改正に伴い、滞納処分等における調査等の方法及び職

員証の取扱いについて当該条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案の提出理由でございます。

条例の内容につきましては、2ページの新旧対照表で御説明をいたします。

旧条例では、滞納処分職員証の第5条滞納処分職員は、使用料等の滞納処分のため、財産差押を行う場合、または財産差押に関する調査のため質問し、もしくは検査を行う場合には滞納処分職員証別記様式を携帯しなければならない。を、新条例におきまして質問・検査・提示もしくは提出の要求、もしくは捜索をし、または国税徴収法、昭和30年法律第147号第146条の2の職務を執行する場合には、滞納処分職員証別記様式を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。に改正するものでございます。

1ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第19. 議案第8号 大刀洗町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第19、議案第8号大刀洗町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 議案第8号の提案理由及び内容について説明をさせていただきます。

議案第8号大刀洗町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございますが、地方自治法の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたため、当該条例の一部を改正するものでございます。内容については2ページの新旧対照表で御説明をいたします。

第5条、法第34条において準用する地方自治法昭和22年法律第67号第243条の2の2第8項の規定を、第243条の2の8第8項に地方自治法の一部改正に伴い改正するものでございます。

1ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第20. 議案第9号 大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第20、議案第9号大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 議案第9号大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出いたします。

令和9年3月4日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。放課後児童支援員の資格要件を拡大するため、大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要がございます。これが提案理由でございます。

最後の2ページをお開きください。新旧対照表で説明させていただきます。

第11条の3項でございます。その4行目でございます。研修を終了したものの後ろに、放課後児童支援員の業務に従事することとなった日から起算して2年を経過する日までに終了することを予定としているものを含むというものを追加させていただくものでございます。

これにつきましては、厚生労働省のほうが放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を設けております。この基準の第1条の中で、児童福祉法の中でございますけど、市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準を設けているものでございます。これに基づきまして、今回、この部分を追加させていただくものでございますけども、今回の同じ内容につきましては、近隣の自治体でありますと久留米市または福岡市のほうでも同じような要件を加えているものでございまして、こうすることによって資格要件を拡大して支援員の確保に努めるものでございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第21. 議案第10号 大刀洗町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也）　日程第21、議案第10号大刀洗町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一）　議案第10号大刀洗町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。令和6年7月1日付で組織機構を見直すとに伴い、当該条例の一部を改正する必要がございます。これが条例案を提出する理由でございます。

新旧対照表で説明させていただきます。2ページ最後のページをお開きください。

第8条でございます。子ども課の漢字の「子」と平仮名で「ども」課となっておりますけれども、平仮名でこどもという形に変更させているものでございます。

これにつきましては、先ほど総務課のほうでございました、大刀洗町の課設置条例と同様に、今回合わせまして令和6年7月からでございますけれども、現在の漢字では「子ども課」を平仮名に変更をしたいというふうに思っております。ただし、教育委員会の事務局の内部組織に関する規則の中で、子ども課の名称がありますので、そちらのほうで、規則のほうで名称の変更等を行っていくものでございますけれども、子ども課の名称が出てくる条例につきましてはこの案件のみとなっておりますので、今回、この条例の変更を行うものでございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也）　これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也）　1日目は質疑なしと認めます。

日程第22. 議案第11号 字の区域の変更について

○議長（高橋 直也）　日程第22、議案第11号字の区域の変更についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治）　産業課の矢永でございます。よろしくお願ひします。

議案第11号について内容を御説明させていただきます。

議案第11号字の区域の変更について、大刀洗町の区域を別紙のとおり変更するため、地方自治法昭和22年法律第67号第260条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和6年3月4日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、県営経営体育成基盤整備事業（大刀洗北部地区）の土地改良事業の竣工に伴い、字の区域を変更する必要があることでございます。

次のページをご覧ください。

1ページの1番から5ページの22番にかけて、字の編入がある部分について記載をしております。

6ページをご覧ください。

赤の網かけ部分が大刀洗北部地区のほ場整備事業の位置図でございます。

7ページをご覧ください。

字ごとに色分けをしておりまして、字の変更があつております部分を赤の網かけで表示しております。

1番最後の8ページをお願いいたします。

左側が変更前の図で、右側が変更後の地図となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第23. 議案第12号 町道の認定について

○議長（高橋 直也） 日程第23、議案第12号町道の認定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 議案第12号の町道路線の認定につきまして提案理由と内容を説明いたします。

議案第12号町道の認定について、道路法第8条第1項の規定により、町道路線を別紙のとおり認定するため、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和6年3月4日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由としましては、開発行為等整備要綱に基づく市道の寄附手続の完了に伴い、町道路線の認定を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

今回提案する道路は1路線でございまして、本郷50号線で大刀洗町開発行為等整備要綱に基づき開発区域内道路の協議を行い、完了検査の結果、道路の基準に適しているために町に帰属させ町道路線の認定を行うものでございます。

1ページをご覧ください。

表に記載しております路線が町道路線になります。番号が371号で路線名は本郷50号線です。起終点は起点が本郷字稻葉2236番7地先で、終点は本郷字稻葉2236番11地先です。道路の延長は41.7メートルで幅員が6メートルから10.3メートルの路線でございます。

2ページの図面をご覧ください。

位置図になります。こちらの場所は、県道中尾大刀洗線沿いで、東側に位置する宅地分譲地に開発された箇所になります。

3ページの図面をご覧ください。平面図になります。

図面の赤部分が町道路線の認定を提案する本郷50号線で、道路の幅員が6メートルから10.3メートルで、路線の延長が41.7メートルの道路です。開発区域は令和5年12月27日に完了検査を実施いたしまして、道路が町道の基準に適しておりました。

以上の経過で新規に371号の本郷50号線を町道として認定することを提案させていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第24. 議案第13号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第10号）について

○議長（高橋 直也） 日程第24、議案第13号令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） それでは、議案第13号の説明をいたします。

議案第13号令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第10号）。

令和5年度大刀洗町の一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,215万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億7,548万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為」による。

地方債の補正、第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年3月4日提出。大刀洗町長、中山哲志。

それでは、予算に関する説明書の歳出の部分でございます。

10ページをお開きください。

歳入歳出ともに減額につきましては、実績や見込みにより不用額を減額しておりますので、説明は省略させていただきます。増額で主なものについて御説明をさせていただきます。

10ページ、11ページにつきましては、人件費や消耗品を少々増額しておりますが、不用額にて減額をいたしております。

次のページ、12ページをご覧ください。

2款1項1目13節使用料及び賃借料でございます。住宅借上げ料といたしまして30万を計上いたしております。これは、4月1日からデジタル庁の派遣が1年間1名行く分に対しまして、3月末までには移動しておりますので、そちらのほうの借上げ料について1か月分計上いたしております。

続きまして、同じく25節の寄附金でございます。これは、令和6年の能登半島地震の災害義援金といたしまして200万円、日本赤十字のほうに寄附を予定いたしております。

次に、2款1項5目財産管理費でございます。こちらのほうは、24節の積立金に5,169万7,000円を積立予定としております。こちらのほうにつきましては、一番大きなものといたしましては公共施設整備基金の積立金等をいたしまして、2,861万4,000円といたしております。

次のページ、13ページにつきましては、実績に伴い減額をさせていただいております。

14ページにつきましても、同じく減額をさせていただいております。

15ページでございます。

2款2項2目賦課徴収費、12節委託料でございます。こちらのほうは個人住民税システムの定額減税対応の改修の委託料です。こちらのほうはシステム改修費となっておりまして184万8,000円を計上いたしております。

続きまして、その下でございます。2款3項1目戸籍住民基本台帳費の12節の委託料でございます。こちらのほうも、システム改修費となりまして、戸籍の付表システムの委託料を計上いたしております。239万3,000円を計上いたしております。

次のページ、16ページ、17ページは減額をいたしております。

続きまして、18ページにつきましても減額となっております。

19ページでございます。

3款1項2目障害児者自立支援費でございます。18節の負担金補助及び交付金でございます。こちらのほうは22万2,000円を計上いたしております。

障害福祉サービス事業所等に物価高騰対策の支援金として支給するもので、3事業所分という形で1事業所7万3,900円の3事業所分といったしております。

その下の19節の扶助費で240万円でございます。こちらのほうは障害者児の介護訓練等の給付費と、あと自立支援の医療費、厚生医療費等の不足分の計上でございます。

次のページの20ページをご覧ください。

3款1項3目の高齢者福祉費の続きでございます。18節の負担金補助及び交付金でございます。こちらのほうは435万7,000円を計上いたしております。

主なものといたしまして、介護福祉サービスの事業所等に物価高騰対策支援金といたしまして430万5,000円、こちらのほう11事業所に支給予定でございます。

その下でございますが、配食サービスにおける物価高騰対策の支援金といたしまして13万5,000円、こちらのほう食材・ガス・燃料費等の高騰分の補助という形になっております。

少し飛びまして同じページの10目の社会福祉会館管理費でございます。

14節の工事請負費でございます。こちらのほうは、気中開閉器の取替え更新工事といたしまして60万を計上いたしております。ぬくもりの館のほうの分でございます。こちらのほう、建設して一度も取替え工事を行っておりませんでしたので、今回、取り替えるものでございます。

続きまして、3款1項11目国民健康保険費でございます。

27節の繰出金で3万3,000円でございます。こちらのほうは減額を、出産育児一時金の繰出金のほうはマイナスといたしまして、同じ額を地方単独事業波及補填分繰出金としております。あと、産前産後保険税の繰出金として3万3,000円といたしております。

21ページをご覧ください。その下でございます。

3款1項16目物価高騰対応重点支援地方交付金定額減税一体支援事業費でございます。こちらのほうにつきましては、人件費や役務費に加えまして委託料として770万円しております。システム改修料にいたしまして、こちらのほうは9号のほうの専決処分した分でシステム改修費を計上いたしていました分についてはマイナスの50万をいたしまして、新たに調整給付費分で200万円。また、生活応援給付金支給事業の業務を委託します分で620万円を計上いたしております。

次のページも続きとなります。22ページでございます。

18節の負担金補助及び交付金でございます。

1億7,200万を計上いたしております。こちらのほうは生活応援給付金のほうの均等割のみ課税世帯・令和5年度の均等割のみの課税世帯に10万円の450世帯分、4,500万。その下、子育て加算の非課税世帯の分で1人当たり5万円、これ、令和5年度分の非課税分でございます。5万円の200人分を計で1,000万円を計上いたしております。

続きまして、生活応援給付金子育て加算均等割のみについては、令和6年度の分で、6年度に均等割課税がされたかどうかに応じてという形になってまいります。5万円かけ90人。その下に、非課税化等世帯ということで10万円かけ230世帯。その下についても子育て加算非課税化等でございます。こちらのほうも令和6年度分という形で行っております。その下でございますが、定額減税分の引き切れなかった分の調整給付費という形になっております。こちらのほうを7,800万円計上いたしております。

そのあとにつきましては減額という形になっております。

続きまして23ページでございます。

3款2項1目の19扶助費でございます。こちらのほうは各保育園の委託費・運営費でございます。の分を増額をいたしている分と実績に応じて園によっては減額している分という形になりますして、3,929万8,000円を計上いたしております。

次のページで、24ページ、25ページにつきましては、ほぼほぼ減額という形であります。

次のページの26ページにつきましても減額をしている分でございます。

27ページでございます。

5款1項9目農業農村整備費でございます。18節の負担金補助及び交付金でございます。1,002万8,000円でございます。こちらのほうは、両筑2期事業費の負担金が1,015万5,000円となっております。床島2期分については減額をいたしております。

その下でございます。10目農村環境整備費でございます。

12節委託料でございます。こちらのほうはため池の浚渫設計委託料については減額、ため池の耐震調査業務委託料について277万4,000円を増いたしまして、委託料といいたしましては199万5,000円を計上いたしております。

次のページ、28ページでございます。

5款1項13目農業集落排水事業費でございます。

27節の繰出金といいたしまして、下水道事業会計繰出金といいたしまして1,239万1,000円でございます。

次のページでございます。

同じく29ページの下のほうでございますが、7款3項2目公共下水道費の24節の積立金が4,064万5,000円を整備費の積立金として、その下の27の繰出金については、先ほど農業集落排水で増額いたしまして、こちらの下水道会計の繰出金の公共下水道分についてはマイナスの6,941万6,000円といいたしております。

次のページ、30ページ、31ページは基本的には減額という形と、あと、人件費等ちょっと増額したりともしております。

32ページ、33ページにつきましても減額をいたしております。

また、次のページの34、35についても、ほぼほぼ減額という形をしております。

続きまして歳入に行きたいと思います。

3ページをご覧ください。

歳入でございます。10款1項1目地方交付税1節地方交付税でございます。こちらの普通交付税を4,806万円増額いたしております。

続きまして12款1項2目農林水産業費分担金でございます。1節農業費分担金は、県営両筑平野かんがい排水2期事業の両筑土地改良分の分担金といたしまして101万5,000円を計上いたしております。あと、13款1項4目の使用料については増額をしております。

次のページの4ページでございます。14款1項1目民生国庫負担金3節児童福祉費負担金でございます。こちらのほう、保育園等の分でございます。子供のための教育保育給付費の国庫負担金でございます。3,461万7,000円を計上いたしております。

その下でございます。14款1項3目教育費国庫負担金1節小学校費負担金でございます。こちらのほうは992万9,000円、菊池小学校の分の公立学校施設整備費の国庫負担金でございます。

その下、14款2項1目総務費国庫補助金でございます。1節の総務管理費補助金の分で戸籍システム改修の補助金といたしまして、こちらのほうは10分の10で246万4,000円を計上いたしております。

その下でございます。4節の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。こちらのほうにつきましては、マイナスの1億569万9,000円でございます。地方負担分の138万7,000円は増額いたしておりますが、その下の低所得世帯支援枠の事業費及び事務費につきましては、その下にあります5節の物価高騰対応重点支援地方創生臨時支援地方創生臨時交付金のほうに組み替えをいたしております。

戻りまして、4節の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のところの新型コロナウイルスの3万円事業費追加交付金を1,233万3,000円。その下の3万円の分の事務費の追加交付金として110万円を計上いたしております。

また、5節の5ページでございます。5節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。こちらのほうは、一体支援の事業費として1億7,200万、その下に事務費といたしまして1,007万5,000円を計上いたしております。

1番下でございますが、物価高騰対応の重点支援の推奨事業といたしまして4,388万9,000円を計上いたしております。

その下につきましては、特に増額で大きなものはございません。

次が6ページでございます。

15款1項1目民生費県負担金3節児童福祉費負担金でございます。

こちらのほうも保育所等の分でございますが、県費分という形で1,122万6,000円を計上いたしております。

次のページ、7ページでございます。

こちらにつきましては、16款1項2目利子及び配当金といたしまして、1節の積立金利子収入といたしまして各種基金の利子収入として784万円。

その下、16款2項2目の物品売払収入といたしまして、第2分団のポンプ車の売払代金を50万円。

その下、17款1項1目一般寄附に、ふるさと応援寄附金の企業版分のふるさと納税といたしまして100万円を計上いたしております。

8ページでございます。

19款1項1目繰越金でございます。

1節の繰越金は、前年度繰越金といたしまして8,045万9,000円を計上いたしております。

次のページで9ページ。

21款1項3目農林水産業債といたしまして、1節農業債として452万1,000円。ため池の分は減額しておりますが、両筑平野2期の分の県営分につきまして530万円を増額いたしております。

続きまして、5ページの第2表、前のほうに戻っていただきまして、前の5ページでございます。

第2表の繰越明許費でございます。

2款1項の総務管理費の財産管理事業費といたしまして963万4,000円を繰越し予定しております。こちらのほうは総務課分となっております。軽トラックや3階の防火シャッター分の改修分を繰越しております。

その下が交通安全対策事業につきましては、建設課が工事いたします安全対策分の440万円でございます。

その下は社会保障税番号制度事業費で475万9,000円。こちらのほうは住民課のほうのマイナンバーとかローマ字分等の分でございます。

次が2款2項賦課徴収費個人住民税システム定額減税対応改修委託料でございます。

先ほど、今回の補正で補正した分、税務課分でございます。

システム改修料の184万8,000円でございます。

続きまして、2款3項戸籍住民基本台帳費の戸籍システム改修事業費でございます。

こちらのほうは、戸籍の附票のふりがなや、3月補正でも挙げてますシステム改修費が、住民課の分でございます。877万8,000円。

3款1項社会福祉費障害者福祉サービス等システム改修事業でございます。

こちらのほうは福祉課分が、その下の物価高騰重点支援地方債交付金事業費という形でございます。システム改修の分で33万円。

その下につきましては3月補正分と、また12月に補正しておりました7万円給付費分を合わせまして、1億8,598万8,000円といたしております。

続きまして、4款1項保健衛生費の健康管理センター改修事業でございます。こちらのほうは、子ども課が健康センターを改修している分でございます。1億5,516万1,000円でございます。

同じく、新型コロナウイルスワクチン接種事業、こちら健康課分でございます。個別接種の委託料などになってまいります。239万円でございます。

5款1項農業費、農村整備事業費、こちらは産業課分でございます。ため池の耐震調査費の委託料等でございます。893万6,000円です。

続きまして、7款2項道路橋梁費の道路維持事業費、道路改良費、道路メンテナンス事業費、水路環境整備事業費のこの4点につきましては、建設課分、1つずつ3,693万円。

その下、道路改良事業費が4,730万円、道路メンテナンスが1,160万円、水路環境整備事業費が5,713万円となっております。

9款5項社会教育費、文化財事務所基本構想策定事業費。

その下の9款6項保健体育費、運動公園遊具新設事業につきましては、生涯学習課でございます。基本構想分の550万円、運動公園の遊具の新設分が3,045万5,000円でございます。

最後に、10款1項災害復旧費、農業災害復旧事業費、こちらのほうは建設課分でございます。500万円でございます。

合計5億7,613万9,000円を繰越予定としております。

次のページ、6ページをご覧ください。

第3表、債務負担行為補正でございます。追加といたしまして、行政実務研修員住宅借上げ料を、令和5年度から令和6年度まで370万円といたしております。

2、変更、情報システム標準化共通化事業といたしまして、こちらのほうが変更前の限度額の変更でございます。変更前が4,227万5,000円のところを、変更後9,370万4,000円といたしております。

次のページ、第4表、地方債補正でございます。追加といたしまして、防災減災国土強靭化緊

急対策事業債の限度額を530万円。起債方法といたしましては、証書借上げ、利率は5%以内、償還方法といたしましては政府資金については、その融資条件により銀行、その他の場合には、その債権者との協議するところによる。ただし、町、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上げ償還または定理に借換えすることができるとしております。

2の変更につきましては、限度額を変更いたしております。

浄水道一般会計出資債を、限度額270万円を40万円といたしております。また、災害復旧事業債を1,940万円を880万円、緊急浚渫推進事業債を4億5,110万円を4億5,032万1,000円といたしております。合計4億7,320万円を補正後は4億5,952万1,000円といたしております。起債方法、利率、償還方法については変更はございません。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。

ここで暫時休憩といたします。議員各位は協議会室にお集まりください。

申し訳ありません。暫時休憩を取り消しまして、これから質疑を行います。質疑のある方は。

11番、野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） すみません。説明を聞き忘れたのかどうか分かりません。

15ページの2款2項の1目ですか。個人住民税システムの定額減税対応のシステム改修費だと思うんですけど、これは後で出てくる物価対応の重点支援一体型といいますかね、減税と一体型の支援の事業の一環なのかどうかというのをまずちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 野瀬副議長の御質問にお答えいたします。

15ページの2款1項2目の賦課徴収費の12節の委託料の分、こちらのほうは定額減税の分のシステム改修費となっております。

そして、22ページでございます。

3款1項16目の部分の、18節負担金補助及び交付金の一番最後の部分でございます。こちらのほうは令和6年度に課税しないと実際の金額等は出てこないというか、分からない分ですが、おおよそで7,800万円を計上いたしております分が定額減税の調整給付金という形になっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 定額一体型といいますか、その支援の事業ですから、当然、今までシステム改修は300万円くらいます専決やって、250万円かかって50万円ちょっと落とされて、その後にまたシステム改修費が入っていますよね、何か調整分とか。そして、定額減税

分のシステム改修費が上がっているわけですね。だから、システム改修だけで3本ぐらいされているのかなと思うんですが、なぜこの定額減税だけが税務課の所管になっているのかというのが1点と、この重点対応型であれば、みんな国庫補助みたいな感じになっているのが、税務課でやられるこの15ページの部分は一般財源になっているんですよね。これ、補助事業にはならないのかなというふうにちょっと感じたのですが、そこが何か分かれば教えていただきたいと思うんですが。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。福岡財政係長。

○財政係長（福岡 信義） 財政係の福岡です。まず、システム改修のほうが昨年末から3本ほど上がっている分についてなんですかけれども、まず大きくは国の給付金の対象に、要はお金を給付するためのシステム改修に関するものについては、3款1項15目ないしは16目のほうに計上をさせていただいております。それから、定額減税のほうについては賦課、課税をする、課税の金額を減税するというところに関しまして、2款2項のほうで上げさせていただいているところでございます。

それと、御質問の定額減税に関するシステム改修のほうも国庫補助の対象になるのではないかというところでございます。こちらにつきましては、国のQ&A等にもそのような旨の記載がございました。本来であれば、国庫補助のほうを充当するということも考えたんですけれども、その前に一度、国の方から事業に対する国の補助金の内示額というものが示されてございます。それに応じて、今回補助金をしておりましたけれども、事務費を算出しましたところ、既に国から示された内示額をオーバーしておりますので、こちらの予算の編成上の都合ではございますけれども、3款1行16目に該当する部分のほうにその補助金を振り分けてございます。

ただ当然、実績といったしましては、6年度以降に精算をして追加交付するという旨の国の説明もあってございますので、6年度に入りまして、こちらのほうには実績として補助金を請求をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 今、答弁いただいたように、Q&Aを見ますとね、確かに補助対象になっているんですよ。これ、わざわざ多分、これ、ものすごく難しくて、いろんな給付金がありますから、そのシステムを1本で改修するというわけにはいかなかつたんだろうというのがありますし、前もって先決をやって、その後にまた調整型とか、この減税型、減税とかが出てきたから、こういう3本のシステム改修費になって、非常にややこしくなっているなど。できれば、今おっしゃったように、後で補助の対象に振替えられるならば、そういうことをしていただきたいというのが1点です。

それともう1点。これ、6年度の予算に関わることかも分かりませんけど、いわゆる定額減税で、多分、収支が減ると思うんですね。それは国の補填と言いますか、そういう対象になるのかどうかというのが分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 福岡財政係長。

○財政係長（福岡 信義） まず、5年度のほうの補正予算につきましては、非常に制度が年末にかけて国の方から示されましたので、システム改修もそれぞれの部署での対応ということになって、非常に難解な状態になっていることについては、こちらが執行部としても苦労しているところでございます。

あと、6年度の夏以降になります予算委員会のほうでも御説明のほうは差し上げようと思っているところですけれども、定額減税分につきましては、地方特例交付金という形で、その分が手当をされてと言いますか、そちらのほうが国の財政計画のほうでも地方特例交付金を増額するということでございますので、そちらを見込んで6年度の当初予算に計上しているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） ちょっとくどいようですが、22ページの18節の一番下に、生活応援寄附金の定額減税分7,800万というのが計上してございますね。これは、いわゆる所得の確かに上限があったような気がするけど、ほとんどの方が対象になると思うんですね、定額減税の。大体どのくらいの人数を見込んであるのか分かれば教えていただければと思うんですが。

○議長（高橋 直也） 福岡財政係長。

○財政係長（福岡 信義） こちらのほうも一応、国が交付限度額を算出する際に基礎資料として配られたものですので、あくまでそちらを試算したところではございますけれども、今現在としては対象者数として3,900名程度を見込んで計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。ほかにございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） すみません。説明書の8ページでございます。1つが。冒頭、基金繰入金がございます。この中、一番上、その中に財政調整基金が2億8,000万円余の減額ということになっております。これは、当初が確かに4億5,000万円ぐらいだったと思うんですが、結局、その減額によって最終的な財政調整基金の取崩しの見込み額が幾らになるのかというのと、この大きく減額した原因として、全体として、例えば他の財政措置があったものか、あるいは執行残によるものか、そこら辺の傾向をちょっと、6年度の予算にも関連してこようと思い

ますので、お尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求める。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 平山議員の御質問にお答えいたします。

18款1項1目の基金繰入金の分の財政調整基金の繰入金でございますが、全額マイナスという形で繰入れはゼロという形になっております。

以上でございます。

調整基金をゼロにした部分に関しましては、ほかの部分で補われておりますので、その分に関して調整基金のほうは繰出しがなかったという形になっております。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） いろいろなところに出ておると思いますので、細かくということではないんですけども、4億5,000万円というのは当初、出ておきながら結局取崩しがゼロで済んだということありますので、当事者さんの中でもどう組んでどこに財政措置が幾らあつたので、結局、取崩しがゼロで済んだということについてはまた御説明をいただければと思います。

次よろしいでしょうか。2つ目です。

すみません。説明書の3ページでございます。13款1項3目土木使用料の中に地域有料賃貸住宅使用料等がございまして、ここに増額の建物と減額の建物があるんです。確か、予算委員会でお聞きしたところでは、家賃収入が100%で予算をお決めになっていたようにお受けしますが、減額と増額がどういう事情によるものなのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求める。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） お答えいたします。

過去の実績に応じて次の年の予算を組んでおりますが、空室になっておるところが、空室部分のところを組んでいる年と、こちらの見込みから早く入居が入った場合となってくると、こういう若干の増額になる場合がございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） これについては収入でありますから、少し少なめというか、行政の原則でいうと少し空室があると、あるいは滞納等があるという現状でお立てになったほうがいいんじゃないかなと私は思うんですけど、そこら辺が6年度に反映なさっているかどうかというのをまた考えたいと思います。

それから、もう1個よろしいでしょうか。すみません。それからまた別件でございますが、説明書じゃないほうの最初の6ページの債務負担行為がございます。その中に追加で行政実務研修、

住宅借上料があります。2年間で、1年間で160ぐらいですか。170、180、180万ぐらい。すると月10万以上になります。少なくない金額だと思います。これについてもう少し、どちらに対してどういった方を2年間なのか1年間なのか、また、どういった借上げ等を考えていらっしゃるのか、もう少し御説明いただければと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） こちらにつきましては、先ほど補正でもを30万上げている分と、令和6年度の1年間、4月1日から令和7年3月31日まで1年間いく分で、もう既に3月末には入居いたしますので、その分も含んだところという形で上げております。また、もともと賃料の高いところでございます。借りるところ自体がその分が、電車で1本で行ける形での予定しておりますので、多めに組ませていただいて370万という形にしております。

借上げる住宅といたしましては、電化製品とか何でもついているような形の住宅を借上げる予定といたしております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 前回も研修等がありましたが、その目的ですとか、効果等についてはちょっと納得しがたいものもございますし、やっぱり優秀、いろんな方の職員の研修は大事なんですけれども、いろんな問題がある多分、省庁であろうと思います。ここにおそらく優秀な方を派遣するということについてはちょっと、この町の行政システムから考えても妥当なのかなという疑念はちょっとありますので、ここについては予算等も含めて、しっかり議会に説明を今後も行っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 直也） ほかにございませんか。古賀議員。

○議員（2番 古賀 世章） 14ページお願ひします。この時期だから減額修正されるのはある程度やむを得ないかなという気はしますが、2款1項21目地域公共交通対策費ということで、これが300万円ぐらい減額修正されとんですけど、先日、のりあい定額タクシーの打ち合わせがあったときに、私ちょっと参加したんですが、一応、5年度のKPA値ですか、目標についてはほぼ達成されている。むしろ、数字的には非常に良かったねという状況でございました。それはそれで非常に努力されている結果だろうというふうに思うんですが、ただ、そういうKPAあたりの数値目標とその金額というんですか、これ、昨年もだったけど、昨年も300万か400万ぐらい減額修正したような記憶があるんですけど、今年も300万以上修正されていると。そういうことで、一応、目標に対する達成度合いと、金額としてどういうふうに考えておられるのか、そげんどころをちょっと良ければ、説明願いたいと思うんですが。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 古賀議員の御質問にお答えいたします。

300万円の減額の件でございます。

これは、町のほうがのりあいタクシーは利用者から300円を頂いて、300円以外の分を町のほうが負担するという部分でございます。先日の会議のときに目標は達成していると言ったのは、利用者、使っている方が私たちが思っていた目標数値よりも、上振れのほうでたくさん御利用いただいているという御説明を申し上げました。

それで、町のほうとしては、全体を平均したら大体1回当たり1,600円ぐらいかかるだろうという試算をしておりまして、ということは町の負担が1回乗ることに千何百円かの負担であるであろうという試算をしておったわけです。ただ、実際運用してみると、結構近距離で乗つてある方が多くて、1回乗ったときの料金がそこまでいかなかつたので、人数はたくさん乗つてもらっているんですけども、1回の利用の距離が短い利用だったので、300万円分が付与というか使っていないということになります。例えば、役場から西大刀洗駅までだとちょっと1,600円とか1,800円とかかかるんですけども、実際乗ったお客様はトライアルから西大刀洗駅くらいの1キロ範囲内みたいな方が多かったということになります。

○議長（高橋 直也） 古賀議員。

○議員（2番 古賀 世章） 今の御説明で分からんことはないんですけども、それでは、最初設定された1回当たりの利用距離と言いますか、それをきちんと出せば、出せばと言うか同じであれば、金額的にはこの300万円も減額補正金でも良かったというふうに考えてよろしいですか。そこをちょっと聞きたかったんですが。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 概ね古賀議員のおっしゃるところだと私は思っておりますが、何せ1年目だったので、そういうふうで多めには予算立てはしておりましたところでございます。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。ほかにありませんか。10番、白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 22ページの児童福祉総務費、12節の委託料、放課後児童健全育成事業委託料が1,300万円減になっておりますが、この内容を教えていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 1,300万円の減の理由でございますけれども、当初、障害児加算を見込んだところでの予算を計上しておりましたけれども、障害児加算が取れませんでしたので、それに伴う減額でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。ほかございませんか。6番、安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 補正予算書5ページの繰越明許費の関係で確認をさせていただきた
いと思います。12月議会の中でも補正されました、下から2段目の運動公園遊具の新設事業の
関係です。

確か12月議会の補正ではプロポーザルでしたときに加えて、ブランコの増設ということで
275万5,000円ほど増額補正されたというふうに記憶しております。その際、担当課長の
ほうに年度内竣工は間に合うかということも確認したというふうに思っておりますが、どういつ
た経緯で繰越しになったのかということをお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 安丸議員の御質問にお答えいたします。

運動公園の遊具新設工事に当たっては、9月末にプロポーザル方式をもって契約の相手方を定
め、工期を令和6年3月31日までと設定をして実施をしておったところでございます。当然、
年度内に終わるものと考えまして、12月議会の時点では年度内に終わる旨、答弁をさせていた
だきました。ところがその後、能登半島地震の影響等により、資材の調達が困難になったなどの
理由から、2月に施工業者のはうから工期延長の申し入れがあったものでございます。それを受け
まして繰越明許費とさせていただきました。

また、新たな工期については、5月のゴールデンウィーク前の竣工を目指して、4月の下旬を
設定したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 内容的には分かりました。この前、例えば大刀洗公園の遊具につい
ては、確か東北のほうの業者への発注だったかと思います。今回の運動公園の遊具の発注先は、
ちなみにどちらのほうになります。

○議長（高橋 直也） 佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 引き続きお答えいたします。

施工業者については、福岡市内東区の事業者でございます。

また、工場については広島県の福山市にあるというふうに確認しております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） ほかございませんか。野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 繰越しについてちょっとお尋ねしたいと思います。

繰越しの5ページの中に、土木費とかが結構多く金額的に行ってます。全部答えてくれとい
うわけいかんですから、この中の例えば水路環境整備、5,700万円ぐらい繰越してございま

す。これ、現年予算を見てみると、29ページに水路環境整備費として6,600万円が計上されていて、これは当初予算から変わってないと思うんですが、当初6,600万円予算を計上されていて、5,700万円が繰越額になっているというのは、ちょっとあまりにも額が大きいかなという気がします。予定してあった工事ができなかつたのだろうと思うんですが、その主な要因と言いますか内容について簡単でいいですから、説明をお願いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 野瀬議員の質問にお答えいたします。

水路環境整備の繰越しについてということでございます。水路環境整備に関して主なものとしまして、中村石材側のほうから松崎山隈線に向かっての水路の整備事業を行っているところです。それと、あともう1つが、床島地区のほうのポンプのほうの一回、この前、合同委員会でお店に行かせていただいたところでございますけど、まず、中村石材のところから松崎山隈線につきましては、やはり、用地の購入に相続関係でどうしてもなかなか購入ができないとか、そういうちょっと予定どおり進まないようなところもございまして、それで測量関係のほうが若干遅れたりしておりましたけど、最近、めどがついてきておりますので、その分で今回、繰越しのほうで対応させている次第でございます。

それともう1点、床島地区に関しても相続の関係で、どうしてもやっぱり区長さんとかに相談しながら、ちょっと相続を追っていったりしていた部分がございまして、少し事業が止まっているところがございましたけれども、最近、その点も解決いたしまして、事業のほうが再開というか、そういう形になりましたので、若干、その点で予定よりも遅れた分が繰越しをしている主な要因でございますので、令和6年度には遅れた分を取り戻しながら、やっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしとります。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 繰越しがいけないということは、私言っているわけではございませんで、制度的にちゃんと繰越しは認められていますので、ただ、当初予算で計上されてこういう箇所、今、水路環境で言えば排水路の整備とか、下高橋の排水路整備。それから床島とか鵜木川の浚渫等々が挙げられて、箇所づけと言いますかね、何かそういう形で予定されていて、そのほとんどが繰越しで上がっているというのは、いわゆる、私が申し上げたいのは、繰越しは頑張った結果どうしても年度内の執行ができないということで、引き続き6年度にやりますという今、課長の答弁でございましたので、それはしっかりとやっていただきたいということをお願いしたいと思います。

ただ、ここで、特に建設課分がちょっと多いものですから、道路維持にしろ、道路改良にしろ、いわゆる繰越しはいいんですけど、事業の効果がその分だけ遅れるんですよね。そこをしっかりと

認識していただきたいと思います。1年でも早く地元としてはやっていただきたい。そういう改良をしていただきたいとか、補修をしていただきたいということを待っているわけですね。そこで、1年遅れます、極端に言えば1年遅れますと言ったら、それだけ事業効果が出ないということで、例えばその便益額を考えるわけではございませんけれども、その分だけ非常に事業効果が上がらないというふうに考えていただきたいと思うんですよ。そういうことも踏まえて、努力をしていただきたいなということをお願いを申し上げておきたいと思います。

○議長（高橋 直也） ほかございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） ここで暫時休憩といたします。議員各位は協議会室にお集まりください。

休憩 午後2時36分

.....
再開 午後2時56分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き質疑を再開いたします。

質疑ある方は。5番、實藤議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 5番の實藤でございます。行政実務研修員のことちょっとお伺いしたいんですが。いろいろ議員の中でも話しておりましたが、優秀な職員をつくるためにいろいろな見識を広める目的もありますよね。だけど、去年行かれた方が実際に大刀洗に戻ってこられてどのような成果が生まれているかとか、何か今、私見ていたら全然関係のないところにいらっしゃるような気がするんですよ。デジタル庁に行かれたけど推進課みたいのができて、そこにいて中心で動いていらっしゃるとかというのは分かるんですけど、関係のないような課にいらっしゃるような気がするんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 實藤議員の御質問にお答えします。

まず、行政実務研修生というのは、他の団体に行って他の団体の職務の仕方であるとか、あるいはそこで働く様々な部署から来ておりますので、そこでいろんな知見を深める、または人間関係をつくるということで、今後の行政実務に役立てるという意味で、これまで国のほうはともかく県の市町村支援課、今は行政支援課ですけれども、あるいは来年度は政策支援課のほうに出しますが、そういうところに実務研修生として職員を継続的に派遣をしてきたところでございます。その県なりに派遣することを通じて、行政の基本的な文書主義であったり、いろいろな法律に基づく規案の仕方なり、事業の作り方という、基礎からいろいろと身についているというふうに私自身は認識をしてございます。また、議員の御指摘の、以前、国の内閣府の規制改革推進室のほうに職員を派遣しておりましたけれども、その職員に聞いても、その場での経験というのは

非常に自身のこれから公務員人生に役に立つものであったというふうにお聞きしておりますし、それは今の担当業務だけではなくて、町政全般にわたって意義がある研修であったというふうに捉えてございます。

○議長（高橋 直也） 實藤議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 分かりましたが、決まった省庁に行くわけじゃないんですね。じゃあ、去年はデジタル庁に行きましたが、じゃあ来年は別のところに行きますとか、そういうふうに行けるということですか。それとも、国から「ここが空いてるからここに来てよ」という感じで来るんですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） お答えをいたします。

まず、県ですと基本的に市町村の窓口、実務研修生を受け入れるのが市町村振興局でございます。その中に2つの課がございまして、行財政支援課と政策支援課というのが2つございます。これまで行財政支援課のほうに職員を派遣しておりますが、これは県との約束の中で、1自治体当たり1年ずつ3年までというのがございます。それが終わると、しばらくの間は研修生が出せないという、60市町村ありますので受け入れの関係で、そういうルールの中でやっておりまし、今回、行財政支援課のほうが3年間終わりますので、政策支援課のほうに新たに職員を出すということでございます。

また、国との間においては、そういう取り決め等ございませんので、それぞれの国の所管事務等でいろんな省庁が募集をいたしておりますけども、なかなか私どものようななっちゃんやな自治体から職員を研修で出すというのは難しゅうございます。大体、都道府県であったり、政令市を中心に国の方には研修生として行っているのが実態でございます。

そういう中で、前回もですけれども、今回も内閣府の方から大刀洗町から職員を出していただけないかというふうなお声掛けをいただきましたので、職員にとっても経験になると思いお引き受けをしたということでございます。

○議長（高橋 直也） 實藤議員。

○議員（5番 實藤 量徳） それは何かこねか何かっていうことですか。こねと言うか、道筋があったからまたま行けたと、現在いろいろやっていますよね。デジタル庁とつながりがあるとか、そういう何かあって、たまたまデジタル庁に行けるようになっているという形ですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） お答えをいたします。

これまでも続けてまいりました。例えば住民協議会であるとか、いろいろな取組を通じて国の方、あるいはいろんなところと関係性を築いてきておりますので、そういう関係性の中からお

声がけをいただいたものと認識をしております。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。ほかにございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで質疑を終わりたいと思います。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

討論ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。私は、本案に反対の立場から討論いたします。

いつも申し上げているように、ほとんどの項目には賛成でございます。ちょっと賛同できないのが、今、質疑にもありました職員研修ですが、やはり先ほどの町長の御答弁を聞いておりましても、やはり本人にとっても様々な効果があったと、今後活かしていくというのはやはりちょっと答弁、その事業の効果の説明としてはいささかやっぱり弱いのではないかと思います。前回もそうでしたが、この研修予定先の事業内容、それから責任者についても私は評価できない省庁だと思っております。また、住宅費とも大変多額になっております。公金支出には躊躇せざるを得ません。また、これを仮に可決しても、きちんとこの事業効果や町へのフィードバック等をやはり議会にもきちんと説明していただきたいと思います。

賛成できない理由は以上でございます。

それから、債務負担行為がやっぱりこの3月、突然やっぱりこれが出てくるということ自体もちょっと私は納得、急に派遣、声がかかったからという、どういうルートか私は存じ上げませんけども、急に声がかかってこういうものが出てくるというのもやっぱりちょっと健全、やっぱり行政の公金支出する以上はちょっと健全ではないのかなと思っております。

また、付言しますと、繰越明許費の中に繰越名許もこれも確かに予算補正参照の差替えがあったかと思います。繰越明許に欠落があったということで、これも事前にきちんと各課でよく議論なさって予算書を作つてあるのかについてもやっぱり今後、一層の確認をお願いしたいと思います。

以上の点から、ほとんどの項目には賛成しますが、1点問題あると思いますので反対といたします。議員各位の御賛同、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） ほかに討論のある方おられませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで討論を終わります。

これから、議案第13号令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第10号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立10名〕

○議長（高橋 直也） 議員11名中起立10名。起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25. 議案第14号 令和5年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

について

○議長（高橋 直也） 日程第25、議案第14号令和5年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 健康課の早川でございます。よろしくお願ひいたします。議案第14号令和5年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

令和5年度大刀洗町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ304万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,731万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月4日提出。大刀洗町長、中山哲志。

それでは、6枚おめくりいただき、予算に関する説明書の4ページをご覧ください。

歳出でございます。まず、2款4項1目の出産育児一時金を3名分の150万円を減額をさせていただいております。

次のページ。5款1項1目特定健康診査等事業費及び5款2項2目保険事業費につきましては、事業費の確定に伴い減額補正をしているものでございます。

最後に、8款1項1目一般被保険者保険税還付金につきましては50万円の増額をさせていただいております。こちらは、被保険者の保険税の還付金の不足によるものでございます。

次に、3ページの歳入をお願いいたします。4款1項1目保険給付費等交付金、補正額324万3,000円の減額でございます。

主なものといたしましては、特別調整交付金分を、1,267万2,000円を減額しているものでございます。

また、6款1項1目一般会計繰入金におきましては、7節のその他一般会計繰入金としまして100万円を増額補正をさせていただいております。こちらは、地方単独事業波及補填分の繰入金でございます。

最後に、8款3項3目一般被保険者返納金につきましては、一般被保険者の返納金の実績に応じまして20万円の増額をさせていただいております。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。

ここで暫時休憩といたします。議員各位は協議会室にお集まりください。

休憩 午後3時10分

.....

再開 午後3時16分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き質疑を再開いたします。

質疑ありませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから、議案第14号令和5年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

----- · ----- · -----

日程第26. 議案第15号 令和5年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（高橋 直也） 日程第26、議案第15号令和5年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） それでは、議案第15号令和5年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

令和5年度大刀洗町の後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ335万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,168万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、「第1表 帳入歳出予算補正」による。

令和6年3月4日提出。大刀洗町長、中山哲志。

それでは、予算に関する説明書、最後のページになります。

4ページをご覧ください。

歳出でございます。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額335万9,000円でございます。

こちらは、歳入で挙げております保険料及び繰越金の増額分を広域連合で納付金として増額するものでございます。

次に、3ページをご覧ください。歳入でございます。

1款1項1目特別徴収保険料及び2目普通徴収保険料、合わせまして261万4,000円の増額補正でございます。また、4款1項1目繰越金につきまして74万5,000円の繰越しをしております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。

ここで暫時休憩といたします。議員各位は協議会室にお集まりください。

休憩 午後3時20分

.....
再開 午後3時23分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き質疑を再開いたします。

質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号令和5年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27. 議案第16号 令和5年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第4号）について

て

○議長（高橋 直也）　日程第27、議案第16号令和5年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹）　議案第16号の提案理由及び内容の説明をさせていただきます。

議案第16号令和5年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第4号）。総則。第1条、令和5年度大刀洗町の下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量の補正。第2条、令和5年度大刀洗町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の水量を次のとおり補正する。

既決予定、補正予定、計の順で読み上げさせていただきます。

（2）主要な建設改良事業、①下水道施設整備事業1億55万3,000円、マイナス771万2,000円、9,284万1,000円。②流域下水道建設負担金2,677万8,000円、マイナス606万9,000円、2,070万9,000円。

収益的収入及び支出の補正。第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げさせていただきます。

収入、第1款下水道事業収益7億8,905万円、マイナス4,213万4,000円、7億4,691万6,000円。

第1項営業収益、2億6,410万2,000円、95万2,000円、2億6,505万4,000円。

第2項営業外収益5億962万1,000円、マイナス4,308万6,000円、4億6,653万5,000円。

次ページをお願いいたします。

支出になります。第2款下水道事業費用7億8,107万6,000円、マイナス4,213万4,000円、7億3,894万2,000円。

第1項営業費用6億7,191万2,000円、マイナス3,816万7,000円、6億3,374万5,000円。

第2款営業外費用7,684万8,000円、21万9,000円、7,706万7,000円。

第3項特別損失3,221万6,000円、マイナス4,186万円、2,803万円。

資本的収入及び支出の補正。第4条、予算第4条本文括弧書き中、引継ぎ現金1,980万1,000円を1,974万8,000円。当年度利益余剰金処分額2,449万4,000円を

2,454万7,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げさせていただきます。

収入、第3款資本的収入3億928万6,000円、マイナス1,378万1,000円、2億9,550万5,000円。

第1項企業債5,550万円、マイナス1,680万円、3,870万円。

第2項補助金2,932万2,000円、マイナス7万9,000円、2,924万3,000円。

第3項負担金2億2,436万1,000円、249万9,000円、2億6,686万円。

第4項分担金10万3,000円、59万9,000円、70万2,000円。

支出、第4款資本的支出4億8,176万7,000円、マイナス1,378万1,000円、4億6,798万6,000円。

第1項建設改良費、1億3,041万3,000円、マイナス1,378万1,000円、1億1,663万2,000円。

10ページをお願いいたします。企業債の補正です。

第5条、予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

変更、記載の目的、下水道事業債（流域下水道）限度額2,570万円。

記載の方法、証書借入。利率5.0%以内。正しい利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について利率の見直しを行ったあとにおいては、当該見直し後の利率。

償還の方法、政府資金または地方公共団体金融機関資金については、その貸付条件による。

他の資金については貸付先と協議して定める。ただし、財政等の都合により据置期間または償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えることができる。限度額1,950万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じです。

次に、下水道事業債農業集落排水事業、限度額2,230万円。

起債の方法、証書借入。利率、5%以内。以下同文です。

償還の方法についても以下同文です。限度額1,450万円。

起債の方法、利率償還の方法は補正前に同じです。

地方公営企業債、災害復旧事業債、農業集落排水事業750万円。

起債の方法、証書借入。利率、5%以内。償還の方法についても以下同文です。限度額450万円。

起債の方法、利率償還の方法は補正前に同じです。限度額の合計が5,550万円。補正後の限度額の合計が3,850万円です。

次ページをお願いいたします。

議会の議決を得なければ流用することができない経費でございます。

第6条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目1、職員給与、既決予定額2,335万1,000円。補正予定額マイナス215万9,000円。合計が2,119万2,000円です。

他会計からの補助金。第7条、予算第9条に定めた一般会計からこの会計補助を受ける金額、1億2,905万2,000円を9,741万2,000円に改める。

利益余剰金の処分。第8条、予算第10条に定めた当年度利益余剰金の処分金額943万円を2,454万7,000円に改める。

令和6年3月4日提出。大刀洗町長、中山哲志。

今回の補正におきましては、下水道の予定量の補正、下水道施設整備事業、流域下水道建設負担金が確定したことによる補正であり、予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額の補正及び予算第4条に定めました資本的収入及び支出の補正を行うものであります。

まず、はじめに、収益的収入及び支出から御説明いたします。

予算に関する説明書の7ページをお開きお願いいたします。

補正予算事項別明細書にて説明させていただきます。

収益的収入及び支出としまして、補正予定額4,213万4,000円を減額しております。

収益的収入、1款下水道事業収益1項営業収益1目下水道使用料では、下水道の使用料、件数の増により使用料として92万7,000円の増。同じく、4目その他営業益として督促手数料、福岡県下水道協会事務局負担金として2万5,000円の増。

2項営業外収益2目他会計補助金として、公共農集一般会計繰入金を3,417万3,000円の減額調整をいたしました。

同じく、4目国県補助金として、災害関連農村生活環境施設復旧事業費補助金を297万1,000円減。同じく、9目雑収益として全国自治共済会建物災害共済金を594万2,000円減額しております。

8ページをお開きお願いいたします。

収益的支出としまして、2款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費では、農業農集大閑地区マンホールポンプ災害復旧工事額の確定。雨天侵入水、農集栄田地区のマンホールポンプ場維持管理委託料との調整により、635万9,000円の増。同じく、2目理場では、農集大堰地区の水処理センター災害復旧工事費、農集大堰栄田地区の水処理センターの維持管理委託料を897万9,000円の減。同じく、4目総経費では人件費、旅費の調整、経営戦略策定業務委託料ほか、全国下水道推進協議会福岡県支部会費の調整として509万4,000円の減。同じく、5目有益下水道維持管理負担金では、筑後川中流右岸流域終末処理場維持管理負担金を調整

し、3,045万3,000円の減額といたしました。

2項営業外費用1目支払利息では、公共下水道事業債、農業集落排水事業債、長期債利子として21万9,000円増額といたしました。

3項特別損失5目その他特別損失では、地方公営企業法適用移行の前年度決算消費税の分といたしまして418万6,000円の減額といたしました。

次に、資本的収入及び支出について御説明いたします。

10ページをお開きお願ひいたします。

資本的収入及び支出といたしまして、補正予定額1,411万1,000円を減額いたしております。

資本的収入3款資本的収入1項企業債1目建設改良企業債では、公共農集下水道事業債、流域下水道農業集落排水事業を1,400万円の減額。同じく、2目その他の企業債として、地方公営企業災害復旧事業債といたしまして300万円減額をいたしております。

3項補助金2目県補助金では、農業集落排水事業県費補助金を274万2,000円の減額。同じく3項他会計補助金では、公共一般農集一般会計繰入金を253万3,000円増額で調整といたしました。

4項負担金2目受益者負担金では、受益者負担金一般家庭事業所農集といたしまして249万9,000円の増額といたしました。

5項分担金1目受益者負担金では、受益者分担金総当額の一般家庭分事業所等で59万9,000円の増額といたしました。

資本的支出といたしまして、4款資本的支出1項建設改良費1目管渠建設改良費では、農集下水道管路用地測量調査業務委託料を200万円減。同じく2目処理場建設改良費では、農集大堰地区水処理センターの耐水化実施設計業務委託耐水化工事として571万2,000円の減。同じく、3目流域下水道建設負担金では、筑後川中流右岸流域下水道建設負担金、流域浄化センター建設環境負担金を639万9,000円減額といたしました。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。6番、安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） お尋ねをします。令和5年度から公営企業法改定になって、なかなか理解しづらいと言いますが、これまで特別会計からこういうふうになったわけですけども、そういう中で1点確認をさせていただきたいと思います。

先ほどの一般会計補正の中で、農業集落排水から分の下水道事業への繰出金は1,200万円ほど増額補正をされて、公共下水道については約7,000万ほどの減額補正だったかというふうに理解しております。トータル的には5,700万円ほどの繰出金の減額補正があつております

すが、こちら、今回の下水道会計補正を見ますと、議案書の2枚目の中の第7条他会計からの補助金で一般会計からの繰入金の関係、これが1億2,900万強から9,700万強ということで改めるということですが、金額的にはこれが3,100万ほどの減額しかならないんですね。ですから、差分の2,600万ほどの繰出金の減額があつてはいるわけですけど、そこら辺りの金額のアンマッチについてちょっと私のほうが理解できませんでしたので、お尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。

ここで暫時休憩を挟みます。しばらくお待ちください。

休憩 午後3時42分

.....
再開 午後3時49分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き質疑を再開いたします。

福岡財政係長。

○財政係長（福岡 信義） それでは、安丸議員の質問の繰出金・繰入金の金額のアンマッチについてなんんですけど、議員がお尋ねになられてあるレベル的回答を申し上げることができるかどうか非常に自信はないんですけども、こちら、公営企業会計に移行した関係で全ての金額が年度末、3月31日付での見込みということになっています。当然、一般会計等でございますと4月以降、出納整備期間での歳入歳出も見込んだ上で繰出金というところでございますけれども、そこが、公営企業会計の場合が未払金・未収金というような形で計上されるので、その部分で繰出金・繰入金が必ずしも一致しないというところでの御説明が、今のところできるところでございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。6番、安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 何か理解できたような、理解できないというか。結論から言うと、決算のときに最終的にそれぞれの金額が整合性が取れるよという、単純に言えばそういうことで理解していいんでしょうか。特に、先ほどから言っていますように、下水道が特別会計から公営企業法にのつた公会計に移行したものですから、実質的には令和5年度、今年度が初めてのいろんな当初予算であり、補正になったかと思うんで、そこらあたりが今後も続いていきますから、きちっとした形で答弁を求めておきたいと思いますので、再度の確認ですが、決算の段階で最終的にこの繰出一般会計からの繰出しの金額。それから、下水道事業における繰入金の金額が確定するということでの答弁という受け止めてよろしいでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。福岡財政係長。

○財政係長（福岡 信義） 議員から御指摘いただきましたように、最終的な下水道事業会計の決

算は3月末締めでの決算として令和6年度中に報告をいたします。当然、こちらから、一般会計のほうから事業会計に繰出す金額のほうを、場合によっては事業会計のほうが令和6年度中の収入というような取扱いになる場合もございます。の可能性もございますので、そこは事業会計の担当部署とも、一般会計から繰出した繰出し金が仮に令和5年度の会計に幾ら入って、令和6年度中の会計にもし入るものがあれば、それが幾ら入ったかというものは精査した上で決算で御説明できるようにしたいと存じます。

以上です。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。

それでは、ここで暫時休憩といたします。議員各位は協議会室にお集まりください。

休憩 午後3時52分

.....
再開 午後4時04分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き質疑を再開いたします。

質疑ございませんか。2番、古賀議員。

○議員（2番 古賀 世章） 2番古賀でございます。質問ではないんですけども、ちょっとお願いをしたい件が1件ございまして、ちょっと述べたいと思います。

下水道関係、事業関係が本年度からやり方が変わつたるということで、私を含めてかなりの議員さんもちょっと理解していない面もあるんじゃなかろうかというふうに思います。したがいまして、今日じゃないんですけど、後日、全議員を対象にちょっと勉強会と言いますか、これをさせていただきたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） お答えいたします。

そしたら担当の係長と一緒に出向いてお時間をいただいて、勉強会のほうを開催させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） ほか、質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号令和5年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28. 議案第17号 令和6年度大刀洗町一般会計予算について

日程第29. 議案第18号 令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について

日程第30. 議案第19号 令和6年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について

日程第31. 議案第20号 令和6年度大刀洗町土地取得特別会計予算について

日程第32. 議案第21号 令和6年度大刀洗町下水道事業会計予算について

○議長（高橋 直也） 日程第28、議案第17号令和6年度大刀洗町一般会計予算についてから、日程第32、議案第21号令和6年度大刀洗町下水道事業会計予算についてまで、以上5件につきましては関連がありますので、これを一括議題といたします。

各議案一括して、順次、提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） それでは、議案第17号令和6年度大刀洗町一般会計予算から議案第21号令和6年度大刀洗町下水道事業会計予算まで、議案書を朗読し一括提案とさせていただきます。

まず、はじめに、議案第17号をご覧ください。

議案第17号令和6年度大刀洗町一般会計予算。令和6年度大刀洗町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ89億2,511万9,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 嶽入歳出予算」による。

債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は2億円と定める。

歳出予算の流用。第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

1、各項に計上した給与、職員手当及び共済に係る予定額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用。

令和6年3月4日提出。大刀洗町長、中山哲志。

続きまして、議案第18号令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算。令和6年度大刀洗町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億5,423万1,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」による。

一時仮入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は5,000万円と定める。

歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の款項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、保険給付費の各項に計上した予算額の過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用。

令和6年3月4日提出。大刀洗町長、中山哲志。

続きまして、議案第19号令和6年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算。令和6年度大刀洗町の後期高齢者医療保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,392万6,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」による。

令和6年3月4日提出。大刀洗町長、中山哲志。

続きまして、議案第20号令和6年度大刀洗町土地取得特別会計予算。令和6年度大刀洗町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ480万3,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」による。

令和6年3月4日提出。大刀洗町長、中山哲志。

続きまして、議案第21号令和6年度大刀洗町下水道事業会計予算。総則。第1条、令和6年度大刀洗町の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

1、年間有収水量144万5,603立方メートル。

2、主要な建設改良事業、①下水道施設整備事業1億3,323万7,000円。②流域下水道

建設負担金2,565万1,000円。収益的収入及び支出第3条収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入、第1款下水道事業収益6億5,437万1,000円、第1項営業収益2億6,803万9,000円。第2項営業外収益3億8,633万円。第3項特別利益2,000円。支出、第2款下水道事業費用6億7,260万8,000円。第1項営業費用5億9,451万9,000円。第2項営業外費用7,738万9,000円。第3項特別損失60万円。第4項予備費10万円。資本的収入及び支出第4条資本的収入及び支出の予定額は次のとおりとする。

収入、第3款資本的収入5億1,583万9,000円。第1項企業債4,440万円。第2項補助金2億9,215万6,000円。第3項負担金1億7,917万9,000円。第4項分担金10万4,000円。支出、第4項資本的支出5億1,583万9,000円。第1項建設改良費1億5,888万8,000円。第2項借入金償還金3億5,695万1,000円。

次のページをおめくりください。

企業債。第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還方法についてです。

下水道事業債流域下水道限度額2,470万円、下水道事業債公共下水道事業1,970万円、合計4,440万円。起債の方法については証書借入、利率5%以内、ただし、利率の見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について利率の見直しを行ったあとにおいては、当該見直し後の利率。

償還の方法、政府資金または地方公共団体金融機関資金については、その貸付条件による。その他資金については、貸付先と協議して定める。ただし、財政等の都合により据置き期間もしくは償還期限を短縮し、もしくは繰上げ償還または低利債に借替えることができる。

一時借入金。第6条、一時借入金の限度額は5,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおり定める。

1、営業費用及び営業外費用。

議会の議決を得なければ流用することができない経費。第8条、次に掲げる経費について、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、また、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を得なければならない。

1、職員給与3,107万4,000円。

他会計からの補助金。第9条、下水道事業会計助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は2億7,565万6,000円である。

令和6年3月4日提出。大刀洗町長、中山哲志。

以上で終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） お諮りします。日程第28、議案第17号令和6年度大刀洗町一般会計予算についてから、日程第32、議案第21号令和6年度大刀洗町下水道事業会計予算についてまで、以上5件につきましては、全議員の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。したがって、全議員の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、予算特別委員会は、明日3月5日午前9時半より協議会室で開催いたします。

○議長（高橋 直也） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後4時21分

令和6年 第3回 大刀洗町議会定例会議録(第2日)
令和6年3月12日(火曜日)

議事日程(第2号)

令和6年3月12日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（12名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 松本 照行 | 2番 | 古賀 世章 |
| 3番 | 中村 龍博 | 4番 | 平田 康雄 |
| 5番 | 實藤 量徳 | 6番 | 安丸眞一郎 |
| 7番 | 平山 賢治 | 8番 | 河野 政之 |
| 9番 | 大石 純 | 10番 | 白根 美穂 |
| 11番 | 野瀬 繁隆 | 12番 | 高橋 直也 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 町長 | 中山 哲志 | 副町長 | 大浦 克司 |
| 教育長 | 柴田 晃次 | 総務課長 | 松元 治美 |
| 税務課長 | 田中 豊和 | 福祉課長 | 矢野 智行 |
| 地域振興課長 | 村田 まみ | 産業課長 | 矢永 孝治 |
| 建設課長 | 棚町 瑞樹 | 子ども課長 | 平田 栄一 |
| 健康課長 | 早川 正一 | 生涯学習課長 | 佐々木大輔 |
| 会計課長 | 山田 恭恵 | 住民課長 | 案納 明枝 |
| 財政係長 | 福岡 信義 | 人事法制係長 | 辻 孝将 |

開議 午前9時30分

○議長（高橋 直也） おはようございます。町民の皆様には、早朝より傍聴にお越しいただきまして、ありがとうございます。

現在の出席議員は12人です。

ただいまから、令和6年第3回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

なお、議会広報委員会及び町広報紙の担当より、議場での写真撮影の申出がありましたので、許可をしております。御了承ください。

議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（高橋 直也） 日程第1、これから一般質問を行います。

通告を受けております4番、平田康雄議員、発言席からお願ひいたします。平田康雄議員。

4番 平田 康雄議員 質問事項

1. 町政運営の基本的な考え方や主な施策の推進方針について
2. 帯状疱疹ワクチン接種への助成について

○議員（4番 平田 康雄） おはようございます。議席番号4番、平田康雄です。

私は、町政運営の基本的な考え方や主な施策の推進方針と、帯状疱疹ワクチン接種への助成の2件について質問いたします。

まず最初に、町政運営の基本的な考え方や主な施策の推進方針について質問します。

先月発行された広報たちあらいにおいて、「中山町政2期目始動」というタイトルの下、1期目のマニフェストの進捗状況が詳細に報告されました。

まず、財政の健全化についての実績としては、1つは、地方債残高を13億円縮減し、基金を18億円積み増したこと、2つ目は、財政の弾力性を示す経常収支比率が県内トップクラスで推移していること、この2点が挙げられております。

確かに4年度の町の経常収支比率を見ると81.9ということで、県内ではトップクラスの健全な財政状況となっております。

また、財政の健全化と、3本柱として、子育て支援と教育環境の充実、健康づくり、地域づくりに関する施策の実績や重要施策、新たな挑戦などに関する施策についての実績も報告されています。

中山町長には、引き続き町政を運営していただくわけですが、1期目の実績を踏まえ、今後の

4年間、どのように町政を推進されるお考えなのか、選挙時にマニフェストで示された財政の健全化と3本柱や重要施策、あるいは新たに挑戦する施策などについて、町長の具体的な考え方や方針などお聞きしたいと思います。

それでは、順次質問したいと思いますが、実は先週、来年度予算の概要について、各課長から詳細な説明を受けましたが、町長が示された施策のうち、既に来年度予算に計上されている施策も見受けられます。

しかしながら、既に通告をしておりますので、通告に基づき質問させていただきます。御了承ください。

それでは、1つ目の質問をします。

まず最初に、町政運営の基本的な考え方についてであります。

これまでの町政運営の状況や、今後の取組方針などについて、考えをお聞かせください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平田議員の質問の町政運営の基本的な考え方や主な施策の推進方針について答弁をいたします。

これまでの町政運営の状況や、今後の取組方針についての御質問でございます。

令和2年1月の町長就任以来、この間、安丸町政の継承と発展を掲げ、対話を大切にした町政を目指して、マニフェストでお約束した財政の健全化と子育て支援と教育環境の充実、市民の皆様の健康づくり、地域づくりの3本柱をはじめ重要施策を着実に推進していくとともに、新たに防災力の強化や交通弱者対策等にも重点的に取り組んできたところでございます。

その結果、日本全体が人口減少と少子高齢化が進展する中、大刀洗町では、令和6年1月末の人口は1万6,065人と、町長に就任いたしました令和2年1月末と比べまして398人の増加、15歳未満の子供の数も2,423人と117名増加し、小中学生の学力も向上しております。

また、昨年12月に大東建託が発表された街の幸福度ランキング2023では、大刀洗町は九州・沖縄で第1位に選ばれるなど、一定の成果があったものと考えてございます。

私は、町長に就任する前、県職員として二十数年間福岡県全体を見てまいりましたが、大刀洗町ほど地域の絆や住民の皆様のつながりが強く、すばらしい町を知りません。大刀洗町の最大の強みは、町や地域のことを自分事として考え、行動をされる住民の皆様自身だと考えてございます。

このため、今後とも町民の皆様に、大刀洗に住んでよかったです、住み続けたいと思っていただけるよう、これからも町民の皆様との対話を大切にした町政を目指してまいります。

○議長（高橋 直也） 答弁が終わりました。

再質問ございませんか。平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは、再質問いたします。

先ほど、対話を大切にした町政を目指すということでございますけども、私も住民との対話というのは非常に重要だと思っています。住民の意見を聞いて、それを町政に生かすというのは大切なことであります。

昨年の夏頃だったと思いますけども、集落ごとに町政懇談会が行われました。懇談会では住民の皆様から様々な意見や要望が出されておりましたけども、この件については、その後、町政に反映されましたか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平田議員の御質問にお答えをいたします。

昨年、夏にかけて各25行政区を回って、町政報告会を実施をいたしております。その際、様々な御意見や御要望を頂いたところであり、その対応については町のホームページ等でお知らせをしているところでございますし、取り組めるところは、今年度の当初予算案のほうにも各種事業として盛り込んでいるところでございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 町政懇談会においては、うちの集落でも、住民から防犯灯にかける予算の増額について要望が出されたというふうに区長が言っておりましたけども、町政懇談会でもそのような意見が出ておりましたけども、区長も半分ぐらいしか予算がつかんちゅうて、かなり心配しておりましたけども、その後に補正予算が組まれまして、100%対応されたということは、私は承知いたしております。このような迅速な対応というのは非常に重要なところです。引き続き対応をお願いしたいと思います。

では、次に2つ目の質問をします。

2つ目の質問は、財政の健全化と3本柱の主な施策の推進方針についてであります。

町長は、財政の健全化を図りつつ、引き続き積極的に事業を進めるということで、子育て支援と教育環境の充実、町民の健康づくり、地域づくりというのを3本柱として位置づけ、7つの施策をお示しになっております。

まず、1つ目の子育て支援と教育環境の充実については、これまで待機児童の解消とか保育料の引下げなどを実施してこられました。今後の施策としては、こども家庭センターの設置や体育館への空調施設の検討ということを挙げられております。

次に、2つ目の町民の健康づくりについては、がん検診での胃の内視鏡検診や運動公園などの再整備などを実施してこられました。

今後の施策としては、大腸がんや前立腺がんの個別検診の導入と、子育て支援員による7か月

間訪問など母子保健の充実を挙げられております。

3点目の地域づくりについては、資源回収ステーションの設置などが実施されてきましたけども、今後の施策としては、校区センターの大規模改修や町内外の人の交流・対話というのを示されております。

そこで質問でございますけども、まず、財政の健全化と3本柱の主な施策の推進についてであります。

この件について、町長はマニフェストに7つの施策を上げられていますけども、このうち、1つはこども家庭センターの設置、2つ目は体育館への空調設置の検討、3つ目は大腸がん・前立腺がんの個別検診の導入、4つ目は校区センターの大規模改修であります。この4つの施策について、どのように推進されるお考えなのか、質問いたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 財政の健全化と3本柱の主な施策の推進方針についての御質問でございます。

まず、最初にお断りをさせていただきたいんですけども、今回2期目のマニフェストで掲げた項目につきましては、基本的に1期目のマニフェストで掲げた項目、同じ項目を掲げてございます。その中で、具体的な事務事業として掲げている項目については、例示としてまずこういうのを取り組んでいきたいということで掲げてございまして、それだけしかやらないということではなくて、それぞれの財政の健全化なり、子育て支援と教育環境の充実なりが大きなマニフェストで、その例示として幾つかを挙げさせていただいているというところでございます。

それでは、まずこども家庭センターの設置についてでございますが、現在、今年度末の竣工に向か、健康管理センターの大規模改修工事を実施中であり、新年度から新たに妊産婦や子育て世帯、子供に対し一体的な相談支援を行うこども家庭センターを設置するため、今議会に必要な条例制定についてお願いをしているところでございます。

このこども家庭センターでは、既存の子育て支援センターちゃおに加え、新たに家庭や学校に居場所のない子供に対して、生活習慣の形成や学習サポートを行うこども自立サポートセンターを併設するとともに、健康課が所管しております母子保健業務と子ども課が所管しております児童福祉業務の両部門の連携と共同をさらに深めることで、切れ目ない支援を行ってまいりたいと考えてございます。

次に、大腸がん・前立腺がんの個別検診の導入についてでございますが、大腸がん・前立腺がんの検診受診率は、コロナ禍前と比較いたしまして回復しておらず、今後、これらの検診受診率をさらに向上をさせていく必要があると考えています。

このため、これまでの集団検診に加え、新たに本年7月から、小郡・三井管内の医療機関で大

腸がん・前立腺がん検診が実施できるよう準備を進めてまいります。今回の個別検診の開始により、かかりつけ医での受診や検診を受けることができる期間が長くなることを通じて、受診者数の増加につながることを期待してございます。

今後とも、早期発見・早期治療による健康寿命の延伸に向け、検診受診率が向上するよう、住民の皆様が検診を受けやすい体制づくりに取り組んでまいります。

次に、校区センターの大規模改修についてでございますが、コミュニティの活性化と住民参画と協働のまちづくりを推進するため、校区センターの管理運営委員会など地域の声を取り入れながら、老朽化した各校区センターの大規模改修を来年度から順次実施していく予定であり、就業改善センター及び南部コミュニティーセンターの大規模改修工事とふれあいセンターの実施設計に必要な関係予算を、来年度の当初予算でお願いをしているところです。

体育館への空調設置の検討については、教育委員会から答弁をいただきます。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、平田議員御質問の体育館への空調設置の検討について答弁させていただきます。

これについては、12月の定例議会でも、平田議員の一般質問の答弁と重複いたしますが、近年、夏場は猛暑が続き、児童生徒が熱中症になったり、体育の授業ができなかったり、あるいは休み時間に運動場や体育館で遊べないなどの支障を来ており、小中学校体育館への空調設備の設置を求める声を聞いているところです。

子ども課では、近隣自治体等での体育館への空調設置経費や断熱対策経費を調査する考えであります。

また、勤労者体育センターあるいは武道場においては、夏場に部活動あるいはスポーツ団体の大会や分館対抗バレーによる使用が暑い中で行われていますので、熱中症等の心配を個人的にはしているところであります。

今後、町内にもそういった体育館も含めていますので、体育館の空調設置については、設置の目的、あるいは全体に係る必要な関係予算、国等の補助金の活用、あるいは優先的、どこを優先すべきなのか、そういった設置計画等も含めて関係各課との研究・協議が必要なのではないかというふうに考えているところです。

以上、答弁を終わります。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは、再質問させていただきます。

私も町長のマニフェストが全てとは思っておらず、分厚い予算書を見て、相当な内容が、マニフェストに絡めた内容が多いなと思っておるわけでございまして、やっぱり全体ですね、全体を

進めようというのが基本だというのは分かっております。

財政の健全化と3本柱に掲げた政策、施策につきまして、町長や教育長からまず具体的に説明がございましたけども、ここで各課として実際にどのように考えておられるのかなということで、特に課長さんの意見をお伺いしたいなと思っております。

まず1つ目は、こども家庭センターについてであります。

こども家庭センターに不登校児の居場所として、こども自立サポートセンターを併設するというような説明がございましたけども、この施設の運営について、どのように対応されるお考えでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） では、平田康雄議員の質問に対して答弁させていただきます。

先ほど、町長の答弁でもありましたとおり、4月から新しく設置しますこども家庭センターに、こども自立サポートセンターを併設しまして、子供たちがいつでも誰でも自由に学べる場を提供するとともに、家庭や学校で居場所のないお子さんに対しまして、生活習慣の形成や学習サポートなどの支援を行い、子供の居場所づくりに関する支援を行っていきたいというふうに考えております。

このため、新年度予算、令和6年度の予算に、子ども育成支援専門職員を2名、新年度予算にその経費を計上しているものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） たしか12月議会で質問したときにそういう話がございましたけども、やはり家庭とか学校に居場所のない子供の対応というのは、非常に私は重要であると思っております。

新たに中学校ではそういった対応をされるようですけども、町としても正式にこういった居場所、子供の集まる場所といいますか、勉強する場所、そういったのをつくっていただいて、先ほど支援員2名を配置されて対応されるということで、ぜひしっかりとやっていただきたいと思います。

次に、大腸がん・前立腺がんの個別検診の導入についてお尋ねします。

病院での検診ができるようになるということですが、これは大刀洗の住民であれば誰でも受診することができるようになるんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 平田議員の御質問にお答えいたします。

現在行っております集団検診につきましては、7月に9日間、9月に4日間の計13日の間に

検診を行っているところでございます。

今回、この個別検診の導入によりまして、本年7月から3月までの期間、小郡・三井管内での医療機関で、御自身の都合がよい日に検診が受けることができるようになるのではないかと考えております。

また、検診の対象は、集団検診と同じく、大腸がん検診につきましては40歳以上の方、前立腺がん検診につきましては50歳以上の男性の方が対象となっております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 大腸がんや前立腺がんの検診は、確かに集団検診で受診できますけども、これ500円となっておりますけども、病院で検診を受けた場合、検診費用ってどうなりますか。

○議長（高橋 直也） 早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 御質問にお答えいたします。

検診費用につきましては、集団検診と同じく、それぞれ500円を予定しております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 次に、校区センターの大規模改修についてお尋ねします。南部コミュニティーセンターと就業改善センターの2つの校区センターについては、来年度から改修工事が始まるということですけども、実は1月末に議員と住民団体で意見交換会を行ったわけですけども、そのときに女性の方から、校区センターの改修に当たって、住民の声を聞く場が設けられていないじゃないかということで、住民の意見はどのように反映されたのかというのが、そういった趣旨の質問がございました。

そこで質問いたしますけども、来年度からの校区センターの大規模改修に当たって、地域住民の声というのはどのように反映されましたか。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 地域振興課、村田です。平田議員の御質問にお答えします。

来年度から、就業改善センターと南部コミュニティーセンターの改修工事の実施に入ります。これは、町が定めました建物の長期化計画、要するに長く建物がもつようにする、使えるようにするための工事計画でございます。

よって、壁、床、天井がメインの工事となっていますことを前提としてお話をさせてもらいます。

とはいって、中身を改修しますもので、地域の方々の御意見を踏まえながら、予算の範囲内でで

きるところは改修をしていくという方針でございましたので、昨年9月に、全センター長様宛に對して、どういったところが今使いづらいですかというアンケート調査をしております。實際、就業改善センターからは、ここを変えてほしいという要望が11件出ております。南部コミュニティーセンターでは、ここをこう変えてほしいですよという要望が7件出ました。

その後、担当のほうと協議をしながら、また予算との兼ね合いも見ながら、南部コミュニティーセンターのほうは、7件中の6件を取り入れて採用しており、就業改善センターのほうは、11件出ておりましたうちの8件を採用させていただいて、その旨をまた今度、会長とセンター長と設計の協議を行いまして、現在、このように改修する方向で積算しておりますという内容を共有しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 分かりました。住民の代表の方にアンケートを取って、その意見を取り入れたということですね。7件のうち6件ですね。なかなか一般の住民の方が、そういったアンケートがあつたり、その内容を取り入れられたということが聞こえていなかつたということですね。分かりました。

次の質間に移ります。次の質問は、体育館への空調施設の検討についてであります。

町長は、財政健全化の3本柱の一つである子育て支援と教育環境の充実の中で、体育館への空調施設の検討を上げられております。また、新たな町政の中でも、防災力の強化の一環として、勤労者体育センターへの空調施設と避難所の充実と、かなり前向きなお考えを示してもらっています。

先ほど、教育長からも、近隣の市町村の状況調査を行うというような回答がありましたけども、この件について担当課としての具体的な考え方をお聞かせください。

○議長（高橋 直也） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） では、お答えいたします。

12月の議会で答弁いたしましたように、子ども課では体育館の空調設備の設置に、断熱対策も含めましてどれだけの経費がかかるか、既に調査を始めさせていただいております。

町内におきましては、大きな指定避難所としては、4小学校、1中学校の体育館、生涯学習課が管理します勤労者体育センターや町立の武道場などがございます。

財源としましては、緊急防災・減災事業債が活用できるかと思っております。

できましたならば、どこか1か所をモデル的に整備できればというふうに考えておりますので、これにつきましても、先ほど教育長が答弁いたしましたように、生涯学習課が管轄する部分もありますので、また、町の優先的な事業とかもございますし、避難所を管轄します総務課もござい

ますので、そういう関係部署と協議しまして、そういう協議が必要ではなかろうかというふうに思っているものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 私ども予算の説明をずっと受けましたけれども、この件について、6年の予算書には調査費が計上されていないような気がいたしますが、どうされるんですか。

○議長（高橋 直也） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 答弁いたします。

今回の調査につきましては、体育館への空調設備の設置に対しまして、近隣自体の状況を調査するものでございまして、近隣の学校教育というか、そういう部署、所管する部署に対しまして、電話やメール等で調査を行っていきたいというふうに考えておりますので、今回、この調査等につきましての特別、予算を計上するものではございません。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 既に調査を始めているということで、非常に積極的でいいなと思いますけども、大体この空調設置は何年度を目標にされているんでしょうか。今後のスケジュールが分かれば教えてください。

○議長（高橋 直也） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 今現在こちらで行っているものにつきましては、空調とか断熱対策の経費がどのくらいかというものを調査するものでございまして、それを基に体育館への空調設備を設置するかどうかを検討するように考えているものでございます。

設置するとなれば、先ほど答弁しましたように、どこか1か所をモデル的に整備ができればいいなというふうに考えているものでございますので、現在のところ、まだ設置する年度とか計画的なもの、スケジュール的なものにつきましては、まだ定めてはおりません。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 次に、3つ目の質問に移ります。3つ目の質問は、重要施策や新たに挑戦する主な施策の推進方針についてであります。

町長は、これまで重要な施策や新たな挑戦に対する施策として、様々な事業を展開してこられましたけども、今回も重要施策として5本の柱と10の施策、新たに挑戦する施策として5本の柱と15の施策を掲げ、推進することとされております。

ここで質問ですけども、重要施策や新たに挑戦する施策のうち、農業の振興と道の駅の検討、

この2つの施策についてどのように推進されるお考えなのか、意見をお聞かせください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 町政運営の基本的な考え方や施策の推進方針についての質問でございます。

まず、農業の振興についてでございますが、現在、農業従事者の高齢化や人口減少の進展に伴い、農業の担い手の減少や耕作放棄地の拡大が、日本全体で大きな課題となってございます。

このため本年度から、地域での話し合いにより、目指すべき5年後、10年後の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定に向けた作業を進めているところでございまして、来年度はこの策定に向け重点的に取り組んでまいります。

併せて、スマート農業の導入や、高性能省力機械、施設などの生産条件向上の整備を進めるとともに、担い手農地集積促進事業や新規就農者育成総合対策事業などを通じて、担い手への農地の集積や、新規就農者の支援の充実に取り組んでまいります。

次に、道の駅の検討についてでございますが、道の駅は、地産地消を推進し、町内に人を呼び込み、地域で経済を循環させる観点からは有効な施策の一つと考えてございます。

一方で、道の駅の設置については、事前に国土交通省をはじめ関係機関との十分な調整が必要なことや、町内外から継続的に利用してもらう観点からは、いかに魅力的な施設とし、魅力的な商品を集められるか、県内のほかの道の駅や直売所との差別化が重要と考えてございまして、今後、JAをはじめ農業関係者の意向や事業主体の考え方、設置場所、設置費用とランニングコスト、集荷体制、整備に要する期間などを幅広く調査・検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは、再質問をいたします。

町長からかなり意欲的な回答がありましたら、担当課としてはどのようなお考えでしょうか。担当課長の考え方をお聞きしたいと思います。

まず、1つ目は農業の進行についてであります。来年度から地域計画の策定を進めるということですけれども、この地域計画とは具体的にはどのような計画ですか。

○議長（高橋 直也） 矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） 平田議員への質問にお答えいたします。

地域計画の具体的な内容についての御質問でございますが、地域計画とは、農業者などの地域の住民の話し合いによって策定される将来の農地の利用の姿を明確化した設計図のようなものでございまして、おおむね10年後を見据え、誰がどのように地域の農地を使ってどのような農業を進めていくかを、地域の関係者一体でつくり上げる計画となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 来年度中に地域計画が策定されるということでしょうが、一般的には新たな計画の策定に併せて国や県などの新規事業というのが設けられることが多いわけですが、今回の場合はどうでしょうか。新たな補助事業が始まるのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） 平田議員の質問にお答えいたします。

来年度中に地域計画を策定する予定でございますが、この計画は事業計画の類いではなく、将来的に優良な農地を守り、地域の農業の維持・発展をさせていく計画でございます。

しかし、これからの方針としまして、この計画を作成していない場合、様々な補助金や補助事業が対象外となり、支援を受けることが厳しくなると言われております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 意外と簡単なようで、結構しっかりと考えておかないと駄目な計画になるわけですね。頑張ってください。

次に、道の駅についての再質問をします。

町長がマニフェストに掲げられた新たな町政の中で、道の駅の検討を掲げられていますけども、この事業主体や設置場所、費用などを調査・検討するとの回答もありましたけども、この件について担当課としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋 直也） 棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 平田議員の質問にお答えいたします。

道の駅建設には、設置目的や道の駅登録要件であるトイレの24時間開放、休憩機能、情報発信機能、地域活性化の発信拠点、直売所、十分な容量を持った駐車場、道路とのアクセスといった交通安全上の問題等がございますので、建設課だけでなく、関連のある担当課と連携・協力しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 確かに道の駅というのは、休憩所としての機能もありますけども、多くの道の駅は農産物の直売所なんかを造って、その機能がありますし、情報発信の機能と、そういうものがありますので、私はどこが窓口になるのかなと、場合によっては産業課かなと思っていましたけど、建設課になるんですね。

一応この件については、6年度の予算書、調査費などの経費、打合せの経費とかそういったものは計上されていないようですけど、どうされるんですか。

○議長（高橋 直也） 棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） お答えいたします。

令和6年度予算では、新たに道の駅に関する予算を計上しておりませんけれども、まずは道の駅の制度の詳細を確認するとともに、課題を整理してまいりたいと考えております。その上で、今後必要に応じて補正予算を含め、検討させていきたいと考えております。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） このたびの選挙で2期目の当選をされました中山町長は、1期目に続き財政の健全化と3本柱、重要施策が新たに挑戦する施策というのを具体的にお示しになったわけですけれども、私は財政の健全化というのは当然のことであると思っていますし、住民との対話を基に人と人のつながりを大切にした町政、これはぜひ進めていただきたいというふうに期待しているところでございます。

また一方で、マニフェストで示された重要施策とか、新たに挑戦すべき施策を積極的に進め、引き続き魅力ある町、住みたくなる町として維持・発展させること、これが私は町長が取り組むべき課題であるというふうに考えているところでございます。

昨年は、本町は九州・沖縄地区を対象とした街の幸福度ランキング2023において第1位に選ばれましたことすれども、これは、町長と職員が一体となって様々な施策に取り組まれたその結果が評価されたものと思っております。町民の一人として非常に誇らしく感じているところであります。2期目においてもしっかりと取り組んでください。

これで1つ目の質問を終わります。

次に、2点目の帯状疱疹ワクチン接種の助成について質問をいたします。

本町においては、感染症の蔓延を防ぎ、健康を維持するために健診や予防接種などが実施されています。また、免疫水準の維持や健康の保持・増進を図るために、例えばロトウイルスとかBCGなど16種類の定期予防接種のほかに、補助事業によるインフルエンザ予防接種が行われているようです。

一方では、無料で行われていたコロナ感染症ワクチン接種が4月から任意接種と移行しますので、この機会を捉えまして、予防接種の取組状況や今後の方針、あるいは住民から強い要望がある帶状疱疹ワクチン接種について、考え方をお聞きしたいと思います。

それでは、質問いたします。

まず1つ目の質問です。1つ目の質問は、予防接種に対する町の考え方などについてであります。

まず、予防接種の取組状況や今後の方針及び予防接種対象ワクチンの選定基準などについての考え方をお聞かせください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平田議員質問の帯状疱疹ワクチン接種への助成について答弁をいたします。

予防接種に対する町の考え方についての御質問です。

まず、予防接種の取組状況や今後の方針についてでございますが、予防接種とは、病気に対する免疫をつけ、あるいは免疫を強くするためにワクチンを接種することでございまして、接種により感染や重症化を予防し、人への感染による社会への病気の蔓延を防ぐことを目的とした、大変重要な施策であると認識をしてございます。

現在、大刀洗町では、予防接種法に基づき、主に集団予防や重篤な疾患の予防に重点が置かれた麻疹や日本脳炎などのA類疾病14種類と、主に個人予防に重点が置かれた高齢者インフルエンザと高齢者肺炎球菌のB型疾病2種類について、町が実施主体となり定期の予防接種を実施しているところでございます。

その際、現在、コロナ禍の影響もあり、接種率が低下している状況にありますので、今後、疾病に関する情報やワクチン接種の必要性を周知し、さらに接種勧奨に努めていく方針です。

次に、予防接種対象ワクチンの選定基準についてでございますが、予防接種で使用されるワクチンは、厚生労働省の厚生科学審議会で、ワクチンの有効性や安全性、費用対効果などについて審議がなされ、厚生労働省の薬事承認を受けたワクチンの中から各医療機関がワクチンを選定し、予防接種を行っているものでございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 再質問をいたします。

本町では、16種のワクチンの定期接種が行われておりますけども、インフルエンザというのは任意接種となっておりますけども、なぜ定期接種にならないんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） お答えいたします。

64歳以下のインフルエンザ予防接種につきましては、予防接種法に規定されたものではないため、任意接種となっているところでございます。

なお、65歳以上の高齢者及び60歳から64歳の心臓等に障害をお持ちの方につきましては、定期接種の対象となっております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） この3月でコロナウイルスワクチンの無料接種が終了いたしまして、任意接種になるということあります。このワクチン接種には7,000円程度の費用がかかるということだそうですが、町として何らかの対応を考えておられるんですか。

○議長（高橋 直也） 早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） お答えいたします。

新型コロナワクチンにつきましては、これまで特例臨時接種として、全額国費により無料で接種が行われておりましたが、令和6年3月で終了となります。

令和6年度につきましては、秋頃に接種が予定されておりますが、一部の方を除き、64歳以下の方は全額自己負担、65歳以上の方は定期接種として、一部自己負担をいただくようになってまいります。

現時点では、先ほどおっしゃったように、国から示されているワクチンの接種費用につきましては、7,000円ということでございますが、65歳以上の方の一部自己負担につきましては、現在行っております高齢者インフルエンザの自己負担額1,500円を基準として、今後、関係機関と協議を進めてまいります。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは、2つ目の質問に移ります。2つ目の質問は、帯状疱疹ウイルスワクチン接種についての助成についてであります。

町内の住民の方から、帯状疱疹ウイルスワクチンの接種に補助してもらいたいとの要望がありました。住民の方が言われるには、帯状疱疹を発症するとかなりな激痛を伴うことや、合併症とか後遺症が発生すること、また、高齢者になって発症した場合、完治するまで1か月近くかかりまして、場合によっては入院するというケースが多いということであります。かなり厄介なウイルスのようであります。

令和6年1月31日付の西日本新聞の情報によりますと、帯状疱疹とは、水痘帯状疱疹ウイルスが原因で発症するそうで、子供の頃水ぼうそうを発症すると、高齢者になって体力を失ったときに帯状疱疹を発症すると、その確率が高くなると、そういうことでございます。50歳を過ぎると発症率が急激に上昇するということですが、最近では30代に発症する方も増えているそうであります。そもそも、日本人の70%程度の方が既にこのウイルスに罹患しております、80代までに3人に1人が発症しているということであります。

幸いなことに、近年、ワクチンが開発されていますけども、2回の接種が必要で、1回当たり約2万円ですね、かなり高額なようでございます。

そこで、全国における対応状況を調査したところでございますけども、昨年の8月の段階では、全国で、280市町村で既に補助対象とされていると。県内では、朝倉市や大野城市、太宰府市が昨年4月から補助対象にされているとのことです。

そこで質問ですが、1つは帯状疱疹ワクチン接種について、町としてはどのように考えておら

れるのか、2つ目は、帯状疱疹ワクチン接種は高額なので、助成することができないかと、以上2点について、町の考えをお聞かせください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 帯状疱疹ワクチン接種への助成についての御質問でございます。

まず、帯状疱疹ワクチン接種に対する町の考えについてでございますが、帯状疱疹につきましては、今、議員から御紹介がありましたとおり、子供の頃に水ぼうそうに感染し、治った後も体内にウイルスが潜伏することが原因で、加齢、疲労、ストレスなどによって、免疫力が低下した際に発症するもので、発症すると水腫れを伴う赤い発疹が帯状に現れ、神経を大きく傷つけた場合は、帯状疱疹後神経痛という後遺症が残る場合もあり、できるだけ早期に治療を開始することが重要と言われてございます。

議員御質問の帯状疱疹ワクチン接種は、帯状疱疹の発症や重症化予防に一定の効果があると言われてございますが、予防接種法による定期接種の位置づけはなく、現在のところ50歳以上を対象に、個人の判断で行う任意接種とされているところです。

このため、まずは帯状疱疹という疾病的性質や発症した場合の症状を知っていただき、早期に治療を行っていただくことの重要性や、自己負担となりますが、ワクチン接種により発症や重症化予防が期待できることについて周知をしていく必要があると考えてございます。

次に、帯状疱疹ワクチン接種への助成についてですが、現在、2種類のワクチンが薬事承認されているところでございまして、生ワクチンの接種については、1回接種で8,000円程度、不活性化ワクチンは2回接種方式で、1回当たり2万2,000円程度となってございまして、全額自己負担となる任意接種として実施をされているところでございます。

接種費用の助成につきましては、対象となります50歳以上の方が約7,300人と多く、現状では任意接種ということで、補助制度や地方交付税措置もないことから、多額の一般財源が必要となってまいります。

このため、現時点で町単費での接種費用の助成は難しいものと考えてございますが、現在、厚生労働省の厚生科学審議会において、定期接種化に向けた審議が進められているところでございまして、早期定期接種化に向けて、国・県に対して要望をしてまいりたいと考えてございます。

併せて、全国でワクチン接種に対する助成の動きがあることや、県内でも、朝倉市を含め5市町が助成を開始したことも承知しておりますので、今後とも国の動向に注視をするとともに、助成をしていらっしゃいます市町村の状況を調査をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 私が調査したとき、本年の4月から県内で行うのは3市町と聞いていましたけども、5市町村ということで、今年2つの市町村が増えたわけですね。結構、必要性

が認められてきたということだと思います。

それで、朝倉市でございますけども、50歳以上の市民を対象に2回目接種を補助対象とされておりまして、1回につき1万円が助成されております。全国で280市区町村においても、助成されているようございます。

先ほど、助成している市町の状況を調査するというふうなことですけども、ぜひ補助対象にすることを前提に調査を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） お答えいたします。

帯状疱疹ワクチン接種につきましては、先ほどからございますが、朝倉市や太宰府市等が補助をしており、国の方でも定期接種化に向けた検討が行われているところでございます。

先ほどの町長答弁にもございましたが、補助した場合、接種費用が高く対象者も多いため、かなりの予算が必要となってまいります。そのため、今後、国の動向、補助している市町村の状況を調査し、判断をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 確かに2回の接種が必要で、1回当たり2万2,000円ですかね、その程度の費用がかかるということですから、50歳以上の町民全員を接種するとなると、かなりな経費が必要であるということは理解できるわけでございます。

そこで、例えば全員一遍にやらなくても、50歳とか55歳、60歳と接種対象の年齢を指定して実施すれば、何とかなるのかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 御質問にお答えいたします。

その点も含めまして、今後調査・研究をしていきたいと考えております。

今回御質問いただきました帯状疱疹につきましては、免疫力の低下が原因で発症すると言われておりますが、この免疫力の低下は、さまざまな疾病の発症にも影響してまいります。

このため、健康課としましては、ワクチン接種のほか、栄養バランスの取れた食事、十分な睡眠、適度な運動など、免疫力を高めることができる情報発信や取組について、取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） この件につきましては、町民の方々の要望というのがあったわけですが、やはり新聞などでも特集が組まれております。全国の議会においても、補助対象にす

るような要望が、あちらこちらの市町村で行われているようです。

私の周辺でも、いわゆる胸巻きという病名で、多くの高齢者が帯状疱疹を発症されております。突然発症して、かなりの痛みを伴うということあります。やはり、町民の皆さんには、病気が発症してはじめて帯状疱疹という病気であると分かるんですけども、通常は何でもないんでワクチンはなかなか接種されないと、価格が高いというのもありますけど、そういうのが実情かと思っております。

実は1月31日付の西日本新聞に特集が組まれておりまして、特集というか、朝倉市にある朝倉健生病院の先生の声が掲載されておりました。後遺症の痛みに悩まされる患者さんが多くて、予防の大切さを痛感しているということあります。ワクチンを接種すると、帯状疱疹の発症確率を下げることができるし、発症しても症状が軽くて済むことが期待できるということあります。

栄養バランスのある生活が重要だと思いますけども、ワクチン接種を推進するためにも、ぜひ補助対象にしていただくよう、切に希望するものでございます。

これで質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） ここで暫時休憩をしたいと思います。議場の時計で10時35分から再開いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時35分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、1番、松本照行議員。発言席からお願ひいたします。はい、松本議員。

1番 松本 照行議員 質問事項

1. 防災対策等について

2. 放課後児童の遊び場づくりについて

○議員（1番 松本 照行） おはようございます。議席番号1番、松本照行です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い順次質問させていただきます。

質問は第1に防災対策について、第2に放課後児童の遊び場づくりについての2項目について、それぞれ小項目ごとに質問させていただきますが、小項目の中でも一応黒丸ごとに質問させていただくことを、御了解願いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） よろしいですよ。

○議員（1番 松本 照行） それでは質問させていただきます。今回の一般質問は、私が令和元

年度から4年度まで、北鵜木区長をしていた時の懸案事項も含めた形、内容でお尋ねしたいと思います。

まずは防災対策でございますけれど、町長、2期目となられた今回、2027年度への羅針盤、中山哲志マニフェストで、町長は新たな挑戦として第1に防災力の強化を示されております。

例えば、排水ポンプの整備、ため池のしゅんせつ、調節池の整備、鵜木川の整備など、多くの施策が書かれております。

これらは全てが緊急を要する重要な防災施策でございまして、町民みんなが非常に注目し、期待しているところだと考えております。

一方、平成29年の7月に、九州北部豪雨以来7年間に6度の豪雨が見舞われております。被災状況や対策についてこれまで多くの議員が質問されてこられました。最近5年間においても、40回を超える質問がなされておることをお聞きしております。

そのことこそ町民の深刻な思いで、改めてそういう深刻な思いを感じたところでございます。

また、令和5年度の住民協議会、テーマ、流域治水について、オブザーバーとして参加させていただきました。

そのとき資料で示された写真、大堰校区及び大刀洗校区の状況は、私が居住する菊池校区では考えられないくらいの冠水状況、被害状況であったということを改めて知りました。一刻も早い防災対策を、目に見える形で講じていく必要を痛感しております。

そこで1番目の質問ですが、大堰校区、本郷校区、そして大刀洗校区の冠水の主な要因は何であるか。当然豪雨が原因であったことは前提としてお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、松本議員質問の防災対策等について答弁をいたします。

各地区の冠水の原因と対応についての御質問でございます。

まず大堰、本郷、大刀洗の各地区の冠水の主な要因についてでございますが、大堰地区につきましては、筑後川本川の水位上昇に伴う小石原川合流部からのバックウォーターによる、西原、菅野地区一帯の冠水と佐田川、桂川及び長田川の水位上昇に伴い、長田川に排水できなくなることに伴います床島地区の内水氾濫の2つがございます。

本郷地区につきましては、流域からの雨水の流入による陣屋川周辺の本郷橋、端午橋付近、ふれあいセンターの前面道路、中尾大刀洗線の本郷小学校前から本郷20号線交差点付近までの内水氾濫がございます。

大刀洗地区については、筑後川の水位の上昇に伴いまして、大刀洗川水門が閉鎖された後、排水ポンプだけでは大刀洗川の排水が追いつかないことから生じる、下流域からの内水氾濫と、大刀洗川からの溢水による外水氾濫の大きく2つの要因がございまして、久留米運送の南側付近、

下高橋地区、道路で言いますと、久留米筑紫野線のナフコ付近からセブンイレブンの鳥栖朝倉線交差部までの通行止め、御陵井手橋付近から鶴木地区までの農地の冠水、寺川の氾濫による下高橋の農地への影響がございます。

○議長（高橋 直也） 松本議員。

○議員（1番 松本 照行） 今御答弁いただきました中で、やはり最終的には筑後川への排水、これがうまくいかなかったというのが大きな原因かと思っております。

単純に筑後川への排水機能を改善するといつても、やはりこの川そのものを当然すること、または、佐田川、小石原川、そして大刀洗川など、そういった河川も併せて改善改修しないと、なかなか全体的な冠水対策はうまくいかないんじゃないかと、それにも増して、やはりそういう河川そのものが、国、県の管理がありますので、支援、調整が進まないとなかなか難しいものというふうには感じております。

さらに、支援、協力が得られても、そのかなりの年数10年や20年相当の期間を要するものと考えられます。特に、大刀洗町を流れる全ての河川が国管理、県管理でありますので、河川の整備に当たっては、国、県、協議調整が非常に重要なものと考えます。

町としても、協議調整の場所を持っておられるかと思いますけれど、現時点で国、県との定例的な協議調整はどのような状況にあるのかお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 松本議員の御質問にお答えをいたします。

ちょっとその項目が、項目として上がっていなかったので、答弁のほうを準備してきておりませんので、不正確であったら申し訳ないと思いますけれども、まず国のほうとは、筑後川河川事務所と毎年、出水期前に意見交換会等を、実施をいたしております。

また、県のほうとも各種期成会等を通じて、流域の市町村と一緒にになって情報交換であったり、要望活動を常に行っているところでございます。これ、国に対しても同様でございまして、国の国土交通省、あるいは筑後川河川事務所、あるいは水資源機構等、必要なところに、あらゆる機会を通じて、ちょっとでもあったときには、これをお願いしますというのを、常にお願いをしているところでございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今、お答えいただきましたように、毎年調整会議をしていらっしゃるということでございますが、やはり国や県との協議を、今後とも惜しみなく、そしてまたかと言われるぐらい、継続して進めていってもらいたいというふうに考えております。

そこで、第2点目ですが、それぞれの地域で具体的な冠水対策の実施、進捗状況についてはどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） お答えをいたします。

具体的な対策と実施状況についての御質問でございます。

大堰地区につきましては、先ほど申しましたとおり、小石原川合流部からのバックウォーター対策が重要でございまして、筑後川本川の水位上昇を抑えると、これが何よりも重要でございます。

このため、国に対し、堤防改修や河道掘削による流化能力の確保、支川の氾濫を防ぐための総合的な内水対策の推進など、抜本的な治水対策の推進に加えまして、筑後川上流部の日田の上流を見ますと、大山川のほうには松原・下筌・大山ダムがあるんですけれども、玖珠川ほうには何もそういうものがございませんので、玖珠川上流域での治水対策や洪水調節施設の整備の検討や、あるいは平成29年の九州北部豪雨などの気候変動を踏まえた雨量を基に、改めて筑後川水系河川整備計画を見直すよう要望してございます。

この点、筑後川河川事務所において、昨年の7月豪雨を受けまして、緊急的に筑後川の河道掘削を、今年の出水期までに5万7,000立米の掘削をしていただくと、それから、来年度中に、令和6年度中に佐田川合流部から宮ノ陣橋までの区間の堆積した箇所で、約10万立米の河道掘削をさらに進めさせていただくというふうにお聞きをしてございます。

また、床島地区につきましては、国に対し、筑後川水系河川整備計画に基づく、寺内ダム再生事業や筑後川の合流部の改修を要望してございます。

この点、水資源機構におきましては、本年度から寺内ダム再生事業に着手をいただきまして、令和11年度の完成時には、洪水時最高水位の見直しと、利水容量の振替により、寺内ダムの洪水調節容量が新たに180万立米増加し、880万立米となる予定でございます。

さらに町としても、現在、床島地区の内水排除用の排水ポンプの設置事業に取り組んでいるところでございます。

本郷地区につきましては、県に対し、陣屋川総合内水対策計画を踏まえた治水対策の推進を要望しているところでございまして、河川改修に加えまして、河川断面の確保を阻害してござります有本橋、猪ノ本橋、端井橋及び本郷橋の橋梁の架け替えを計画し、これまでに有本橋と猪ノ本橋の架け替えが完了し、現在、猪ノ本橋付近の護岸整備を、実施をいただいてございます。

また、端井橋及び本郷橋につきましては、御承知のとおり、家屋が密集いたしておりますので、その上流域におきまして、陣屋川の水位上昇を抑制する調節池を併せて整備することを計画いたしております、現在、福岡県において予備設計を実施中でございます。

大刀洗地区につきましては、大刀洗川の内水氾濫対策としては、先ほど申しましたように、筑

後川本川の水位が高い時間をいかに短くするかが重要でございまして、国に対し、先ほどお答えしましたとおり、筑後川本川の水位上昇を抑えるための対策を要望するとともに、現在、福岡県におきまして、大刀洗川排水機場のポンプの増設工事を、実施をいただいているところでございます。

また、大刀洗川の外水氾濫対策につきましては、県に対し、大刀洗川総合内水対策計画を踏まえた治水対策の推進を要望しているところでございまして、ただ、どうしても河川改修は、下流からの整備というのが基本になってまいりますので、大刀洗町区間の本格的な河川改修には時間を要することが想定されますので、現在、久留米運送南側の大刀洗川左岸の堤防を強化するとともに、現在、大刀洗川の水位上昇を抑制する24万立米の調節池の整備に着手をいただいたところでございます。

さらに、町としましても、現在、鵜木川のしゅんせつに取り組んでいるところでございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今、町長から報告ございましたけれども、具体的な冠水対策としては、やはりありとあらゆる、それこそ考えられるだけのものを、現在されている。

寺内ダムとか、要望とか、あとは橋の架け替えとか、調節池の整備とか、さまざまのことについて整備、または進捗をさせていただいておるわけですけれど、実際平成29年以来、7年間で6回も被害を受けられた方々としては、毎年、毎年、冠水がある、被害を受ける、どうにかならないかというのが、本当に悲痛な声を上げていらっしゃる、そういうふうに感じております。

筑後川を含む課題は、先ほど申されましたように、下流から下流からということでの基本的な実施というか、そういう整備の実施があるんで、なかなか大刀洗町のほうも進まないということは理解しておりますし、特に大堰校区の方々は、本当に目に見える対策が何も進んでいないと、そういうふうに諦めていらっしゃるようなお声もお聞きします。

町は時間がかかっているが、ちゃんとやっています。やっていきますという、そのような町長の姿勢、先ほどおっしゃったような姿勢を、丁寧に説明し、広報等により、小まめにやっぱり知らせていく、住民に知らせていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 松本議員の御質問にお答えをいたします。

防災力の強化というのは、今、議員が御指摘があったとおり、大刀洗町において、最大の課題でございますので、町として今一番力を入れて進めているところでございます。

この広報のあり方、情報発信のあり方については、議員の御指摘も踏まえながら、今後とも丁寧に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 次に、3点目ですけれど、先ほど答弁いただきました、ため池のしゅんせつ工事、調節池の整備、これらの計画の進捗状況及び完成後の予測貯水量はどうなっているのか、どうお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 松本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、ため池については、昨年度から7か所の防災重点ため池のしゅんせつ工事にかかっているところでございまして、来年度で7か所の工事を完了する予定でございます。この7か所はできれば、大体約10万立米の土砂を撤去するようになりますので、そういう効果を期待しているところでございます。

また、工事完了後には、地元と防災・減災の支援協力に関する協定を締結し、災害発生のおそれがある場合には、事前にため池の水位を、低下をさせる水門操作を行っていただくこととなつてございます。

また、大刀洗川の調節池につきましては、今年度、安定祈願祭が開催され、事業に着手をしているところでございまして、完成した暁には、先ほども申し上げました、24万立米の洪水調節機能が新たに生まれるものと承知してございます。

完成予定年度等については、詳細は担当課長から答弁をさせます。

○議長（高橋 直也） 棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 調節池の完成予定でございますけれども、県のほうと協議している中で、3年後を目標に工事をしているということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今までお答え頂きました、例えば24万立米、はつきり言いまして、なかなかイメージが湧かないんです。どの程度の量なのか、どのくらいなのか、例えばよく表されるのは東京ドーム何倍分とか、そういう言い方します。

そういう何か分かりやすい表現があればいいのですけれど、例えば調節池において、降水量が時間50ミリと仮定した場合、整備中でございますけれども、何分ぐらいで例えば入ってくる量というか、満水になるといったことを、言っていただくと、何かこの雨が降ったとき、例えば50ミリが降ったときは、これを開けたら、ため始めたら大体30分とか、1時間ぐらいで満水になる。その分周りにというか、大刀洗川がその分幾分か、そんなに影響を受けなくて、時間差ができるくるとか、そういったことが分かれば、イメージしやすいと思うんですけど、これは流域の範囲や流入量、様々な要件がありますので一概には難しいかと思いますけれど、そのあたり何かそういうふうなイメージ、簡単にイメージできるようなことがあれば、お尋ねしたいと思

います。

○議長（高橋 直也） 棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） お答えをいたします。

久留米県土整備事務所のほうから頂いた資料によりますと、平成30年の豪雨、これが10年に1回の規模の豪雨で、1時間に、ピーク時に37ミリの雨が降った場合で想定をされておりまして、その時点で河道の整備も、平成30年のときには、古賀茶屋付近まで河道の整備をされていました状態で、試算をされたものでございますけど、流入開始から6時間で計画容量の現在の24万立米に達するという予定でということをお聞きしております。

それとあと、東京ドームでどれくらいになるのかということで、お尋ねいただいている分でございますけれども、これが面積ベースでいきますと、調節池が10万平方メートルございますので、東京ドーム面積ベースじゃ2個分という形になります。東京ドームが満杯になった場合で、どれくらいになるかというと、これが0.2杯分ということで、やはり東京ドームがかなり天井が高いところもあって、実際0.2杯というのが最初はおっと思ったんですけども、そういう容量的な分でいくと、0.2杯というデータが出ているということで調べたところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今、お答えにくいかと思いながら、質問させていただきましたけれど、今の調整池、それに大体6時間でいっぱいになるということを聞いて、私個人的にもそのくらい、そんなにあるのかなと実際に考えたところです。

こういうことは、やはり町民の方にも、大体この池の効果というのは、例えば今おっしゃった、37ミリですかね、そういうときに、そのくらいの雨量をためられますよということを、表現していただいたら、非常に助かるのじゃないかというふうに考えております。

そして、ここで最も重要なこととしては、先ほど町長の答弁にもございましたけれど、ため池、調整池、十分な減災機能を持たせるためには、その運用が非常に大事だと考えております。

ため池なら農業用水の確保という大切な役割がございます。一定の水がたまつた状態が通常でございますけれど、大雨が予想されるとき、事前に、または事後に、ため池をいつ減水させるのか判断が、非常に難しいものと考えます。

また、最大の調節可能水量を有する調節池の整備はこれからで、3年後ということでございまして、まだ早いかもしれませんけれど、通常調節池は空の状態と考えております。十分な機能を果たすためには、流入させたり、排水させるタイミングが、細やかな運用が求められると考えております。

雨は、息のつくときもありますし、小雨になるときもございますので、そういうタイミングで

の細やかな運用、そういうものをぜひお願いしたいんですけど、そこで、ため池や調節池の運用、今後どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） お答えをいたします。

ため池や調節池の運用についての御質問でございます。

ため池については、先ほど少しお答えしたところですが、災害の発生のおそれがある場合には、地元のほうと結んだ防災・減災の支援協力に関する協定に基づきまして、事前にため池の水位を、低下をさせる水門操作等を行っていただくこととしてございます。

また、現在整備に着手しております大刀洗川の調節池につきましては、河川水位の上昇時には越流で、一部分ちょっと堤防が下がっているようなところから越流をし、排水につきましては、人的操作の必要のないフラップゲートからの排水を予定してございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今、お答えいただいたように、恐らく水利組合とか、そういうところに事前に協定によって、ため池の場合は運用される、そういうことあります。

特に申し上げたいのは、調節池、最大の貯水量を持つ調節池については、河川の流量に応じて微妙な流量が変化すると思いますけれど、流入口の自動開閉や自動的に排水のためのポンプアップするなど、状況に応じた適切な運用が必要と考えられます。

今調節池として整備されておるところは、昔から引き継がれた大切な水田でございます。皆さん方の財産を活用した調節池ですから、やはり最大限の利用効率が求められる運用が必要と考えております。

この今の計画が、対策が根本的に冠水被害を防ぐことになり得なくとも、減災という観点から、この運用により十分効果が期待できるものと思っておりますので、そのような仕様を含めた整備を、一日でも早く進めていただきたいと思います。

次に、2番目の菊池校区における内水氾濫についてです。基本的に菊池校区は、大刀洗町全体からすると、河川による内水氾濫とか、あまり考えられない校区でございます。

しかしながら、実際には通行止め、過去通行止めになった箇所とかがございます。中には通行止めにとどまらず、車両の被害が出ている箇所があります。

そこで1点目は、内水氾濫区域である西大刀洗は、スカイラーク菊池南側、また北鵜木中央水路で起こっている内水氾濫は、何が要因で氾濫を起こしているのかお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） お答えをいたします。

菊池校区の内水氾濫冠水対策についての御質問でございます。

まず内水氾濫の要因でございますが、近年の地球温暖化に伴いまして、これまでの常識や経験が通用しない強さや頻度で、豪雨災害が日本各地を襲っており、大刀洗町においても、平成29年度以降、一昨年を除き、大雨災害に見舞われたところでございます。

また菊池校区につきましては、近年の都市化に伴いまして、農地やため池であったところが宅地化されており、もともと農地等が有してございました保水機能や遊水機能の低下により、流域の降った雨が一気に流れ込むことで、排水路の合流箇所や流末、地盤が周囲より低い箇所などが、一時的に冠水することが、雨の降り方の変化に加えまして、菊池校区の内水氾濫の要因と考えてございます。

今、議員から御指摘がございました、ワンダーランド裏等については、担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） お答えいたします。

ワンダーランドの裏の冠水につきましては、今、町長が申しましたように、もともとため池のあった箇所がございますので、その部分が現在、前のため池の状況から変わったところもございますので、そういう点で水の流れ的な部分で、どうしてもやはり下流に負担かかっているというところがございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今お答えいただいたように、大きな原因がやはり水田の減少、保水力がなくなったということが、答弁の中で申されましたけれど、それは時代の流れとして、やはり北鵜木もそうですし、西大刀洗もそうです。住宅がたくさん建ってきています。アパート類の住宅がたくさん建っております。

そういう意味から、水田がなくなっているというのは事実だし、それが大きな原因かもしれません。やはり5年ぐらい前には、ほとんどそういったことは起こらなかつたんですけど、急激にそういうことが起こってきております。

区長さんのほうに西大刀洗の件を聞きますと、先ほど500号線をくぐって西太刀洗駅ぐらい、甘鉄の、水が500号線をくぐって入ってきてると、その間途中で排水ますというか、そういうのが狭くなっているから溢れてきていると、さらには、最終的には水路に流れ出るところ、そういうところも、暗渠といいますか、その部分の管路が非常に小さくて、なかなかそこから難しいんだと、その改良もいろんな地下埋設があって、難しいというお答えを、町から受けているということを聞いております。

私自身、現場を見てみると、素人の考えかもしれませんけれど、将来を見据えた場合、もう

今のところで精いっぱいというんであれば、やはり排水の別ルート、そういったものも考えられると思います。

同じように、北鵜木の中央水路も戦前に造られたものと言われておって、今も両側に住宅が張りついており、なかなか改良するにもできない。

特に、その前の中学校跡から広大な敷地を持つ工場がございますけれど、そこから小川のように本当に流れてきて、短時間で膝上までぐらい溢れます。そのところはやはり住民の方、横に住んである住民の方は、昼夜を問わず、これは年に五、六回ぐらいあるそうです。やはりそういったところは、本当に心配でならんということは、おっしゃってあります。

私が区長であったときから、町のほうには常々申し上げておりましたけれど、そのときにグレーチングの増設とか、水路の一部のかさ上げとか、そういうやっていただきました。

しかし、現実的には効果は見られない。このため、先ほど申しましたように、排水力のアップはこれ以上、この水路では難しいんではないかと、だからできればその工場前から別ルートで引いていただきたいと思っておりますけれど、そういう要望も上げております。どうなっているのか、その要望に対してどうなっているのか、どのようにして、改修する予定なのかお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） お答えをいたします。

要望への対応についての御質問でございます。

要望につきましては建設課におきまして、行政区要望のヒアリングを実施し、現地調査の上、下流域の河川や流末の現状を踏まえ、改修事業として進めることが可能か、建設課内で評価し、優先順位を整理した上で、施工箇所を決定し、整備を進めているところでございます。

次に、今後の対策についてでございますが、引き続き大刀洗川の整備を県に要望してまいりますとともに、予算的、体制的に一定の制約があることから、費用対効果など優先順位を整理した上で、取り組んでまいりたいと考えてございます。

現在、事業化している個別の箇所と今後の対策については、担当課長から答弁をいたします。

○議長（高橋 直也） 棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） では答弁させていただきます。北山隈のまづやまだい裏の道路の冠水でございます。それとあと西大刀洗のワンダーランド裏の冠水、北鵜木の中村石材から松崎山隈線の排水路を現在進めているところでございます。

現況で対策が可能な箇所は、整備を進めておりますけれども、近年の大浴時の根本的な解決ではなく、少しでも冠水の量や時間の短縮につなげる対策を行っている次第でございます。

北山隈のやまだい裏の道路冠水につきましては、現在側溝の設置を令和5年度施工で進めてお

る次第です。それと西大刀洗のワンダーランド裏の冠水につきましては、ケーキ工房のありすさんのところの前の横断管、現在600のほうの管が入っておりまして、そこにかなり負担がかかっておりますので、できる限り大きな管へ変更するところで設計をして、令和6年度施工の予定で進めております。

それと北鵜木の中村石材から中央水路の区間につきましては、先ほど松本議員が申されましたけれども、令和3年、令和4年にて側溝蓋をグレーチングに交換して、取水を大きくすることで、冠水時間短縮に努めております。

それと中村石材南側から松崎山隈線までの排水路整備を進めており、令和6年に用地を買収し、令和7年から令和10年にかけまして、工事計画予定で進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） もう時間もあまりないんで、最終的には、私申し上げたいのは、こういう冠水、菊池校区の冠水というのは、国とか、県とかの話じゃなくて、町単独事業でできる工事だと思っております。

そういう意味では、もっと予算を増やしていただいて、単独事業として新しい排水路や水路を整備することで、対策や解消できる箇所は1か所ずつでも早く整備して、冠水場所をなくしていくことを強く求め、3番目の質問に移りたいと思います。

町では、防災士の養成講座を、令和2年から実施しております。

その役割をどう今後持たせていただけるのか、役立ってもらおうと考えているかなどについて質問します。

まず大刀洗町に居住されている防災士有資格者は何人居住されているか、お尋ねします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） お答えをいたします。

防災士に求める役割についての御質問でございます。

防災士の有資格者の状況についてでございますが、町内にお住まいの防災士で町が把握している数は31名、そのうち町の防災士育成事業により防災士の資格を取得された方が19名、御自身で防災士の資格を取得されている方が12名となってございます。

小学校区別では、大堰校区が3名、本郷校区が6名、大刀洗校区が4名、菊池校区が18名となってございまして、全体の約65%が菊池校区となってございます。

このうち、本郷校区の自主防災防犯会では、町の防災士育成事業で資格を取得された方4名が、会長、補佐役、アドバイザーになられておりまして、菊池校区の自主防災防犯会では1名の方が、防災専門委員になられているところでございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今のお答えによって、校区としては各校区それぞれ複数の方がいらっしゃるということをお答えいただきました。

そして6年度防災士の養成事業、予算を既に計上されております。これについてもう答弁は要りません。やっぱりそういう毎年、毎年、継続してやっていただきたい、そういうところはぜひお願いしたいということと、先ほど町長答弁ありましたけれど、校区ごとに災害の発生の範囲、状況が異なっております。その場合、多くの事情に精通した防災士の役割というものが、非常に大事だと考えられております。

少なくとも、各校区で、自主防災会単位で複数名が必要だというふうに考えております。

そこで養成事業等で防災士になられた方について、どのような役割を、町として担ってほしいと考えてあるのかを、お尋ねしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） お答えをいたします。

防災士に求める役割についての御質問でございます。

防災士の活動は、あくまでもボランティア活動でございますので、町が活動を強要することはもちろんできないところでございますが、平時には地域の防災力向上に寄与する役割を、有事には災害対応や復旧、復興のため公的機関と協働する役割を期待しているところでございます。

具体的に申しますと、自主防災組織や地域の中で防災リーダーとして、平時には防災の知識や災害への備えに関する啓発活動を行い、地域に暮らす住民の皆様の防災意識を高めていく役割を期待しております。

そして災害発生時や発生後には、被害の軽減を図るため、地域に暮らす要配慮者の避難支援や避難所の開設運営を支援する役割を期待をしているところでございます。

この点、今回の能登半島地震を見ましても、大規模災害発生時には行政のみの力で全てを対応することは、非常に困難でございまして、防災士の皆様とも連携しながら地域防災力の強化に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今の答えの大部分、地域のリーダーといったものにぜひなってほしいというのが、あくまでもボランティアですけれど、そういうふうなお考えだというふうに思っております。

私自身も防災士として、先ほどおっしゃっていただいたような、菊池校区でそういう役割を背負っているんです。

実際スキルもまだ未熟だと自分で思っています。どんなに動いていいのか、なかなか判断でき

ないというのが実情です。校区の防災訓練においても、訓練に参加することがあっても、本当は自分で、これでいいのかというふうな状況にもあります。ほかの防災士の皆さんも同じではないかと思います。

いろんなそういった中で、大刀洗防災士の集い、2回ございました。もう時間がないんで、これはそういった中で、防災士のスキルアップ、そういったものに町が率先してやっていただきたい。町が、自立できるまでリードして、育成していく必要があると感じております。

この質問の最後に、やはり今、大刀洗には地域防災計画が平成26年に策定され、その後改訂されておりますけれど、今度、改訂とかされる場合においては、そういった防災士の意見を聞くとか、そういったことも必要ではないかと考えております。

ぜひとも防災士との連携をもって、そういう改訂とかしていただきたいと思いますけれど、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） こちらの防災計画につきましては、国や県のほうの計画が変わりましたら、町のほうもそれに合わせて改訂をしているところでございます。次の改訂の機会には、防災士の皆様にも、いろいろな御意見を頂きまして、町の防災計画に反映させていきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今、前向きな答弁をいただきました。今後とも防災士の育成や連携について、どんどん推し進めていかれることを期待して、次の質問に移りたいと思います。

次は、大項目の2番目の放課後、児童の遊び場の確保についての質問です。

第5次大刀洗町総合計画にも、青少年の健全育成について示しておりますけれど、放課後休日の子供の居場所づくりの充実、また、アンケートでやはり子供の遊び場とか学習施設の充実、そういう要望もあってございます。

そして、その中で私が思うのは、子供たちが放課後、どんな過ごし方をしているのか最近、子供たちが帰宅後、外であまり遊んでいるのを見たりしません。

昔は学校から帰るとかばんを置いてすぐに遊びに行くというか広場、空き地とかで遊んでいる、友達と一緒に遊んでいる。

一方、現在においては、就業等により昼間保護者がいない家庭、こういった小学生に対して、単純に言えば、学童保育、こういう制度が国をはじめ、国もこども家庭庁や文部科学省が発布として、そういうのを進めておりますけれど、それで大刀洗も学童保育を中心とした施策を展開されていると思っております。

そこで第1の質問ですけれど、大刀洗町の学童保育の状況について、まず学童保育の対象が何年までなのか、次に学童保育に入っている児童の数はどうなっているのかをお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、松本議員御質問の放課後児童対策を、町はどう進めてきたかについて、まず先ほど御質問の学童保育所の対象学年、児童数、そして待機児童の有無もあったかというふうに思いますので、御回答したい、答弁したいと思います。

その前に、学童保育所の設置の経緯について説明いたします。

学童保育所は、菊池学童保育所が平成12年に就業改善センター内に設置され、その後、平成17年に本郷学童、そして平成18年に大堰学童、平成20年には大刀洗学童が、それぞれ各校区センター内に設置されたところです。

その後、要望も含めまして、現在は、各小学校の敷地内に7か所の学童保育所が設置されているところでございます。

御質問の学童保育の対象学年、児童数については、小学校全学年、1年生から6年生までを対象として、令和6年1月末時点で255名が入所しているところです。待機児童については、現時点では発生をしていないというところでございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 資料を頂いた中では、大体27.2%が学童に入っておって、学童に入っていないのが残りの72%、約ということで、日々の放課後をどのように過ごしているのか、どう把握されているのかお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 学童保育以外の子供たちの放課後の過ごし方ということについてですが、教育委員会では、放課後の過ごし方について、具体的な調査を行っておりませんが、現在、放課後や土日の過ごし方、そして居場所ということでございますけれども、本郷校区、そして大堰校区にアンビシャス広場、大刀洗校区、菊池校区にチャレンジ教室があり、運営をさせていただいているところでございます。

また、障害等を有する学齢期の児童生徒を対象とした放課後や学校休業日に通う、療育機能と居場所機能を備えた民間の放課後デイサービスがあるところです。

そういう施設で、子供たちが過ごしているんですが、そのほか、ミニバスケットボールや剣道といったジュニアスポーツクラブへの参加、また、書道やピアノ、学習塾といった習い事、趣味のある活動を行ったり、家の中や学校の運動場、神社の境内、あるいは大刀洗公園など、さまざまな場所で子供たち体を動かしたり、遊んだりして放課後を過ごしているというふうに思われます。

教育委員会としましては、放課後やこの週末等に、児童が安心して生活できる居場所としての、今、現在は学童保育所、あるいはアンビシャス広場やチャレンジ教室等の充実に取り組むことで、放課後児童対策を進めているところです。

以上、答弁を終わります。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 塵に通つたり、ジュニアスポーツしたり、そういった子供たち、たくさんいると思います。

そういうことで、ただ、いろんな保護者の方からは、なんか家でダラダラしているとか、そういうことを、また遊びに行っても、どこに行っているか分からぬとか、そういったことが非常に心配だというお声があります。

そういうことで、私が、第2点目に入りますけれど、子供たちが放課後の過ごし方の中で、外遊び、そういったものが非常に重要だと考えております。体を動かすことによって体力向上にもつながります。運動することでストレス解消にも、緩和にもなり、体のリズムが整って、日々の生活が充実してくるということも書かれております。

さらに、遊びにより友達関係の結びつきが強まり、異年齢との交流が広がり、社会性、協調性が向上するなど、外遊びは子供の健全育成の原点であると考えております。

そこで教育長にお尋ねします。子供たちの健全育成にとって、外遊び場の重要性、有効性について、どのように思っておられるのか、すみません、時間の関係で簡潔にお願いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、議員御質問の放課後遊び場の重要性、有効性についての見解を述べさせていただきたいと思います。

議員おっしゃられるように、本来、子供の遊びとは、自分の興味や知る意欲に基づいて行う活動であり、遊びは子供の心身の発達や社会性の獲得にとっても、とても重要な役割だというふうに理解しているところです。

小学校の卒業までにどれくらい遊んだかで、心身ともに大きく変わってくるといつても過言ではないというふうに思っているところです。遊びを通して、子どもは脳や体を発達させる、そして創造性や柔軟性を育む、自発的な力を育む、コミュニケーション能力や社会性、体力と脳運動能力の向上などに効果を得るということができると言えています。

このように、子供にとっての放課後の遊びはということですが、子供同士の遊びを可能とする時間、あるいは場、この空間を確保する上で重要であり、学校以外の居場所としても大切な役割を持っていると考えているところです。

以上、答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今おっしゃったように、外遊びだし、そういった遊びが重要だという御意見を頂いておりますけれど、答弁されました。

そこで、日常的に遊べる場所の状況についてですけれど、これは資料で頂いて、今現在、大刀洗町に児童公園、公の施設としての公園が5か所、そして児童遊園としてが40か所あるということで、資料を頂いて、先日私全体40か所、すべてを見たところ、とても狭隘で、なかなか実際に放課後の遊び場として集団で遊ぶとか、そういった機能をしている児童遊園というのは見当たりません。

確かに答弁されたように、公園が近くにある、子供にとって日常的に遊び場になっていると思いますけれど、例といえば北鵜木区では、やはり公園まで行くのに片道2キロ弱、そして子供の足では30分かかる。往復すれば1時間を超えてしまう。

そういったところに公園があっても、なかなか親として安心して行ってらっしゃいとは言えない、そういった状況もある。

だから、そういうことから子供の多くを持ってある保護者から、やはり子供たちが遊び、走り回れる場所、広い場所が欲しいということで、私も要望を受けておりましたけれど、やはり町に区からの要望も出した経緯があります。

そして、今北鵜木区では急速な宅地化、これは冠水にも関わりがありますけれど、宅地化が進んでおります。どんどん田畠がなくなつて、遊び場として確保できる用地がなくなつてきております。将来の話ではなく、今確保しなければ手遅れということが、将来に禍根を残すことにもなりかねません。

それで、大刀洗の将来を担う子供たちの健全な育成を願う気持ちは、みんな同じです。住民の意を酌み取り、時代に合わせた施策を弾力的に講じる必要があると思いますけれど、子育て支援と教育環境の充実が、町長のマニフェストの三本柱です。今後、これらの子供の放課後の遊び場確保について、町長の見解をお願いします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） お答えいたします。

児童の放課後遊び場についての御質問でございます。放課後遊び場の確保の見解についての御質問でございます。

大刀洗町では、大刀洗公園、大堰公園の複合遊具をリニューアルしたことに加え、本年度は運動公園の複合遊具の整備に取り組んでいるところでございます。

また、児童の遊び場には、小学校の運動場や大刀洗公園、大堰公園、運動公園、官衙遺跡等、

町が管理する公園などに加え、児童広場や神社の境内、各家庭内など様々な遊び場がございまして、全ての児童が安心して安全で遊べる遊び場を、行政の力だけで確保することはなかなか難しい面もございます。

この点、菊池校区では、就業改善センターにおきまして、昨年5月から菊池小学校のPTA会長の見守りの下、毎週木曜日を校区センター開放デーとして、子供が主体的に運営する、こども駄菓子屋とともに開催をされてございまして、多いときには50名を超える児童の皆さんのが、ゲームをしたり、宿題をしたり、鬼ごっこをしたりと、それぞれに楽しんでいるというふうにお聞きをしてございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 最後の質問ですけど、先ほど、駄菓子屋、就業センター、やはり近い子は、私も行ったことがあります。近い子は行くんです。でもやはり遠い子は、先ほど申し上げましたように、今3時半ぐらいが終わりとすると、3時半、4時半が終わりとすると、1時間かかって就業センターまで往復するということは、例えば5時ぐらいに帰つておいでというお約束事があったりした場合、とても無理なんです。

だからそういった意味で近く、例えば一定の距離、そういった意味では一定の距離より遠いところ、程度を超える地域には、そういった公園や学校から、状況や必要に応じて遊び場の整備を検討していくなどの方針、方向性が立てられることができないのか。

さらには、他市町村でも実施されておりますけれども、ランドセルを置いたまま校庭で遊んで、そして過ごす、学校校庭を利用し放課後の居場所となる遊び場事業、そういったことを実施することができないのか。この2つの、そういった遊び場の確保、校庭を利用した遊び場の確保について、御所見をお願いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 議員御質問の近い距離に遊び場を設置していただけないかということについては、教育委員会としては、現在それはちょっと考えてはいないところです。

校庭を活用した遊び場づくりということについては、福岡市でそのような事業が実施されているというのは存じ上げているところです。ただ私の個人的な考え方になりますけれども、本来遊びはやってみたい、あるいは遊びたいという気持ちから始まる自発的なもので、成功や失敗を繰り返したり、自分たちだけのルールをつくったりすることで成長していくものだというふうに考えています。

そこに最低限のルールを、子供たちが自分たち自身でつくったり、議員がおっしゃられるように、場によって、例えば学童等については、校庭を活用されて遊んだりされている場合もありますが、これは必要に応じて、やっぱり大人がルール等を整理しながら管理させていただいていま

すので、現在、校庭を活用した遊び場づくりには積極的に行う予定は、教育委員会としてはございません。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） はい、ここで時間が来ましたので、最後に、松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 先ほど自発的なものとかそういうことを教育長、なかなか場所がないとして、できないというのは現実ではないかということをおります。

そして町長が先ほど答弁でも申されましたけど、九州、沖縄で幸福度ナンバーワンとか、そういうナンバーワンにふさわしい子供を大切にし、優しい町、大刀洗町が、加えて町長が言われるように、住んでよかったです、続けたい町となることを熱望しながら質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高橋 直也） これで、松本照行議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（高橋 直也） ここで昼の暫時休憩をしたいと思います。議場の時計で13時10分から再開いたします。

休憩 午前11時36分

.....

再開 午後1時10分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、11番、野瀬繁隆議員、発言席からお願ひいたします。野瀬議員。

11番 野瀬 繁隆議員 質問事項

1. 農地等の災害復旧事業について
2. 交通弱者対策について

○議員（11番 野瀬 繁隆） 議席番号11番、野瀬繁隆でございます。ただいま議長の発言許可を頂きましたので、通告に従いまして順次質問を行ってまいります。

私は今回2問の質問を予定していますので、簡潔な答弁をお願いします。

質問は小項目ごとに行いますので、よろしくお願ひいたします。

まず、1問目でございますけれども、農地農業施設等の災害復旧事業についてでございます。

平成29年7月の北部九州豪雨災害以降、毎年のように浸水被害が発生をしております。特に小石原川下流域の江戸橋から筑後川合流部に至る地域では、大量の土砂や流木及びごみとかペットボトルなどが左岸堤防を越流し、田畠や水路に流れ込み、大きな被害を与えていたりしているところでございます。

また一方で、同区間の河川改修、あるいは堆積土砂の撤去などの区長要望の提出や、議会にお

いても一般質問で数人の議員からこの問題の指摘が行われています。しかしながら国の河川整備計画の中では、この区間の堤防設置など河川整備は計画されていない旨の答弁が繰り返し行われているところでございます。

そこで、毎年続く農地・農業施設等の災害について見てみると、所管する農水省の資料では、我が国は自然的・地形的条件から災害を極めて受けやすい状況にあり、被災者の救護と迅速な復旧が極めて重要であり、中でも農業生産と農村生活の基盤である農地・農業施設の災害に対しては迅速かつ適正な災害復旧が求められ、農業生産の維持を図るとともに農業経営の安定に寄与することを目的として、農地・農業施設の災害復旧事業を推進するというふうにあります。豪雨などの異常な天然現象により、農地・農業施設が被災した場合における災害復旧事業の概要についてお尋ねをします。

- 1点目は、異常な天然現象、いわゆる対象となるような災害とは具体的にどういうものか。
- 2点目は、補助事業の対象となる施設等とは何なのか。
- 3点目は、補助事業の採択基準はどのようにになっているのか。
- 4点目は、事業主体と補助率と受益者負担はどうなっているかについて、まずお伺いをいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、野瀬議員質問の農地等の災害復旧事業について答弁をいたします。

災害復旧事業の概要についての御質問でございます。

まず、対象となる災害についてでございますが、洪水、暴風、干害、地震、地滑りなどの異常な天然現象により生じた災害を対象としており、具体的には被災当時24時間雨量80ミリ以上、または時間雨量が20ミリ以上の降雨があった場合や、河川においては氾濫注意水位以上、または水位設定がない場合は、低水位から天端までの高さの5割以上の洪水、最大風速が毎秒15メートル以上の暴風、連続観点日数が20日以上の干害、地震が直接の原因となって生ずる災害などとされてございます。

次に、補助事業の対象となる施設等についてでございますが、農地につきましては、実際に耕作している土地で、土地台帳上の地目ではなく、その土地の現況によって区分し、水田、畠地のほか果樹園、飼料用作物栽培地等も含みますが、放牧地や地目を変更する予定の農地や家庭菜園などは対象外とされてございます。

また、農業用施設については、農地の利用または保全上必要な公共的施設で、用排水路、ため池、頭首工、用水施設などのかんがい施設や、幅員120センチ以上の農道などの農地保全施設が対象とされてございます。

次に、補助事業の採択基準についてでございますが、異常な天然現象による被災により、1か所の工事の費用が40万円以上あることに加え、耕作地である農地であることや、農業用施設は受益戸数が2戸以上あること、復旧後に営農を行うことなどが採択基準とされてございます。

次に、事業主体と補助率、受益者負担についてでございますが、市町村や土地改良区などの被災施設の管理者が事業主体となり、補助率は農地が50%、農業用施設が65%を基本とし、激甚災害などにより一定の条件を満たせば補助率がかさ上げされるところです。その際、工事費から補助金を引いた残りの金額の2分の1を受益者に負担を頂いているところです。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 丁寧に答えていただきました。まず、異常な天然現象というのはかなり低いように感じます。24時間で80ミリとか2分の1程度とかいうのは。そういう設定をして、その上で災害が起こるということを考えればそうかなという感じがいたします。

それと、2点目にどういうのが対象かということで、今お答えいただきました。休耕地などが対象になるのかどうかということで、ちょっと考えていましたけど、先ほど現況主義でいっているというお答えでございましたので、それはそれでやっていただきたいというふうに思います。

ただ、3点目、採択基準がどうなっているのかということで、1か所40万以上等々がありました。これは私、昨年被災をした菅野西原用水組合のエリア内で何回かいろんな会議に出させていただいて、その中でいろんな意見を頂きました。そのときに、排水路に土砂がたまっていると。同じ水路の系統で150メーター以内が、例えば20万ぐらいが150メーター以内にもう1か所あって、それが連続していれば40万以上になるんだというような説明を受けたような気がします。そこを、分かれば課長さんでも結構ですから、お願ひしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） お答えいたします。

工事の取扱いについてでございますけれども、1つの施設について被災した箇所が最短水平距離で150メートル以内の間隔で連続している場合は1か所の工事として取り扱うことができるということでございますので、そういう形で150メートル以内の連続した箇所で、今言われた考え方で対象となるということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） その説明会等で言われたのが、150メーター区間にあれば、合算すれば40万円を超えると対象になりますということだったんですよ。ただ水路が同じ系統でないと駄目と言われて、ここに流れている水路のもういちど田んぼを挟んだところに水路があって、流れる系統が違うんですよね。最終的には合流するんだろうと思うんですけど、だから水

路と水路の間が100メーターあって150メーター以内であってもそれは駄目なんだという説明だったと思いますけど、それで正しいんですかね。ちょっと確認をしておきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） すみません。同じ系統の水路が対象になるかということでございますけども、大変申し訳ございませんが資料を持っておりませんけども、説明会でそういうふうに説明されたということでございますので、恐らく対象にならないのかなと思いますけど、正確にお答えできませんけど、大変申し訳ございません。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） それをちょっと調べておいてください。150メーターという数字が出たときに、これ100メーター以内じゃないかとかいうことを言われたんですよね。それが系統が違うんだからという説明で、そう言われればそうかなとも思ったんですけど、ちょっときちんと調べていただきたいと思います。後で結構でございます。

それと、具体的な災害復旧事業の流れについてでございますけれども、例えば災害が発生したとすれば、復旧の計画の樹立といいますか、農家に意向調査をやったり、当然現場も見ると思いますけど、そういう意向確認をして、災害査定の査定設計書をまず作ります。そしてそれから災害査定を受けて、被災の事実確認ですか、事業費の決定が行われまして、そこで補助率がどうなのか。先ほどちょっと町長が答弁された割増しをするのか、そうではないのかとかいうのがあります。最終的に補助金の交付決定するのが3月近かったと思うんですよ。いわゆる何が言いたいかといったら、そういうふうに3月末で、それから災害復旧工事に着工するということでかなりの期間を要するんだなというふうに思いました。工事着工までのそういうかなりの期間を要することとなって、緊急に復旧すれば次の作付に間に合う場合などがあると思うんですね。そういう場合、災害査定前に工事着手できるような制度があるように聞いておりますけど、そこをちょっと確認しておきたいと思うんですが、答弁をお願いします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） お答えいたします。

査定前着工制度というのがございまして、農地や水路の復旧を急げば次期作付に間に合う場合など、査定前着工制度を活用することが可能ということでございます。

査定前着工には、応急仮工事と応急本工事がございまして、応急仮工事は事業主体の判断で実施する仮設的な工事でございまして、応急本工事は事前に都道府県及び農政局と打合せが必要となりますけれども、あとは土砂の撤去とかにつきましては、事業主体であります町とかの判断で復旧工事に着手が可能ということでございますので、こういう制度があるということでございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 地域の方々がこういうのがあるとか、よく御存じないんですよね。

災害が起きて、農家の方というのは自分の田んぼをまず見に行かれて、ごみがあれば自分で外してみたり、そういう動きをされる。平成29年の災害のときにはばらばら動かれて、災害査定の基準とかそういうものが、ちょっとどうしようかというぐらいまでなったんですよね。ただ、あのときには激甚災害の指定がございましたので、そういうのを勉強されて、実は扱わないでおいてくれとか、そういうのを的確に指導していただいたような気がしますので、ぜひそういうことも含めて、公共土木の災害は慣れてあると思うんですが、農業施設等の災害というのはなかなか慣れていない面もありますので、しっかりと調査をしていただきたいというふうなことをお願いしておきたいと思います。

先ほどもちょっと申し上げましたが、平成29年の災害復旧は激甚災害の指定を受けての復旧事業で地元の負担が、先ほどはかなり50%になってそれからずっと下がるんでしょうけど、10%程度だったんですよね。その説明会とかのときに、何で同じ災害で、激甚であれ何であれ10%じゃないのかということをちょっとと言われまして、それは激甚災害というのはやっぱりそれなりの災害だからという、ちょっと言い訳にもならんようなことで言っておりました。そこで、激甚災害に指定される要件というのがあると思うんですが、その要件はどういうものなのかというのと、激甚災害になれば高い補助率が適用されるというふうに聞き及びます。具体的にどの程度の補助率になるのか分かれば教えていただきたいと思います。

これは近くでは、昨年ですか、久留米市田主丸がやっぱり激甚災害に指定されておる実例がございます。近くではですね。だから公共土木災害とか農業施設の災害とか、そういう激甚災害とか、そういうのがどういうふうに事業として流れていくのかとかいうのをやっぱり知っていただくには、こういう指定される要件とか補助率がどういうふうになるのかというのが分かれば教えていただきたいと思うんですが。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 激甚災害制度について説明させていただきます。

国のはうが、国民経済に著しい影響を及ぼす等の災害が発生した場合に激甚災害と指定しまして、国庫補助のかさ上げなど必要な措置を講じる制度が激甚災害制度でございます。

激甚災害におきますかさ上げ率につきましては、農家の1戸当たりの負担額で1万円から2万円の間の場合は70%、2万から6万円の場合は80%、6万以上になると90%が国のはうが補助をするというような形の制度になっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） もう少し詳しく申し上げると、激甚災害というのは、いわゆる激甚災害に対処するための特別の財政援助が当然必要になってきます。財政援助等に関する法律というのがあって、その中の政令によって指定するというふうに書かれているんですよ。だから例えば総理大臣、この前はたしか総理が来られてこれを激甚災害に指定しようというようなことですから、中央防災会議とかが国の機関といいますかね、一番上にありますから、そういうところの諮問を受けて多分指定されるんだろうと思いますので、私は最初は災害の大小によるのかなと思っていたんですけど、もちろんそれもあるし、いわゆる財政負担が当然自治体に生じてきますので、そういう観点からこういう法律を適用させて激甚災害の指定をするというような仕組みにどうもなっているみたいですので、もう一回ちょっと整理していただきたいというふうに思います。

そこで、負担が非常にそういう指定を受けることによって違うし、かさ上げとかそういうのはどういう場合にかさ上げができるのかとか、そういうこともひとつ、今日答弁は要りませんけどしっかり調査をしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

次に、②といいますか、採択基準に満たない小規模災害への対応ということで申し上げております。

一つは、1点目は災害復旧事業の採択基準に満たない小規模災害への対応について、1点目は、町独自の対応策というものがあるのかどうかということ、2点目が、その場合の事業概要と農業者、受益者負担はどういうふうになっているのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） お答えをいたします。

災害復旧事業に満たない小規模災害についての御質問でございます。

本年度から新たに国の災害復旧事業の対象とならない5万円以上40万円未満の農地及び農業用施設の災害復旧事業として、施設管理者や農地の所有者または耕作者に対し、農地が100分の70以内、農業用施設が100分の80以内を補助する大刀洗町農地等災害復旧単独事業を創設をしたところでございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） これは町独自で、そういう国とか県、災害復旧工事に乗らない部分をちょっと救ってあげようというやうな、そういうところにもちゃんと目配せをしながら進めているということの裏返しじゃないかなと思います。

そこで、これ今、水路の場合は80%と言われて、よく話を聞いてみると、例えば用水組合だったら用水組合が業者さんと契約をして、工事が終わって、例えば100万の工事であったらば100万の支払いをするときに、一旦100万を払い込んで、用水組合じゃなくて業者さんの

ほうに80%のお金が行くから、一旦組合が出している部分は業者さんから戻るのかどうかは知らんけど、とにかく一旦全部その金を用意しなくちゃいかんということで、大変皆さん方ちょっと困ってあつたんですよね。

そういうことからすれば、何で町単独の工事として発注できないんだろうかと。そしてそこに受益者負担金が生じれば納めればいいやないかとかいう、そういう意見もちょっと出ましたので、今申し上げたような仕組みといいますかね、町が小規模の災害に対するのは、これ助成金の扱いだろうと思うんですよね、こういうやり方というのは。それに間違いないかどうか、ちょっと確認しておきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永 孝治） 野瀬議員の質問にお答えします。

この事業は、議員がおっしゃいますとおり、助成金の制度でございまして、基本的にこの事業を創設した目的は、国の災害事業に漏れた箇所を補填することを目的とした事業となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） おっしゃるとおりだと思うんですけど、私が申し上げたいのは、もう一步進んでと言ったら申し訳ないけど、そういう農事組合とか水利組合とかが工事を発注する仕方もよく分かんない、見積りの取り方もよく分かんない。ましてや契約をして、検査をして、それからでないとお金が入ってこないということですから、丸々お金を用意せないかんとですよ。とてもではないが、それはかなりの負担だとおっしゃるんですよね。それで、産業課長も地元説明に来られてがんがん言われたと思うんですが、ある程度、その場で出たときには、完了前に概算払いとして何か対応できないかとかいう意見が出たと思うんですが、そこはどうなったか分かれば教えていただけませんか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えします。

これは本年度からの事業でございまして、議員の御説明がありましたように、本年度当初の要綱では、工事完成届と業者に支払い済みの領収書を提出していただいた後、町のほうで補助金の額を確定し、支払うこととしてございました。ただ、説明会等でいろんな言われるように、一旦申請者が全額を先払いするのはかなり負担だというふうなお声も頂きましたので、その負担軽減のために、今後は概算払いでの補助金を交付できるように要綱を改正をしたところでございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 少なくともそういう地域の方々の意見を取り上げていただいて本

当にありがとうございます。

そして、次に③今後の対応ということで書いています。いわゆる小石原川の改修整備などハード面での整備が見通せない、そういう中で常態化している浸水被害は今後とも続くものというふうに想定をされるところでございます。地域の声としては、何ら災害対応策が見えないことで、放置されたままの状況。松本議員は諦めの声も聽こえますとおっしゃりますけど、私にはそういう諦めの声ではなくて、非常に粘り強い声が聽こえています。どちらかちうたらあきれた声、またかというようなそういうあきれた声が入ってきます。それはやっぱりそういう目に見えて一歩一歩何かが進んでいるというのが見えないということがあるのかも分かりません。今後、河川の堆積土砂の撤去など河道整備に加えまして、前回の質問もやりました、ダムの事前放流などハードとかソフトの面での施策の充実が非常に重要になってくるというふうに考えております。

そこでお伺いをいたしますけれども、小石原川の改修整備などハードな整備が見通せない中、常態化しているこうした浸水被害をどういうふうに捉えて、どう対応していくとされるのかというのをお伺いをいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 今後の対応についての御質問でございます。

まず、常態化している浸水被害への所見と対応についてでございますが、小石原川の改修整備につきましては、堆積した土砂等の撤去や護岸の強靱化等を筑後川河川事務所に要望していくとともに、先ほど松本議員の一般質問でもお答えしましたとおり、小石原川左岸の災害は、筑後川本川の水位上昇に伴う小石原川合流部からのバックウォーターによる浸水被害であり、対策としては、筑後川本線の水位上昇を抑えることが重要であり、堤防改修や河道掘削による流下能力の確保、支川の氾濫を防ぐための総合的な内水対策の推進など、抜本的な治水対策の推進に加え、筑後川上流の玖珠川上流域での治水対策、洪水調節施設整備の検討や、小石原川の堤防整備なり、あるいは河道を広げるためには、現在の筑後川水系河川整備計画を見直してもらう必要がございますので、平成29年度以降の気象変動も見据えた計画に改めて見直すように、今要望をいたしているところでございます。あらゆる機会を通じて、国に要望してまいりたいと考えてございます。

また、現在、これも先ほどお答えしましたとおり、筑後川河川事務所では昨年の7月豪雨を受けまして、緊急的に筑後川の河道掘削を、今年の出水期までに5万7,000立米の掘削に加え、令和6年度中に佐田川合流部から宮ノ陣橋までの区間で堆積した箇所で約10万立米の河道の掘削をさらに進めていくとお伺いをしてございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 今、具体的に土砂の堆積の状況の理由ですとかも答弁いただきま

した。ただ、バックウォーターと今おっしゃったんですが、現状を見てみると、確かにバックウォーターの影響はあると思います。ただ、土砂とか流木は江戸橋下流からすぐ流れ込むんですよ。だからそれはバックウォーターの影響ではないんですよね。やっぱり左岸側の堤防辺りを高くせろとは私は言いませんけど、ある程度整備をして、直接流木が田畠に流れ込まないような工夫をしていただきたいと思うんですよ。でないと、バックウォーターだったらあんなに流木は田畠の中に入らない。私、現場をずっと見ながらしているのに江戸橋下流、急に狭くなっているところを過ぎたら全部堤防を越流しながら流木が中に入っていく。大体同じ田んぼに皆ごみがたまるんですよ。だからかなりそういう方たちから、何しようとやって苦言を言われますけど、そういうところもひとつ機会があれば現場を見とていただきたいというふうに思います。

再質問ですけど、ハードな整備とかいうところには、今町長がおっしゃった筑後川のフルプランと言われるものを改訂するということなんですね。非常にこれ難しい話だろうと思います。そういうのを当然、辛抱強く待つとかんにやいかんのかも分かりませんけれど、防災とか減災の観点から見ますと、先ほどちょっと答弁されたような、川の流れを阻害するような要因となる草木とかの除去とか、堆積土砂をもちろんしゅんせつしていただくというのもあります。

それとダムの事前放流、前回もちょっと申し上げました。多分、江川ダムは洪水調整は持ちません。だけど243万トンぐらいの利水からの振替で洪水調整機能を持たせてあります。そして小石原川ダムも洪水調整機能は420万トン持っていますが、それに378万トンを加えて持っています。それと、先ほどちょっと触れられました寺内ダムも改修をされてかなりの洪水調整機能を持つようになりました。だから小石原川水系だけで1,000万トンを超える洪水調整能力が出てくるんですよね。これは正確な数字かどうかちょっと分かりませんけど、このダムができるて、洪水調整、事前放流とか調整機能が十分に発揮されたらどういう効果があるんですかということで、これは公式的な話ではないんだけど、多分、水位が栄田橋の簡易推測所があるんですけど、あそこ辺りで20センチぐらい下がるんじゃないかなっていうようなこともお聞きしたんですね。ああいう水位のときに20センチも下がるというのは、全く下流域に及ぼす影響はやっぱり違うんですよね。だからぜひ、これは事前放流をせずに緊急放流するような、ちょっと言語道断と言えるようなことはもう絶対やめていただきたいということをくれぐれも関係部署を通じてお願いしていただきたいということを申し上げておきます。

そして、そういう土砂のしゅんせつとか、ダム放流の基準の見直しとか、現状に沿った弾力的な運用をすべきというふうに思いますので、そこでちょっと所見があればお伺いをしておきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えします。

これは前回の議会だったかで答弁したとおりなんですねけれども、今議員がおっしゃられたとおりでございまして、私もそのように同感に思ってございます。ただ、国のはうがどうしてもダムの上流域という限られた区域での正確な線状降水帯の予測が現状で難しいという部分があって、今のルールだと、ルールどおり運用されているんですけど、今回みたいな結果になっておりますので、ルールはルールとしても、そのルールのもう少し柔軟な見直しなりをできないのかというのを、それは機会を捉えて要望してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） ゼひとも、流域治水とかありますので、また朝倉とか久留米市あたりとも連携しながら、そういうことに対処していただきたいということをお願い申し上げまして、1問目はこれで終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 負担軽減は。

○議員（11番 野瀬 繁隆） すいません、ありがとうございます。次に災害復旧事業に伴う受益者負担の軽減措置などを講じる必要があるというふうに思います。これが一番言いたかったことなんですけれど、それに対する所見をお伺いします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） お答えをいたします。

受益者負担の軽減措置についての質問でございます。

災害復旧事業に伴う受益者負担金につきましては、分担金徴収条例などに基づき、連続して同一箇所の農地・農業用施設が被災を受けた場合で、2年続けて被災を受けた場合には分担金の90%以上、被災してから2年以上5年以内に被災された場合は、分担金の50%以上から90%未満を減免をいたしているところでございます。

また、災害復旧事業に満たない小規模災害については、先ほど答弁したとおり、本年度から新たな町単事業を創設し、要綱の改正もしたところでございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） そういう軽減策があるってちょっと私も知らなかつたもんですから、ぜひ弾力的に適用していただきたいというのと、小規模災害についても、2年連続とか、そういうので地元が20%ぐらいになるんですかね、施設だったら、そういうところを幾らかでも軽減できるようなことをお願いを申し上げて、1問目は終わります。ありがとうございます。

それでは、2問目に移ります。

令和4年3月に大刀洗町地域公共交通計画が策定をされております。計画の主な内容として既存公共交通の維持あるいは活性化と交通弱者対策というものが掲げられております。その中で町民の多様な移動ニーズに応じた新たな移動手段の創出として、移動手段を持たない高齢者や子供

など、誰でも自由に外出できる移動環境の実現、公共交通空白地域への対応として、のりあい定額タクシーがそれまでの巡回バスの試行運転から新たな移動手段として実施をされているところでございます。

そこでお伺いをいたします。こののりあい定額タクシーについてでございますが、1点目は、利用状況の推移及び利用者ニーズへの対応状況はどういうふうになっているのかについてお伺いをいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、野瀬議員質問の交通弱者対策について答弁をいたします。

のりあい定額タクシーひばり号についての御質問でございます。

まず、利用状況の推移及び利用者ニーズへの対応状況についてでございますが、令和4年7月の事業開始から利用者は増加してございまして、現在は553名の皆様に登録を頂き、1日平均15.5名の皆様に御利用いただいてございます。

本年度実施したアンケート調査では、運行時間や運賃については満足度が高い一方、町内全域としております運行エリアについては、不満の割合が多くなってございますが、これまでも利用者の御意見や御要望等を踏まえ、運行するタクシー事業者と定期的な意見交換を行いながら、平日のみの運行日に加えて日曜日を追加したり、1時間前までの配車予約を30分前までの予約に変更したり、あるいはスーパーなど施設の協力を得ながら待合スペースを確保するなど、できるところから利用者ニーズに対応をしてきたところでございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 利用者が伸びているということは非常にありがたいといいますか、一つの成果だというふうに思います。今、料金とかそういうことについてはあまり要望はないんだけど、移動の範囲がちょっと限定的だということが言われました。そこで逆に、これまで伸びてきた原因は努力の結果だとおっしゃるんだろうと、それでも結構なんですけど、今のひばり号の利用者が伸びた主な要因って何かあればちょっと教えていただければと思うんですが。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 野瀬議員の御質問にお答えします。

ひばり号の乗降者数がなぜ利用者数が増えたかという要因でございまして、私どもの担当の係のほうでは、なるべく乗るであろうという高齢者世帯の免許証を返納した年代の方々を中心にアプローチをかける行動を取っております。昨年1年間でいろいろなところのミニデイサービスでしたりとか、民生委員さんを通じてここに高齢者の方が集まっているから説明に来たらどうねということで、交通会議等で連携させてもらっているところからの御要望等に細かく対応していくところが利用者の増進につながったかと思います。

もう1点は、乗ってみてよかったです方がやっぱりいらしたと思います。その口コミから広がったのではないかと思いまして、今後ともそういう周知活動に努めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 確かに今おっしゃるように、利用者が増えている要因というのは、今おっしゃったようなことがあるのかなと私も感じます。

続いて2点目でございますけれども、新たな取組として、これは読み方がちょっと間違っているかも分かりません、共創・MaaS実証プロジェクトというんでしようけど、その目的とか内容及びその成果をどう見込んでいるのかということをお伺いをいたします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） お答えをいたします。

共創・MaaS実証プロジェクトの目的、内容及び成果についての御質問でございます。

共創・MaaS実証プロジェクトとは、地域の多様な関係者の共創により、地域交通の維持活性化に取り組む実証プロジェクトなどを支援する国土交通省の事業でございまして、大刀洗町で取り組もうとしております共創モデル実証運行事業では、事業実施のための基礎データの収集分析、協議会開催に要する経費や、事業実施に当たり必要となるシステム構築、車両購入・改造に要する経費、実証事業に要する経費などが補助対象事業経費とされるなど、かなり幅広の補助事業となってございます。このため、来年度は、この事業を活用しまして、町内の移動ニーズや既存のタクシーのサービス提供体制を調査分析しますとともに、早朝や夜間の時間帯のタクシーの実証運行を通じて、まずは町内におけるタクシーの利用状況や、早朝や夜間の潜在的需要の把握に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 3点目に町外の施設への移動についてお聞きする予定でございましたけども、答弁の中で大体答弁の内容が分かりましたので、ここはちょっと割愛させていただきます。すいません。

それで次に、ライドシェアについてということを、これは選挙公約のパンフレットに交通弱者対策としてライドシェアへの対応というのが掲げられております。今、ライドシェアが国等で話題というふうになっておりますが、一般的にはタクシー会社などに限定されている移動サービスを一般のドライバーに解禁して自由化するというようなイメージでございます。タクシーが不足する地域や時間帯に限ってタクシー会社がライドシェアの運行管理をするなどの条件の下に大幅な規制緩和の議論が進んでいるというふうにも聞き及んでおります。利用しやすい移動手段に大きく前進するのではないかというふうに思います。

そこで、ライドシェアについて、公約に書かれたライドシェアへの対応とは具体的にどういうことをお考えになっているのかをお伺いをいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） お答えをいたします。

ライドシェアについての御質問でございます。

まず、ライドシェアにつきましては、現在、国土交通省におきまして道路運送法の78条の法改正を含め、規制緩和に向けた議論がなされておりますので、引き続き、国の動向に注視しつつ、先ほどお答えしました、当初予算でお願いしております共創・MaaS実証プロジェクトの結果も踏まえ、大刀洗町における公共交通空白地域の考え方やサービス提供体制の在り方を分析し、地域のタクシー事業者等と協議をしながら対応を検討してまいりたいと考えてございます。今はまだ固まったものがないで、かなり国ほうでも検討が揺れ動いてございます。いろいろ報道等ではされておりますけど、まだ固まった形として下りてきてございません。今のところお聞きしている部分でいうライドシェアというのは、78条の第3号の部分を、例外的に認められている部分なんですけれども、その部分をタクシー会社に限定した上で二種免許を持たない方もタクシー会社が雇用なりしてやるということで、それは恐らく都市部を前提にした制度設計でございまして、もう一つ、78条の第2号であります自家用有償運送制度というのがございますが、それは次の質問でお答えをさせていただければと思います。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 私も、国の予算委員会でライドシェアを取り上げて質問されていましたのをお聞きしました。必ずしも賛成ではないような気がしますし、タクシー業界にとってはこれはとんでもない話だというようなこともあって、道路運送法の改正に当たってはやっぱりかなり難しい面が出てくるのかなというふうに感じました。ただ、都市部というよりも地域、いわゆる足を持たない小規模な自治体、そういうところでのライドシェアというのが何か方法がないのかとか、国から言えば特区みたいな形で認められるようなことはできないのかとか、そういうこともちょっと併せて機会があれば研究していただきたいなというふうにお願いを申し上げておきます。

次は、今答弁の中にもありました、自家用有償旅客運送についてでございます。申し上げられましたとおり、道路運送法の78条の本文では、自家用自動車は有償で運送の用に供してはならないというふうにされております。しかしながら、同条の第2号では、バス・タクシー等が運行されていない過疎地域等において住民の日常生活における移動手段を確保するため、国土交通大臣または権限委譲を受けた地方公共団体の長の登録を受けた市町村あるいはNPO法人等が、自家用自動車を使用して有償で運送する仕組みとして自家用有償旅客運送制度というのが述べら

れております。そこで、自家用旅客運送は、バスとかあるいはタクシー事業者によることが困難な場合の移動手段の確保を担う重要な制度であるというふうに私は考えますけれども、この制度に対する所見があればお伺いをいたしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） それではお答えをいたします。

自家用有償旅客運送についての御質問でございます。

自家用有償旅客運送とは、バス・タクシー等が運行されていない過疎地域等におきまして、住民の日常生活における移動手段を確保するため、市町村やN P Oなどが自家用自動車を使用して有償で運送する仕組みでございまして、これには公共交通空白地有償運送と福祉有償運送の2種類がございまして、現在、大刀洗町では大刀洗町福祉有償運送等運営協議会を設置し、大刀洗町社会福祉協議会が独自の事業として、一人で公共交通機関を利用できない身体障害のある方や介護が必要な方について、個別運送を行うこの福祉有償運送を実施しているところでございます。

一方で、公共交通空白地有償運送につきましては、これは過疎地域等ということなんですけども、公共交通の空白地域でできる有償の運送なんですけれども、交通空白地の概念が一応国の通知等で示されているんですが、非常に曖昧でというか、分かりづらい面がございまして、例えば半径1キロメートル以内にバスの停留所及び鉄軌道駅が存しない地域であって、タクシーが恒常に30分以内に配車されない地域や、当該地域における一般旅客自動車運送事業者、鉄道事業者、軌道事業者の営業時間外には少なくとも交通空白地に該当することを前提に、交通空白地有償運送の必要性を地域交通会議において判断することが望ましいというふうにされてございましたが、そもそも公共交通空白地域に該当するかどうかがなかなか判断しづらいような状況でございましたが、現在、国交省のほうにおいて、この公共交通空白地域の概念の中に、夜間とか早朝とか、通常タクシーとかつかまらないような時間帯とか、そういう時間的な交通空白の概念も含めて、規制緩和の議論がなされているところでございます。

新聞等で、今年の2月の末から石川県の小松市で自治体ライドシェアが始まったというふうに報道しております。これも、こちらのほうの自家用有償旅客運送の公共交通空白地有償運送として取り組まれているところでございます。引き続き、これについても国の動向に注視しながら、来年度の当初予算でお願いしております、先ほど申し上げました共創・M a a S実証プロジェクトの結果を踏まえて、大刀洗町がまずこの自家用有償旅客運送が求める公共交通空白地に該当するかどうかというのを検証した上で、今後の対応を検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 丁寧に答弁いただいたんですけど、私はバスとかタクシーなどの移動手段がない公共交通空白地で、非常に定義は難しいんだよと今おっしゃいましたけど、一般

自動車のドライバーが、時間的余裕がある方、例えば私どものほんの小さな地域で農業してあって誰とかが病院に行くよちいうたら、なら乗せていくとかとか言わっしゃるとですよね。あるいは買い物に行くなら一緒に乗せていくとか、あるいはうちには学生がおるけん運転いつでもさせるばいとこういうような話もあるんですよ。そういうふたつを併用して燃料代などの実費程度の報酬といいますかね、そういうもので駅とか病院とかマーケットなどへのサービスができれば、いわゆるドア・ツー・ドアというものを望む移動者にとって非常に利用しやすい手段ではないかなというふうに勝手にちょっと思っております。

そこで、先ほどの答弁とも重複するのかも分かりません、今度実証実験されるものの成果とか、いろんな調査がされると思うんです。そういうのを踏まえたりしながら、先ほどまだライドシェアも何かちょっとぼうっとしてよく見えないんですよとおっしゃいました。ライドシェアでの対応とともに、こういう非常に多様化する公共交通空白地域とか、交通弱者対策など、あらゆる移動手段についてやっぱり検討していくべきだなと思います。そういう実証実験みたいなことをやりながらそれを拡充していく、あるいは少し角度を変えて、我々はもう高齢化する一方ですから、やっぱり本当に交通弱者で、先ほどおっしゃいました福祉の面も自家用有償の面がございますので、そういうことを少し調査研究していく必要があるのかなと思いますので、何かそういうものを検討していくべきと私は考えますので、少し所見があればお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃるとおりでございまして、現在今、全国の自治体で自治体のライドシェアの研究会というのができておりまして、その中に大刀洗町も参加し、国なり、あるいは先行自治体の情報を共有しながら、どういう形であれば今の現行制度の中で対応が可能かというのを今職員ともども勉強しているところでございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 1問目はちょっと重複する点があって大変申し訳ございませんでした。2問目についても、やはりこれから、人口は増えているといいながら私の地区は非常に高齢化していますので、そういうものも含めて今後検討されていくことをお願い申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（高橋 直也） これで、野瀬繁隆議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（高橋 直也） 次に、5番、實藤量徳議員、発言席からお願いいいたします。實藤議員。

5番 實藤 量徳議員 質問事項

1. 空き家対策について

○議員（5番 實藤 量徳） 議席番号5番、實藤量徳です。通告に従い質問をさせていただきます。

まず、中山町長、2期目御当選おめでとうございます。これから新しい4年間、住みよい大刀洗になっていくだろうと期待しております。

町長が新たな挑戦として、1、防災力の強化、2、交通弱者対策、3、地域で経済が循環する仕組み、4、担い手の確保、5、空き家対策の強化と5つ新しい挑戦を出されておりますが、今回は私、空き家対策について少し質問をさせていただきます。

大刀洗町は、先ほども町長もおっしゃられましたが、九州沖縄管内において、大東建託の調査により、住みよい町ナンバーワンとなりましたが、それは大変よろしいことではございますが、住み続けたい町にはなっておりませんので、今からいろいろなことに挑戦しながらみんながずっと住みみたいなと思えるような町にしていただきたいと思います。

それでは、まず、不良空き家等除去と空き家の利活用の一層の推進とは、どういうことでしょか。お答えをお願いします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、實藤議員質問の空き家対策について答弁をいたします。

不良空き家等除却と空き家の利活用についての質問でございます。

近年、既存の住宅や建築物の老朽化などに伴い、使用されていない住宅、建築物等の空き家が全国的に増加をいたしてございます。総務省の住宅土地統計調査では、最新の令和5年の調査結果がまだ公表されておりませんので、前回の平成30年調査を見ますと、空き家の戸数は848万9,000戸と過去最多となり、全国の住宅の13.6%を占めてございます。この点、大刀洗町では、平成30年調査で空き家戸数430戸、空き家率7.4%と全国平均を大きく下回っており、前々回の平成25年調査での空き家戸数470戸、空き家率8.9%からは減少をいたしております。空き家は、適切な管理が行われず長年放置されると、倒壊の危険や環境の悪化が問題となることから、危険な状態の不良空き家については、解体を進める必要がございますが、危険な不良空き家の中には、相続人不明物件や相続人が多数にわたるため相続に時間を要するものもあり、解決に時間を要するケースが多いのが実情であり、現時点での空き家予備軍を空き家にしないための対策を強化することが重要と考えてございます。この点、現在のところ、この施策やこの事業に取り組めば空き家問題は全て解決しますといったような解決策は、残念ながら持ち合せておりませんが、昨年12月に改正空家特措法が施行されたことも踏まえ、今後とも危険な空き家対策と空き家の利活用の推進の両面から、空き家対策に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） まず、利活用とはどういうものをおっしゃっているのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 空き家の利活用についてでございます。

地域振興課のほうでは活用ができる空き家の対策についてを担っておりまして、町のほうではホームページ上に空き家バンクを平成29年度に設置いたしました。この空き家の活用については、ホームページで公開している空き家バンクの運営をベースに展開しておりますが、こちら空き家バンクに登録をするまでの間にいろんな登録に至らないまでも相談の窓口として、いろんな方々の空き家の解消について動いているところでございます。

なお、活用できる空き家の所有者の方に対しましては、大体お盆に家族が集まったりとかしますので、それに合わせましてチラシ等を郵送させてもらっているところでございます。その後、チラシを受け取った所有者の方から、実はこんなチラシが来たんですけど困っていますみたいなことを、電話や、お盆とかに来庁されて受けていただいたものに対して対策を取るということがあります、その折に物件の状況などをどんな感じですかということで共有して相談を受けることで、空き家バンクの登録につながったり、または個人同士で民間の不動産のほうにお願いされたりということで解消につながっているかなというふうに考えております。

また、相続登記の際の補助金を令和4年度から設定しております、こちら上限5万円の50%補助となっております。また不定期ではございますけれども、県や近隣市町村と連携して空き家相談会等を実施しております。

これまでの空き家バンクの実績としましては、実績に至ったものは登録は9件となっておりまして、売買が8件、賃貸が1件となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） ありがとうございます。空き家バンクをホームページ上で公開しているということでございますが、どういう状態で公開をされているんでしょうか。誰かが出ました、これを登録しますということで、そのままの状態で登録するか、それか少しリフォームして登録するか、そういうのは規定というのではないですか。それとすみません、少しゆっくり答弁いただけますか。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 大変申し訳ございませんでした。空き家バンクへの登録の現状についての質問かと思います。

まず、空き家バンクのほうには、宅建協会のほうと連携をして行っている事業でございます。空き家バンクに登録をしますというふうに手が挙がったと同時に、町のほうではそれを宅建協会

の方に入っていたい進めていくんですけども、そのときに所有者の方が現状で売買または賃借なさりたいというケースもあれば、それじゃちょっと貸し手がつかないからリフォームをして物件の売買に出しますという場合もありますので、所有者のほうの意向に沿って現在のところではやり取りしているところではございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） ありがとうございます。

それでは次の質問にさせていただきます。

空き家について、行政区または校区別での増加率というか、増加の現状をお願いします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） それではお答えをいたします。

行政区、校区別での空き家の増加についての御質問でございます。

校区別の空き家の状況につきましては、これは先ほど申し上げました総務省の調査とは別で、大刀洗町が独自にしている調査でございますけれども、令和3年に実施をしました空き家実態調査では、大堰校区が62戸、本郷校区が68戸、大刀洗校区が32戸、菊池校区が52戸となってございまして、前回の平成28年の実態調査と比べますと、大堰校区が18戸、本郷校区が5戸、大刀洗校区が4戸、菊池校区が14戸、空き家が増加してございます。

また、行政区別では、富多の18戸、南本郷と北山隈の17戸、山隈の15戸が空き家が多くなってございまして、前回の平成28年の実態調査との比較では、富多が10戸、山隈が8戸、鳥飼が6戸の空き家が増加をした一方、上高橋で5戸、西本郷で3戸、甲条で2戸の空き家が減少いたしております。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 実際戸数だけでいうと、パーセントでいうと大堰が29%、本郷が31%、大刀洗15%、菊池が24.3%というふうになっておりますが、これは空き家自体の中でのパーセンテージですので、実際は校区で大堰なら大堰の全戸数に対しての空き家は何%かというのを出していないんですか。

○議長（高橋 直也） 案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） 校区での割合の御質問かと思います。

住居に対する空き家のパーセントというのは、校区ごとに出てございません。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 全体というよりやはり、私、大堰でございます。大堰というのはだ

んだんと過疎が進んでおりまして、空き家というのもだんだん増えております。だから全体のパーセンテージをやっぱり必要なんじやないですかね。全体というか、全戸数に対しての。それでここは人口が減っている、空き家が増えているという形で出していただかないと、町自体の空き家だけで計算というのはちょっと片手落ちじゃないかなと思うんですが。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 實藤議員の御質問にお答えをいたします。

すみません。議員から頂いた御質問の通告が、空き家の増加はどうなっているのかという御質問でございましたので、私のほうでは戸数だけ答弁をさせていただいておりまして、パーセンテージについてはお答えをさせていただいておりません。ご必要であれば、事前に言っていただければ当然計算をして御準備できるんですけれども、そういう通告になっておりませんでしたので、そういう準備は手持ちでございませんので、申し訳ございませんが、今お答えができない状況でございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） それは失礼いたしました。住民課のほうもできるならそういう形で、総戸数に対する空き家のパーセンテージも把握していただきたいと思います。

それと、この対策というのは何かございますか。利活用というのも考えていらっしゃるとおっしゃっていたんですが、今言われた空き家バンクというのはそのまま出しているだけですね。じゃなくともうちょっと踏み込んで、過疎地の空き家ができたら、住めるようだったらそこをリフォームして移住者を誘うとか、そういう何かアイデアとかはございますか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 實藤議員の御質問にお答えをいたします。

まず、空き家については、民間での売買なり、賃貸を促進するというのがまずはメインというか、主流だというふうに認識をいたしております。民間の売買なり賃貸が進まない物件についてどう利活用を進めていくかというのは、大きな課題であろうと考えてございます。一つには、大刀洗町が住みよい町なんだ、あるいは子育てなり教育環境の充実に力を入れているということで、住宅需要についてはかなり熱くなっています。というのが、新築のアパートであったり、戸建ての分譲であると、そこはかなり早く埋まるんですけれども、空き家についても、空き家が埋まりやすい地域と埋まりづらい地域がございますので、そういう部分を含めてどうするかというのは課題であろうというふうに考えてございます。

また、空き家については、空き家なんだけれども中に大切な御仏壇であったりとか、いろんな思い出の品が中に収めてあつたりとか、あるいはふだんは使っていないけれどもお盆のときとかお正月のときは集まる場所として持つておきたいんだというふうな所有者の方の意向もございま

すので、そういう中でどういうふうなお勧め方なり、伝え方をすれば、空き家の場合は一旦空き家になって老朽化をしてしまうとなかなか流通に乗せるというのは難しくなりますので、使える段階のうちに早め早めにほかの方への売買なり賃貸なりを考えていただくにはどうすればいいかというのを、これからも考えていきたいと思ってございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 私の認識がちょっとおかしかったのかも分かりませんが、今お答えになったように、盆正月に集まるために残しておきたいと。それは空き家としてカウントされているんですか、されていないんですか。人は来ますよね、定期的に。お願いします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） 實藤議員の御質問にお答えします。

空き家につきましては、先ほど町長が申しました戸数の中には、当然にその調査の時期において空いているものとなってございますので、正月等たまに使ってあるというようなものも空き家の中には含まれているというふうになってございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） すみません、それは客観的に見て空き家ということですね。これは私たち年に2回使っているんですよと言われても、空き家は空き家として認定されるということですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） 空き家につきましては、ふだんからの管理がされていないというものについて空き家と認定しておりますので、そちらのほうも空き家の中に入ってくるものかと考えております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 管理されていなかったら空き家ということですね。盆正月使っていても管理されていなかったら空き家という認識でよろしいんですね。ありがとうございます。

それと、特定空家とか不良空き家の除去費用というので困っていらっしゃる方もいらっしゃるんですが、その補助についての何かございますか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） 空き家対策として長年放置されていて不良空き家につきましては、不良空き家に対する除却補助というのを行っております。1件が除却費用の2分の1を補助いたしまして、上限が75万円ということで補助をさせていただいております。

特定空家につきましては、事前調査を受けまして、特定空家の認定をしまして、特に危険があると思われる空き家については、優先的に助言や指導を行っていっているところでございます。
以上です。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） そういう補助の実際に使われた件数を教えてください。この5年間でもいいし、分かる範囲で結構です。

○議長（高橋 直也） 案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） 除却補助に関する御質問で、事前調査を行いまして、その後に補助を行っていくということになりますけれども、事前の調査につきましては、令和2年から令和5年までで24件行っております。

実際の補助につきましては、令和2年に1件、令和3年に2件、令和4年に4件、令和5年に4件の計11件の補助を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） その判定の方法というか、これは特定空家というふうに見て除去をしなきやいけないという何か基準ございますか。

○議長（高橋 直也） 案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） 今ただいま申し上げましたのは、不良空き家の除却の補助でございまして、不良空き家につきましては、床の状況であったり、外壁の状況、それから屋根の状況、そういうところを評価しまして、評点が100点以上になったものが対象となってございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 評点が100点以上になった空き家について補助の対象となるということですね。ありがとうございます。

大刀洗町に関しまして、この空き家の調査というのが令和3年に前回行われているようですが、今は3年に一度になったんですかね。前は最初2年に一度か何かになっていたような気がするんですが、次は来年度に調査の予定になっているんですか。

○議長（高橋 直也） 案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） 空き家の実態調査につきましては、令和3年度を受けまして、令和6年度につきましては、3年度に実施したものの見直しということで、区長さん方にお願いして調査を行うようにしております。その後につきましては、また委託業者等にお願いして全町でするものについては、またその後の予定でございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 区長さんにお願いして、区長さんが、こことこことここですというのを住民課の方も調査するんですか。業者じゃなくて。

○議長（高橋 直也） 案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） 来年度行う予定にしております区長さんの調査につきましては、区長さんのほうに、今あります空き家の状況と新しく空き家が増えたものについては上げていただきまして、それを確認に住民課のほうでは行く予定としております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） そしたらまた来年度に、6年度にきちんとした数字が出るということですね。また増えているんじゃないかなと思います。先ほども言いましたように、どうしても校区によっては大変増えて、どうしようもないぐらい行政区においては増えているということもありますので、特に危険な空き家においては、行政のほうでしっかり調査して、なるだけ早く撤去ができるようによろしくお願ひいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） これで、實藤量徳議員の一般質問を終わります。

○議長（高橋 直也） ここで暫時休憩をしたいと思います。議場の時計で14時45分より再開いたします。

休憩 午後2時32分

再開 午後2時45分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、7番、平山賢治議員、発言席からお願ひいたします。

なお、平山議員より資料の配付の申し出がありましたので許可します。しばらくお待ちください。

配付が終わりましたので、7番、平山賢治議員、お願ひいたします。

7番 平山 賢治議員 質問事項

1. 立法プロセスについて
2. 校区センターについて
3. 飲酒問題の解決について

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。通告に従いまして質問させていただきます。

今日は珍しく最後ではございません。よろしくお願ひします。

なお、配付資料は、私あまりかっこいいものではないので、できるだけ口頭でお話ししたいということを申し上げたのですけれども、議長の方から、聞いている人が分からんから文書で配付するようにということを厳に命じられましてちょっとやむを得ず配付させていただいております。よろしくお願ひいたします。

今回は、主に行政機構の中の基本的な部分について質問させていただきます。

私も長いこと、24年議員をやっておりますが、特に近年、条例案や予算、決算案などにおける数値や字句の誤り、または内容そのものが不適切なもの、さらに、根拠や目的、計画などが不明確で、議会においても多数の議員が賛成しかねるといった議案が多々見受けられるところであります。

とりわけ、文書の不手際については、この二、三年ほどの不手際がかなり危機的なものではないか。一体、役場で何が起きているのかと問題提起をせざるを得ないほどのものだと思います。

新規事業の課題につきましては、議会からもその都度申し上げておりますが、総じて、庁舎内の立法プロセスが正常に機能しているのか、残念ながら心配せざるを得ません。そして、これは私のみならず、少なくない議員や日頃傍聴いただいている皆さんの共通の感想であろうとも思います。ですから、今回の質問は、私一人が何か言っているという受け止めではなく、ぜひ行政を挙げて真剣にお考えいただきたいと思います。

大きな1点目であります。第1に、行政側が上程する議案について、その起案、決裁プロセスはいかがでしょうか。事業の妥当性や法的根拠、字句や数値の確認などは組織的に実施されていますでしょうか。特に、前定例会に上程されました議案第46から49号などはいかがでしたでしょうか。

第2に、近年の議会での否決や修正等の結果、また予算、決算特別委員会からの度重なる意見を踏まえた改善の議論は、行政側でなされていますでしょうか。課題があるとすれば、今後どのような対応が必要と考えますか。

3点目に、こうした課題の根本には、前任者の町政における人員削減や議会対応の影響もあるのではないかと考えますが、御見解をお聞かせください。

4つ目に、併せて、行政の問題や新事業、新事業など、議会へ速やかに報告すべきとの要請について、町長の御見解はいかがでしょうか。

以上、4点について御回答をお願いします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員質問の立法プロセスについて、答弁をいたします。

まず、議案の起案、決裁プロセスについてでございますが、議案につきましては、まず基本的に、担当課において、改正内容等の法的根拠や条例案の字句や数値等を確認し、議案を作成し、

総務課で最終確認した上で町長まで決裁し、議会に上程をしているところでございます。

この際、上位法の法律改正に伴う条例改正の場合には、国・県から通知されます改正法の概要や条例改正案に加えまして、町で委託しております民間事業者からの情報提供や助言等を参考に、担当課で改正作業を行っているところでございます。

御質問にありました12月議会に上程しました議案第46号から49号につきましては、担当課がイベント等の繁忙期と重なり、時間的に十分な余裕がない中で、急いで改正作業を行ったことに伴い、総務課での確認時間が十分に取れなかつたことや、思い込みによる確認不足が重なつたものであり、今後は議会へ上程する議案については、時間に余裕を持った起案を促すとともに、今月15日に全職員を対象に法制執務研修を実施するなど、職員研修や県での実務研修などを通じて、職員の人材育成と能力開発に努めてまいりたいと考えてございます。

併せて、現在、人事給与事務に加え、法制事務を1人の係長が所掌しており、係の事務分掌の在り方や、今後は議会へ上程する議案の概要を事前に庁議で報告するなど、さらなる組織的な対応についても検討してまいりたいと考えてございます。

次に、議会の意見を踏まえた議論についてでございます。

議会での議決結果や予算、決算特別委員会をはじめ、議会からの意見については、庁舎内で情報共有するとともに、議会からの意見を踏まえ、行政運営を行っているところでございます。

今後とも、二元代表制の趣旨を踏まえ、議会からの意見には真摯に対応してまいりたいと考えてございます。

次に、前町政における人員削減や議会対応の影響についてでございます。

正規職員につきましては、前町長就任前の平成19年度は108名でございましたが、前町長就任後、行政改革大綱に基づき、保育所の民営化や給食調理業務の民間委託、診療所の指定管理や定数外職員の活用により、徐々に正規職員数は減少し、平成26年度と平成28年度が82名と最も少なくなっています。その後、徐々に増加に転じまして、私が町長に就任する前の令和元年度と本年度のフルタイムの再任用職員を含む4月1日現在の正規職員数は85名から98名と、新規事業の増加に加え、コロナ禍への対応や災害対応等も踏まえ、13名増加してございます。

また、議会対応につきましても、私の町長就任以来、二元代表制の趣旨を踏まえ、真摯な対応に心がけてきたつもりです。

次に、議会への報告についてですが、国の制度改革や新規事業に伴うものなど、制度や事業の内容が固まっていない段階での報告は難しい面もございますが、行政の問題や新規事業などについては、なるべく早期に全員協議会や各委員会などの機会を捉えて報告をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） じゃ、順次再質問させていただきます。

まず、今後、プロセスの改善に努めるという御回答をいただきました。それに基づいて質問させていただきます。

第1点目ですが、まずは、あまり職員個人のことを言うつもりはございません。行政は組織でありますから、担当者の起案が何か間違いや能力不足があったとしても、決裁の流れでしっかりと修正して、議会に上程されるときには、先ほど御回答もありましたが、町長の方針も含めてしっかりと出来上がっておけばよいわけですね、我々として。その前提はよろしいですね。

それから、人間のやることですから、誤りを完全にゼロにしなさいとも申しません。しかし、地方自治体の条例や規則というものは、社会のあらゆる文書の中でも最も正確性と整合性が求められる性質のものであり、誤りがゼロであることが本来の姿だろうと思います。こうした観点での制度構築を臨むと思います。

そうしますと、対策としては、先ほどありました、ある部署によっては多忙であるとか、それから機能を充実させるという点がありましたが、6年度に機構改革が予定されていると条例案に出ておりましたが、この中で、立法や基本的な法規のプロセスについても具体的な対応はなされますでしょうか。特に多忙すぎる係や、あるいは横の連携です。どうしても今やっぱり忙しそうがゆえに横との連携、相互のチェックというものが少し足りていないのではないかとお見受けするのですが、それは機構改革と併せていかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

まずは、余裕を持って、早め早めに起案をしていただくというのが第一でございますし、総務課のそういう法制担当だけではなくて、直属の係長、課長も含めて、きちんと議会に上程する議案についてはチェックをするというのが基本だろうと思ってございます。

その一方で、先ほども申し上げましたとおり、今、人事法制係ということで、人事と給与と法制を一つの係長が所掌しております、特に、例えば12月議会であったりとか、あるいは3月議会であったりというのは、人勧等に基づいた人事給与係、自分のところの条例改正も持ちながら、いろんな地方公務員制度の改革に伴う、自分のところの改正もやりながら、給与も支給しつつ、年末調整もしつつということで、かなり、自分の本来業務で手いっぱいのところでチェックをしないといけないというふうな状況にもなっておりますので、そういう所掌がいいのかを含めて、先ほど御指摘がありました7月の機構改革なりも念頭に置きながら、どういう総務課の係の事務分掌の在り方がいいのかというのは、総務課の方とも十分に協議をして対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） そうしますと、やっぱりちょっとこちら、議会から見ておりましても、そういう多忙すぎる課というか、一部の課から上程される議案について、かなり穴が大きいというようなところが見て取れますので、そこら辺の、例えば人事法制が忙しいとなると、人事法制の関係でいうと人事の方に相当のウエイトを恐らくかけないといけないと、それで法制が後回しになると。これは役場の人事の御事情なんだけれども、我々には関係ない話なんですよ。だから、きちんと、どういった形であれ、議会に上がってくるときにはきちんと、誤りのない、根拠のしっかりした条例ができるてくるような、その土台の部分を今度の機構改革にはやっていただきたいと思います。

それからもう一つは、基本的な1度の読み合わせですぐ修正できるものすら修正されずに上がってくることが、ちょっとここ1年、2年多いように思われます。読み合わせについては、一昔は実施していたと聞いておりますが、最近はどうなんでしょうか。また、やってないのであれば今後どうしていくおつもりでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 起案の読み合わせ等については、全体的なところで行っているということはやっておりませんので、各課で確認し合うという形がなかなかできていない面もございますので、今後はそういったところが課題と思いまして、改善を庁議の中でも話し合って、どういった形で進めていくのがいいのか検討してまいりたいと思います。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 現状と課題については認識していらっしゃるようですので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう一つは、小規模の自治体だから、大規模自治体にはマンパワーも専門職も少なくて、完全な対応は難しいという御意見もあります。それも少しは理解できますが、先ほど述べましたように、法規の正確性や事業の根拠などは、自治体の大小にかかわらず厳格に実施されなければならないことです。特に、法規につきましては、この2年間、一気に職員が減少したというわけでもないでしょから、やはり組織的な問題だと思います。

先ほど町長さんがおっしゃったように、議案が上がってくるのがぎりぎりだったので、よくチェックできなかつたというのがあるんですよ。行政の最高責任者である町長さんが、よく議案を吟味できない、内容もチェックできないというのは極めて不正常な状態だと思います。

例えば、今回の定例会でも、誤字、脱字、差し替え、それから当初予算の中で土地購入費の財源誤りということすらありました。これは重大な誤りだと思います。これもまた締切りに近い状態で当該事業が予算に入り込んできた結果、係員は財源すら正しく処理できずに誤ったのではないかとお見受けしますが、その辺でも時間の猶予のなさというはあるんじゃないでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

確かに、予算編成過程等含めまして、大刀洗町の予算編成は、多分ほかの自治体に比べると一番締切りぎりぎりまで予算編成をしているんだろうと思います。なので、逆に言えば、ぎりぎりまで詰められるという部分もございまして、よしあしの部分はございますけれども、直前になつて修正した部分なり盛り込んだ部分が、きちんと精査がちょっとできていなかつたという点については、御指摘のとおりだろうと思いますので、その辺を踏まえて、これから事業執行なり予算編成に生かしていきたいと思ってございます。

また、法制についてはどうしても、もちろん大きなところと比べるつもりはございませんけれども、大きなところのように法制係とかいうのを専門で設けてきちんとチェックできるような体制にはどうしてもできませんので、そこは、従前から、法律改正に伴う分等については、アウトソーシング、外部委託をして、民間の事業者からチェックをいただきながら、条例改正等に取り組んできているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） それから、先ほどもおっしゃったとおり、上位法の改正で下りてくるものについてはというテンプレートがあるでしょうから、そういうものに対してできると思いますが、特に新規の事案については、特に慎重にチェックをすべきでありますから、新規だからぎりぎりで入ってくるというのは逆であります、新規だからこそ十分な検証プロセスを経て、議会の方に上げていただきたい。この点は重々申し上げていただきたいと思います。

これは議会からも再三申し上げていることだろうと思います。

それから、3点目に行きます。

前任の町長時代に、先ほど答弁もありましたが、一般職の人員削減や保育士、調理員等を異動や職種変更により職員の定数内に入れるなどした結果、まずは基本的な業務を担ったり、そのノウハウを継承したり、あるいは十分な議会対応が実施できる体制が損なわれたのではないか。これは物理的な人数としてのマンパワー、それから職員の意識としてもそうあるのではないかと思います。

さらに、前町政の下では議会対応もかなり軽視され、根拠や目的の明らかでない事業が上程され、都度議会で議論となりました。この時代は指定管理の契約切れになっていたり、専決処分を次の議会にかけることすらできず、本当にひどい時代だったと思います。

近年の課題としては、さらにもっと土台の部分、基礎的な法規部分の欠落が心配されます。もちろん、最終的には議会が議決するわけですから、議決してきた議会の責任もあるでしょう。また、そのような行政体制をよしとしていた議会の課題もあると思います。しかし、現在のように、

議会による否決や修正、全会一致による意見も発せられた今となっては、前町政時代の影響からの行政側の変革もまた求められていると思いますが、例えば中山町長は、前町政の継承と発展ということでお伺いしておりますが、前町政が100%課題のないということではないでしょうか、前町政において発生した課題とか時代の変化に伴う改善というものを少し明らかにして取り組んでいただきたいと思いますが、その点についてはいかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

一般論として言えば、前町政の継承と発展というのを、もちろん選挙の際にもお約束してやってございます。ただ、その際にも申し上げておりますのは、よい政策はどんどん伸ばし、改善すべきところは改善するんだということで申し上げてきたところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 改善すべき部分の一つに、こうした職員の削減がどうだったか、それから議会対応がどうだったかということについては、やっぱり一つの結論を示して、改善をしていただきたいと思います。

もう一つ書いておりますのは、議会対応の問題ですが、先ほど前町政において職員が非常に減ったと言っていました。前町政が職員を削減できた背景には、議会対応や議会責任にかかるマンパワーを削減したことと密接に連動しているのではないでしょうか。きちんとした事業計画を作成し、遂行を重ね、議会へ丁寧な説明をしようと思えば、そこに相当のマンパワーが必要なわけで、前町政はこの部分を大いに省略したがゆえに、職員は減らせたが、そうした行政として当然のノウハウが残念ながら現在の行政にうまく継承されず、事業計画も条例起案等も不十分な説明状態になってしまっているのではないでしょうか。

前町政が終わりまして、ほとんどの職員は憲法や諸法規に基づき、住民福祉の向上のために日々汗を流していらっしゃると思いますが、ごく一部に、以前の感覚のままで議会への誠実な答弁が見当たらないとか、低度の誤った感覚のままの方がごく一部に見受けられます。こうした誤った感覚の是正がこれからの中山町政に求められると思います。この際、前町政の課題もしっかりと検証の上、正常化を進めていただきたいと思います。これについては以上です。

併せて4点目ですが、行政の事務について、不都合な事案も、また新規事業も可能な限り議会へ報告いただきたいということで、議会として申し上げてきました。他の議会を見ておりますと、多くの自治体で速やかな報告ができているようにお見受けいたします。これは、先ほど御答弁いただきました、毎月の全員協議会だけではなく、感覚的には、多分町長さんはじめ毎朝打合せをやっていらっしゃると思うんですが、していますよね。

その中で、今日は議会への報告事項はないか、それは今日議会に報告しておきなさいというの

を毎朝町長さんが必ず確認するぐらいのアンテナを議会に対して立てていただきたいんです。町長さんが音頭を取っていただいて。

私たち議員は、住民の代表として選ばれていますため、住民に対しての説明責任があります。テレビで、町の新しい事業が報道されているがどうなっているのか、またある不祥事が報道されたがどうなっているのか、議員が何も知らないでは私たちは地域では通用しません。特に、突発的な事情や不祥事については、分からなければ分からぬで、その時点での判明していることや、その後の対応予定など、速やかに報告していただきたいと思います。それが行政と議会の相互理解や信頼を深める道だと思います。

今は、情報手段が発達しておりますから、その後は議長なり事務局で対応ができますので、さきの項目で申し上げた議会対応に関連しまして、ぜひ毎日そのアンテナを立てていただきたいと思いますが、その点いかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

確かに毎朝朝礼を行ってございますけれども、議会への報告について、議員さん方が毎日登庁しているわけでもございませんし、そこは庁議なり、報告があった際に、その分について議会に報告がどうなのかというのは、周知というか徹底はしてまいりたいと考えてございます。

それから議員さん、先ほど前町政時代の部分で人員削減について触れられましたけれども、前町長時代に人員が減ったのは、議会対応を軽視したから、その部分のマンパワーを割いたから減ったということではなく、行政改革大綱、これは議員も当然いらっしゃる中で、前町長が就任前に策定された行政改革大綱に書かれている行政改革を真摯に実施していった結果、人員削減につながったものでございまして、役場の庁舎内の本体で働いている正規職員については減らしておりませんので、その部分で議会対応を軽視してマンパワーを削減したことではないということだけは御理解いただければと思います。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 結果的には、専門外の職員の方も定数内に配置されることによって、結果的に多くの職員さんが途中退職せざるを得なかつたこともあったのではないかでしょうか。また、幹部職の方を庁舎外に異動させて、心ならずもという結果もお見受けしてきました。本当に残念な時代だったと思います。

ここに、やはり前町政のかなり恣意的な部分が私にはあったように思いますし、結果としてそれが行政改革大綱に基づくものであったとしても、現在、減らされた人員を今中山町長は増やす方向にやっていますが、やはり減らしすぎたことによって結局我々から、私が22年、4年見ていく限りでは、その減った部分で議会への対応が不十分だった。それがいまだにちょっと回復でき

ていない、あるいは誤った認識を持っていらっしゃる職員が一部にいるようにお見受けいたしますので、その点については、議会対応を含めて十分な能力研修やマンパワーの確保というのをお願いしたいと思います。

すみません。もちろん議員は毎日おりませんけれども、事務局はおりますので、例えば報告ということで、文書で1枚で事務局長に対して送っていただければ、議長の方に回付して、例えば直ちに連絡が必要か、それかレターケースに留め置くものかということは、やはりこちらで判断できるようになると思いますので、その辺は議会の都合をあまり考えずに、どんどんジャンジャン報告していただければと思います。とりわけ不祥事とか都合の悪いことほどやっていただければと思います。

大きな2点目です。

1問目ともやや関連するのですが、前定例会において、議案46号から49号は2日間にわたり多数の質疑が出され、結果、否決となりました。

この議案の中にも、現行の行政課題が象徴的に含まれていると思いますので、併せて質問します。

第1に、いわゆる4校区のセンターの管理運営委員会について、行政との法的関係はどうなつておりますでしょうか。

第2点に、関連する議案、前定例会の46から49号が否決となった経緯について、関係団体にどのように説明なさったでしょうか。また、再提案の計画などはいかがでしょうか。

3点目に、定例会の第4日における間違いの追加発言の一部について、その根拠や発言の妥当性は。これは先ほどお配りした資料の2枚目に下線を引いておりますが、私が名指しで言われてるので、私の発言が現状の違いがあると痛切に感じましたということを、おわびの前に理由付けになっておりますので、こうした発言が妥当なのかどうかについて見解をお尋ねいたします。

4つ目に、校区センターに限らず、公共施設の開始に当たっては、関係団体や利用者の声を十分に聞いて反映させるべきだと思いますが、今後の発信はいかがでしょうか。

以上4点、御答弁よろしくお願ひします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員質問の校区センターについて答弁をいたします。

まず、各運営委員会と行政との法的関係についてでございますが、各校区センターは公の施設でございまして、現在、法的には役場の直営という位置づけでございます。その上で、会計年度任用職員として集落支援員、これは校区センター長ですが、を任用するとともに、管理運営委員会に補助金を交付し、校区センターの日常的な管理と自主的な地域づくり施策をお願いしているところです。

次に、関係団体への説明と今後の計画についてでございますが、本議会に就業改善センターの名称及び目的の変更について条例改正をお願いしているところでございまして、今後、各校区センターの大規模改修に併せ、室名の変更や料金の変更等について、必要に応じて隨時条例改正を議会にお願いしたいと考えてございます。関係団体への説明内容については、担当課長から答弁をいたします。

次に、前定例会での追加説明についてでございますが、前回の条例改正案については、担当課が地域の運営委員会などと議論し、地域の声や利用者の声を大切にしながら業務を進めていることを改めて理解をいただきたいとの思いで、議長の許可を得て補足説明をしたものと認識してございます。

次に、関係団体や利用者の声の反映についてでございますが、これまでも、校区センターに限らず、中央公民館の大規模改修や大刀洗公園のリニューアルなど、利用者や地域住民の声を踏まえ改修を実施してきたところであります、今後とも利用者や地域住民の声の反映に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 追加で各団体にどのように説明したかの部分を答弁いたします。

まず、12月議会が終了しまして、12月26日のセンター長会議におきまして、利用料等の見直しにつきまして、柔軟に対応できるよう、条例から別表1を削除する部分と、就業改善センターの名称変更と目的の変更について、条例改正案を12月議会に上程しておりましたが、否決をされましたということで、結果を報告しております。

改修に伴い条例改正がある場合は、今後順次議会へ上程していくということと、また各校区センターの施行規則についても、今後現状に併せて順次改正をしていきたいということ、あと就業改善センターの名称変更と目的の変更につきましては、3月議会に改めて上程しますということで報告しております。

また、1月15日の菊池校区の規約会議におきまして、就業改善センターの名称と目的変更については、12月議会では否決されましたということと、3月議会に引き続き上程をしますということで報告をしております。で、今回の3月議会の上程になっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） それでは、順次再質問させていただきます。

1問目なんですかけれども、御答弁がありましたように、私が見る限り、町の条例や規則には各運営委員会のことが明記されていないんじゃないですかね。そうすると、運営委員会と町の例規はひもづいていないわけですよ。それで、何かと運営委員会の意向がということが出てくるので

すが、これは厳密に言うと根拠のないものになると思うんです。

町の例規で運営委員会を設置するとかいうのが規約と結びついているならいいのですが、そこがつながっていないのであれば、何かにつけて運営委員会を根拠とするのが薄弱になるのではないかでしょうか。この辺は改善が必要だと思いますが、どうでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁等を重複して恐縮でございますけれども、法的には、公の施設なので直営か指定管理者かどちらかしかないわけですね。校区センターについては直営でやっていると。その際、これまでの経緯がございますので、日常的な管理なり、あるいは今地域づくりということで各校区ごとにそれぞれやっていただいておりますので、そういう部分については補助金を交付して、独自の地域づくり施策に取り組んでいただいているところでございます。

また、会計年度任用職員として、集落支援員、校区センター長を配置をしてございます。もともと、これは現状の法的な説明ではないのですけれども、各校区センターができたときに、四ヶ所町長時代かもしれませんけれども、ちょっと正確じやないかも知れないですけれども、箱物はまちのほうでつくるので、管理の方は地域でやってくれということで始まったというふうに理解しております。当時は、役場の職員もそこのセンターの管理委員会の中に入って、日常的な業務をやっていたんだと思ってございます。その後、いろいろ経緯がございまして、常時閉館をしているので、常時使えるようにしてほしいとかいうのもあって、いろいろな補助事業を活用して、社協の方に委託をして、人に入ってもらったりとか、あるいは行政の職員に入ってもらったりいろいろした中で、現在の形ができてきたものというふうに認識をしてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） そういうことで、いろいろな紆余曲折があるものですから、それから補助金も出ておりますので、ちょっと今の状態では、かなり不安定だらうと思うし、厳密に突っ込まれると、これは何なんだということで、少し町側にもよろしくないことになるのではないかと思います。

私も、11年でしたか12年か、会長をやっておりまして、そのなかなか法的な整合性が取れないとなると、公務員の方というか任用職員になったかもしれません、以前は例えば、町からの指揮命令はどうなるのかとか、例えば災害が起きたときに誰が後始末をするのか。災害のときに勤務員の人がけがしたら誰が持つかという非常に不明確なままで、そこら辺の改正をずっとお願いしていたのですが、結局まだ今のところ協定書という形で、何だかよくわからないものに終わっていると思いますので、いろんな誤解を招かない、それからいろんな根拠とする上でも、ここは1回、ちょっと今までの経緯を踏まえて、少しがんじからめにしろとは言いませんが、き

ちゃんと根拠はつくっていくべきだと思います。

とりわけ、そういう地元の御意見を生かしていくのはなおさらだと思います。1問目は以上です。

2問目です。担当者の方からも今御答弁がありましたように、菊池の方から聞き取ったところでは、1月ですか、担当課長は、議会が否決したのでセンターの名称を変更できませんでしたという説明にとどまり、その経緯については詳細はなかったと聞きました。で、区長から突っ込まれて、係員が少し否決の経過を説明したと聞きましたが、そのとおりですか。

つまり、経過を誠実に説明していただきたいということを、12月の否決の後の質疑でも申し上げたのですが、そこは反映されましたでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 経過におきましての説明をしたかということでございます。

利用料金の見直しについて議会に上程しましたところを協議をしていただいて、採決はされませんでしたということの説明をしております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 何度も申し上げますが、我々は住民要求に基づく利用料の改正そのものを否決したわけではないんですね。そこをしっかりと説明してほしいと。それから名称についてもそうだろうと思うんです。

もちろん、議決結果は否決なんですが、議会が何を問題にして否決したのか、決して名称変更や使用料の改正そのものを否定したわけではないことを少なくとも説明すべきではなかったでしょうか。

町長も前の議会でそのように説明するものと理解しているというふうに答弁をなさいました。審議経過を説明せず、結果のみを知らせるということは極めて誠実ではないと思いますが、町長は改めていかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

前議会で平山議員の方から言われたのは、正確ではないかもしませんけれども、議会が否決したからもうできんことになったばいみたいな、議会のせいにするような説明はやめてくれというふうに、そういう趣旨の御指摘があったというふうに、私自身は認識してございます。

なので、私の方も、事実関係は事実関係としてお伝えさせていただきますし、いたずらに町の執行部側と議会の対立をあおるような、そういう形での説明はないものと認識しておりますというふうな趣旨の答弁をさせていただいたんじゃないかなと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） そうです。私はきちんと何が問題とされて否決されたのかというと、プロセスをきちんと報告してくれと。あたかも議会が改正そのものを否決したから、結果はそうなんです。だから、改正できなかったわけなんですけれども、プロセスの手順を踏み外したのは、私は行政側だと思うんです。そこをきっちり、あたかも議会が結果的に否決したということを見せかけるということは、極めて不誠実だと思います。

併せて、今回名称変更の議案が出ておりますが、これが来年の4月からの施行となっております。これは極めて妥当な判断だろうと思います。前回は名称変更も公布の日から施行となっていましたが、準備や周知、その日をどうするのかが全く分かりませんでした。今回のような準備期間を設けての条例提案は歓迎するところです。併せて、住民要求に基づく使用料の適正な改正であれば、今回の定例会にも諮っていただいて結構ですし、理にかなっているものであれば大いに賛成することは前回も重々申し上げたとおりです。

以上、よろしくお願ひします。

3点目です。この発言について先ほど町長が、特に問題があるというような答弁ではなかったと思います。ところが、ここは極めて重大な問題を含めた、この下線の部分です。ここは説明員の個人的な感想を述べているんですね。まして、これはそのロジックとしても非常によくないと思います。

一見、この下線の後ろの方で、自分が説明したことをおわびしますという体裁を取っておきながら、その直前で議員の認識が、現状の違いがあると感じたということで、私のせいになっているわけですよね。極めてこれは、議会においてこんなことを発言する説明員の方というのは、日本的に、全国的に珍しいと思うんだけど、平場で、議会じゃない普通の雑談の場でこんなロジックで、この人の説明が違っていたので私の説明が不足してまだおわびしますなんていうのは、ちょっとはあり得ないと思うんですが、改めていかがですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 今の御質問にお答えいたします。

今回、12月の校区センターの料金改正に関する議案に至るまでの経緯の中で、私ども担当課としましては、先ほどの町長の答弁にもございましたように、現場、校区センターの方へ出向きました。いろいろな声を現場で聞いてきました。さらに、毎月のセンター長会議、または会長等の協議の中で、通常業務の中で実際に起きている事例が条例どおりに運用するととてもやりづらいということを常日頃から聞いておりました。これは一番古いもので50年前から条例が変わっていないというところでございました。

例としましては、12月議会でも申し上げましたように、1時間ごとの料金となっております

料金設定は、コインタイマーとなっており 30 分または 20 分という刻みになっておるですか、部屋が半分ずつまたは 3 分の 1 ずつ使えるのに、条例上は 1 部屋になっているという、そういう細かいところの条例改正を伴うということが明らかになってきました。このような声が各センターからあり、今回の 12 月の上程となったところだと思っております。

また、料金については、条例に定めるとあります、その定め方については、全国の事例を見ましても、上限、下限を定めるというものと別表に定めるということで、大刀洗町は後段の別表に定めるというところで表記しておりましたところ、その表記を上限、下限に定め直すということで上程しましたが、こちらを議会の方からの、それではいけないだろうということを御指導いただきまして、今後はその都度、別表を変えていくというところで、私どもも方向をきちんと改めて変更しておるところでございます。

こういったいきさつから、担当課としては常に地域と一緒に話し合いをして、そこで起きているやりづらいことや、条例を改正した方がスムーズであるということを、現場と条例のズレなどを、それは条例にうたってあるからというふうに思考停止をせず、整備しようとしたものでございます。

こういういきさつがあって、初日に、これは民主主義の後退である、行政に丸投げであるというふうに御指導をいただきましたので、これは私の説明が不足していたものと思いまして、深く反省をして、再度、最終日にそのことのおわびと説明をさせていただいた次第です。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 現状との違いがあるというのは何ですかね。つまり、我々は、思考停止せずに、条例で別表を改正することを出していただければいいんじゃないかと。そうしないと、我々の監視が行き届かなくなるからね。ひいては住民の利用料の負担にも、我々意見を言えなくなるという。私は、至って一般人が考える普通のことを問題提起したつもりなんですが、それが何で現状との違いになるんですか。さっぱり。

それから、あなたはこの説明員は、いつもこういう気に入らないことに対して、自分が説明していたことをおわびしますという体裁を取りながら、その直前に、人の説明不足の責任を人に押しつけるかのようなロジックで、いつもそういう言動を取っていらっしゃるんですか。2つお答えください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 平山議員の御質問にお答えします。

私、個人の考えを聞かれているんですけど、私自身はそういうことでは全然思っておりませんで、まず、前段に関しましては、そういう御指導をいただきましたので、議決の方もされて

おりませんし、今後はそのように改正するという、そのような上程の仕方にしますというふうに答弁をした次第です。

以上です。

○議員（7番 平山 賢治） もう一点のロジックは。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 2点目の、気に入らなかつたことということでございますが、私自身、個人的には気に入らなかつたこと等は一つもございませんで、そういう議論の中で起きたことに真摯に向き合っております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 向き合い方が間違っていると思います。

町長にお尋ねしたいんですけど、町長先ほど問題があるという御発言はなかったんだけど、全国的に見ても、こういうことを議会で言い放つ説明員というのはなかなかいらっしゃらないと思います。しかも、これは、この12月の追加説明というのは、説明員本人が議会へ申出をして、議会としては特例として発言を認めてあげたわけですよね。そうした事情ですから、この場では、さらに真摯に説明すべき場でもかかわらず、反撃のつもりか分かりませんが、このような議員個人の発言を取り上げての言い訳、極めて悪質な発言と言わなければなりません。しかも、とっさに口が滑って出た発言ではなく、あらかじめ準備して故意に発言なさっていらっしゃるわけです、これは。

私もこんな分かりやすいセリフは平場でもなかなか経験がございません。ですから、私も自身の名誉のためにも問題点を指摘する必要があると思います。

町長は行政経験が長いとお見受けします。このような説明員の発言は、普通にあり得ることとして認められるんでしょうか、見解をお尋ねします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁と重複して恐縮でございますけれども、担当課としては、地域の声や利用者の声を大切にしながら業務を進めていることを改めて理解していただきたいという思いで、議長の許可を得て補足説明をしたものと考えてございます。

個々の発言の内容で不適切な表現があったかもしれませんけれども、そういう強い思いの中で出た発言ではないかというふうに認識をいたしてございます。

○議長（高橋 直也） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） こういう言動を一つ一つ戒めない結果が、現在の大刀洗町役場の行

政の土台がしっかりしない行政をつくり出しているんじゃないですかね。

ともすれば、刑法の構成要件にも該当しかねない御発言だと私は思います。議場における議員の発言というのは、地方自治法や会議規則で厳しく規定されておりますが、説明員の発言は特段の定めがありませんため、刑法・民法の一般法で対処されることになります。したがって、議員発言のような保護はございません。その点を重々御承知の上で、御発言いただきたいと思います。

刑法230条、名誉毀損というのがございます。「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する」とあります。

これは本人の思いが強いから、人を個人で名指しして、この人の見解が違うんだということを発言してもいいということになるんでしょうか。改めてお尋ねします。

それだったら、何でもありますよね。思いがあるんだったら、何しやべってもいいって、我々もそう対応させていただいていいんですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

今、改めて私もこれ見てますけれども、行政に丸投げをしているという問題提起もいただきましたので、その問題提起に関し、現状との違いがあると感じたということを申し上げているんだろうと思うんですね。

そこで、現状との違いがあるとこの多分捉え方が、議員の捉え方と担当課長の捉え方が違うんじゃないかなと思うんですよね。

要は、行政だけで決めているんじゃないくて、地域の方々と相談しながら決めているんですよということを言いたくて、こういう発言しているんじゃないかと思うんです。

ただ、議員はそうじゃなくて、これは当然議会の議決事項だから、議会に諮って決めるのが当然だろうという意味で言われていて、そこはかみ合わない中で、発言がそごをされているんじゃないかなというふうに思います。

○議長（高橋 直也） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 私、国語はあまり苦手じゃないと思うんですけども、当該説明員に対して非常にちょっと通じていないなという。私、そんな変なこと言っているつもりないんですけど、当該説明員だけ、どうも話が通じていない。

それはなぜかというと、やっぱり一貫しているんですよ。何か一番基本的な部分が、どうも話が通じないというのは一体何なのだろうかということは、ちょっと今回、私はこれで終わらせるつもりはございませんので、よく御検討いただきたいと思います。困ったもんですね。

それから、じゃあ、現状との違いがあるって、何度も言いますけど、私は現状と何も違ってい

ないと思う。むしろ一番現場に長いこといた人間ですから、むしろ担当課の法務能力の弱さとかいうことを、一番私は身にもって感じています。

その延長線上でこの議案が出てきたので、またかということで失望せざる得なかった、そういうことをお含みおきいただきたいと思います。

それから、もう一つ言いたいんですけど、これじゃあ、何で2対9の大差で否決されたんだだと思いますか。あのときはまだ議決されていなかったと思うんだけど、議案に問題があったと思うんですよね。

じゃあ、ほかの私以外の8名もどういう判断でしたのかという、そこら辺の分析はなさっていますか。間違っていなかつたけれども、議員が反対したというふうに思っていらっしゃるんでしょうか。どうなんでしょう。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

前回の条例改正案の否決の理由につきましては、これはお一人お一人の議員さんに確認したわけではございませんので、私の受け止め方でございますけれども、当然、条例の立法事実が生じた際に、その都度その都度条例改正をすればいいんであって、それを包括的に一気に規則に委任するのはいかがなものかというふうな御判断で否決をされたものと認識してございます。

○議長（高橋 直也） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 問題はまだあると思うんですね。そもそも100円から1,000円の範囲内でって条例案にあるんですが、これ時間の単位が規定されていないんですよ。

そうしますと、どうなります。どのような判断が可能になるでしょうか。100円から1,000円の時間単位は書いていないと思うんですけど。そうすると、限りなく恣意的な対応が可能になるんじゃないですか。そういう議案だと思うんですよね。

前は、別表に1時間当たりって書いてあったですよ。この前否決された条例案には時間の単位が書いていないので、幾らを1,000円とするのか書いていないですね。これも問題じゃないかと思うんです。

公布の日、一体いつに公布しようとしていたのか。名称変更も準備期間どうしようとしていたのか。突っ込みどころ満載の条例案でありまして、率直に言って、およそ行政に携わる者がつくった文面とは思えません。

このようなずさんな議案をつくる方に、議会の議決を外して、こちらで決めさせてくれと言われて、認めるほうがおかしいというのが一般的な受け止めじゃないでしょうか。

現に、さきの議案が通っておれば、今後、校区センターの使用料は、議会の議決を通さずに行政が決定できるわけになるでしょう。それを民主主義の後退だと指摘しているにすぎません。現

状と違うというのは、議決から使用料を外したいという当事者の視点であって、何の根拠もないと思います。

まとめますと、提案理由も日本語がおかしい。口頭での説明と正反対になっている。重要で基本的な法律用語、要綱と条例すら間違っている。なぜ公布の日に施行するか分からぬ。名称変更による影響、対応も段取りが分からぬ。使用料の設定も、単位時間が設定されていない。運営委員会の法的根拠の問題、何より議決から外す理由も分からぬ。

残念だが、本当背筋が寒くなる思いです。否決されてよかったです。なぜこんな時間かけて私質問しているかと言いますと、大きな1問目と関連しますけど、やっぱりこのような異様な御発言や条例案などを戒めずに放置した結果、現在のような基本をおろそかにした行政体制になっているんじゃないでしょうか。

かつて議決した議会もいけなかつたかもしれないけど、こうした一つ一つのことを見過ごすことによって、極めて実務や基本、誠実さに欠ける行政組織となっているのではないでしょうか。

2期目を担う責任者として、まずはしっかりとこの10年間ほどの行政運営を総括し、法務実務や事業根拠を明らかにしてほしいと思います。それには4年以上かかるかもしれません。それから人を育てるここと、幹部ならなおさらであります。

その点、1問目と併せて、改めていかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

前回の条例改正案について、いろいろな御指摘があることは十分承知しておりますし、そういう御指摘も踏まえて、今後の行政運営に生かしてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 私も、多分ほかの議員も、こんなことに時間費やしたくないんですよ。議案の誤字・脱字とか、提案理由が不明瞭とか、それによる審議に今どれだけ時間を使わされていますでしょうか、私たち議員は。

議員としても、このような建設的でないことに頭と時間を使わされ、追及せざるを得ないというようなことをしゃべるのは、本当にきついんです。真摯な反省を求めます。

言うまでもなく、公務員は一部の奉仕者ではなく、全体の奉仕者であります。住民福祉の向上のための政策論戦を大いに歓迎します。センター使用料もきちんと条例で出していただければいいです。しっかりした議案を出していただき、議会と行政の間で実のある論戦ができるよう、組織の改善を切に願う次第です。

大きな3点目です。飲酒問題について。

もちろん飲酒運転をしても構わないとか、悪質な確信犯や、自分は酒飲んでも運転できるなど

という間違った思想は、厳しく戒められなければいけません。

一方で、飲酒運転の根底には、アルコール依存症の課題も深く関わっていると思われます。今回は個別の案件とは関係なく、一般的な問題として質問いたしますが、飲酒問題解決のためには、社会や組織がアルコール依存症をよく理解し、適切な対応や支援が不可欠と考えます。

1点目に、行政職員や学校教職員に対するアルコール依存症についての研修や啓発はいかがでしょうか。

2つ目に、今後、飲酒運転防止のためにも、アルコール依存症の理解と組織的な対応が必要と考えるが、今後の方針についてはいかがでしょうか。

以上、2点につき、御回答お願いします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員質問の飲酒問題の解決について答弁をいたします。

まず、アルコール依存症についての研修や啓発についてでございますが、役場職員につきましては、現在のところアルコール依存症と診断され、治療中の職員は把握してございませんが、健康診断の結果を踏まえて、産業医の面談による指導・助言や共済組合から異常値のあった職員へ保健指導を実施するとともに、衛生委員会で産業医からアルコール依存症も含め、健康管理面の講和をしていただいているところでございます。

また、安全運転管理者研修を毎年2名受講するとともに、職員が公用車を運転する前後にはアルコールチェックを行い、安全運転管理者または所属長が確認をし、運転日誌に運転状況とともに確認書を記入してございます。

さらに、飲酒の機会が多くなる季節に合わせて、飲酒運転も含む綱紀の厳正な保持について文書を各課に配付し、課長から課員に周知するとともに、年末年始の長期の休みに入る仕事納め式において、再度全職員へ周知徹底をしているところでございます。

次に、今後の方針についてですが、職員の健康管理につきましては、今後とも衛生委員会などで組織的な対応に取り組み、風通しのよい職場づくりに取り組むとともに、福岡県が行っております飲酒運転撲滅活動アドバイザー派遣制度などを活用し、今後、飲酒運転の撲滅やアルコール依存症などへの理解を深める研修についても実施をしてまいりたいと考えてございます。

教育委員会所管分については、教育委員会から答弁をいただきます。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、学校・教職員に対するアルコール依存症についての研修啓発について、議員御質問について答弁させていただきます。

議員がおっしゃるように、アルコール依存症は、飲酒によって身体的、精神的、社会的な問題を生じているにもかかわらず、飲酒をやめられないという状態です。

飲酒運転、それに基づくのは、アルコール依存症の一つの表れとも言えます。飲酒運転をはじめとした飲酒問題を解決するためには、アルコール依存症の原因や症状、治療法などを正しく理解し、早期に発見・対処することが必要だと考えているところです。

教職員は、自身や生徒、保護者など、学校教育に関わる人々にも影響を与える可能性があることを理解しながら、行政については研修や啓発を通して、教職員自身が飲酒習慣や健康状態などの見直しを促し、必要ならば医療機関や相談窓口に相談することが大切だというふうに考えているところです。

現在、福岡県教育委員会においても、毎年11月10日から16日をアルコール関連問題啓発週間として、県民にアルコール健康障害対策を理解してもらうためのアルコール関連問題啓発キャンペーンを実施しており、本町においても、アルコール健康問題に関する知識普及と予防のための啓発リーフレット「あなたのお酒の飲み方…大丈夫！？」や、職場のアルコール対策などを教職員に配付し、専門医療機関などと連携して、教職員のアルコール依存症の相談や治療の支援を行っているところです。

以上のように、本町の小中学校においても、飲酒の問題の解決に向けて、アルコール依存症についての通知等による啓発研修を行い、教職員自身の飲酒習慣や健康状態に注意し、管理職による面談等を行いながら、医療機関への相談や治療を受けるよう進めてきているところでございます。

次に、2点目の飲酒問題解決のための組織的な対応方針についてですが、教育委員会では、飲酒、この問題解決に向けて、職場のアルコール対策の基本的な対応方針について、まず問題を正確に把握する、そしてプライバシーに配慮して支援・指導する、継続的に支援・指導する、専門機関と連携する、病気であるということを理解する、こういった5点を教職員に周知しながら、これまでの取組に加え、次のような再発防止に取り組んでいきたいと考えています。

1点目は、教職員のための不祥事ハンドブックという資料、こういった資料でございますが、これを毎年改定版を作成しながら教職員に配付しているところです。

次年度の配付に向けて、職場のアルコール対策マニュアルに基づくオーディットのチェックリスト、あるいは適正飲酒に心がけようといったものの資料を追加し、管理職による教職員との定期的な面談を行い、アルコール依存症の疑いのある場合は、適切な医療機関への相談や予防、必要に応じて入院等の徹底した治療を進めていきたいというふうに思っているところです。

2点目は、教職員に対して、飲酒運転撲滅に関する研修を実施いたします。

研修では、飲酒運転撲滅に関する研修動画や、飲酒運転の被害者、あるいは加害者の体験談など資料を基に、自分ごととしてこの問題を捉えるようにしていきたいというふうに考えているところです。

3点目は、教職員に対して、飲酒運転撲滅に関する宣誓書を求めていきます。

先生では、飲酒運転をしないことはもちろん、アルコールチェックを受け、飲酒運転の疑いを見かけたら通報すること、あるいは飲酒運転を助長するような飲み方等をしないこと、飲酒問題も含めですけども、そういういった飲み方をしないということを誓うというふうに進めていきたいと思います。

以上のような方針を立てながら、次年度の定例校長会において実施状況等を把握しながら、徹底を図っていきたいと思います。

今後も、これまで以上に学校と連携を密にしながら、絶対に飲酒運転を起こさないよう、再発防止に取り組んでいく所存でございます。

○議長（高橋 直也） 平山議員、最後に短く。

○議員（7番 平山 賢治） 時間配分がうまくなくて申し訳ありません。

私から申し上げたいのは2つ。

1つは、アルコール依存症というのは病気であって、これ病気としてきちんと対応しないといけないということですね。脳のプログラムが一旦依存症になってしまふと、これ治らない。酒やめるしかない。永遠にやめ続けるしかない。

だから、治療はできないけど、回復するためには、酒をやめ続けることしかないというのが1つ。

もう一つは、やっぱり社会がアルコール依存症をよく理解して、本人への自覚を促し、適切な医療につなげる。そのためには、おっしゃるような偏見をなくして、気軽に声をかけ合って、あなたそうじゃないかということで、適切な医療に結びつけていただくということ。この2つ。

それから、3つ目が御家族の理解だと思います。私も昔、深酒しておりましたが、適切なちょっとコースで対応を今していただいておりますので、そのところ、また今後とも御質問させていただきたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

○議長（高橋 直也） ここで、平山賢治の一般質問を終わります。

.....

○議長（高橋 直也） ここで暫時休憩を挟みます。議場の時計で16時より議事を再開いたします。

休憩 午後3時48分

.....

再開 午後4時00分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、6番、安丸眞一郎議員、発言席からお願ひいたします。安丸議員。

なお、安丸議員より資料の配付の申出がありましたので許可します。しばらくお待ちください。
配付が終わりましたので、6番、安丸眞一郎議員、お願ひいたします。安丸議員。

6番 安丸眞一郎議員 質問事項

1. 外国人研修生や技能実習生の現状と共生社会実現に向けた町の取組みについて問う
2. 役場窓口サービス向上と庁舎の環境整備について問う
3. 町内の小中学校における不登校児童・生徒の現状と支援について問う

○議員（6番 安丸眞一郎） 議席番号6番、安丸眞一郎でございます。いつもトリは決まった方が多かったんですけど、今日は6番目になりますて、それぞれ執行部のほうもかなり疲れが見えるところじゃないかなと。議員のほうも、丸1日でございますから、少々私も含めて疲れが出てきそうな感じですけども、それを吹き飛ばすために、しっかりと簡潔明瞭に質問通告しながら、また執行部におかれましては、解明な回答をお願いしたいというふうに申し上げておきたいと思います。

議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、小項目ごとに順次質問を行ってまいります。
まず、大項目1点目は、外国人研修生や技能実習生の現状と共生社会実現に向けた町の取組について問うものであります。

去る1月29日の福岡労働局の発表によりますと、県内で働く外国人労働者数が、昨年10月末時点で6万4,990人で、前年比13%増の7,597名が増えたということで、これについては、2年連続で過去最多を更新しているという報道発表があつております。

新型コロナウイルスの影響による入国制限が緩和されたことや、人手不足を背景に外国人の受入れが加速しているからだというふうな分析も出されておるようです。

また、国にあつては、今動きとして、特定技能の実習生を5年で80万人ということで、2024年から5年間で受け入れるという試算も出されているというのが、3月6日の西日本新聞に報道されていたところです。

こういった国や県の動向がある中、現在、大刀洗町においても、基幹産業である農業を中心に、多くの国々から外国人の方々がいらっしゃいます。

そこで、小項目1点目の質問になりますが、町内における外国人研修生や技能実習生の現状についてお尋ねをします。

具体的な実習生の内訳じゃなくて、町内に在住の外国人は現在どれくらい、まずいらっしゃるのかというのをお答えいただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、安丸議員質問の外国人研修生や技能実習生の現状と共生社会実現に向けた町の取組について答弁をいたします。

外国人研修生や技能実習生の現状についての御質問でございます。

大刀洗町の外国人数は、昨年末で582名でございまして、令和元年末の334名と比べても、年々増加をしてございます。これでよろしいですか。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）いいですね。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 今、町長の答弁にありましたように、昨年末で582名ということで、先ほど配付していただいたおります資料の補足で説明をさせていただきます。

現状的に大刀洗町の人口、右上に書いておりますが、これ町のホームページに公開されている住民基本台帳に基づく数字でございますけども、人口1万6,084人に対して、そのうち582名が外国人の方がいらっしゃるということで、全体的には世帯数6,290世帯、高齢化率はそういったことも影響してか、27.9%に下がってきてているというのが現状あります。

一方、校区別に見てみると、左上になりますが、菊池校区では人口6,048人に対して、342名の外国人がいらっしゃると。それから、高齢化率は21.2と。

下の大刀洗校区においては、人口3,238人に対して106名の外国人の方、それで高齢化率は31.9と。右側の本郷校区については、4,618人のそのうちの99名が外国人であります、高齢化率が28.6と。

それから、一番下の大堰校区ですが、校区人口は2,180人で、そのうち35名の方が外国人の方で、高齢化率が38.9%という。

改めてこうやって町内の人口、あるいは高齢化率から見ると、校区ごとのかなりの率にしても、また外国人の居住者数にしても、いろんな事情で居住されていると思いますけども、これから見えてくることは、画一的な事業運営・展開じゃなくて、校区ごとの課題を解決するための事業展開が、今後必要になってくるんじゃないかなというのを、まず、付け加えさせていただきたいと思います。

先ほどの外国人の人数の報告がありましたが、具体的にどういった国々からお見えになっているんでしょうか。実数的なところ、昨年末の人数の内訳で結構でございますんで、御紹介いただければと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） 国籍別の外国人の人口の御質問かと思います。

一番多うございますのが、ベトナムで206名でございます。続いて、フィリピンが194名。続いて、ネパールの47名。続いて、カンボジアの37名。そういう状況になってございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 大体ベトナムからお見えの方が、県全体でも多いというのは承知し

ております。主なところの紹介がありましたが、実際どれぐらいの国から見えているんでしょうか。どれぐらいの国のほうから、全体的には国の数ですね。

○議長（高橋 直也） 案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） 国の数をお答えします。

20か国から来ていただいているような状況になっております。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございました。そういうことで、いろんな国々から、いろんな御縁で、大刀洗町に住民として登録されているというのが現状ではないかな。

先般、住民課のほうから頂いた資料によりますと、これは昨年末の実数で、16歳以上が556名、それから16歳未満が26名、合計の582名というふうな数値も出ておりますんで、御紹介をしておきたいと思います。

そういった現状を踏まえて、2点目の質問に移るわけでございますけども、ごみの問題であったりとか、あるいは、生活習慣から来る御近所さんとのトラブルというのが、いろいろ耳にすることもございますけども、町としてそういういろいろな地域からの苦情といいますか、役場への情報関係は、これまで入っていましたでしょうか、どうでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） お答えをいたします。

周辺住民とのトラブルや、ごみの分別についての御質問でございます。

ごみや資源の分別につきましては、外国人に限らず新たな転入者は、全居住地と大刀洗町のルールの違いから、トラブルになるケースが見受けられるところでございます。

そういうことがございますので、転入者につきましては、転入時にごみ収集カレンダーを配付し、ごみの出し方を周知をしているところでございます。

この点、外国人の方に対しましては、令和元年度に外国人向けごみの出し方を6か国語で作成し、周知をいたしますとともに、今年度は校区センターでの資源回収ステーションの取組と連携して、外国人雇用企業に対し、ごみの分別等の出前講座を実施したところでございます。

○議長（高橋 直也） 安丸議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございました。ごみ分別については、確かに外国人の方に限ったことじゃございません。むしろ日本人のほうがルールを守らない部分もあるかも分かりませんけども、これは私の感じたところでございますから、確定的な数字じゃございませんが、今の対応として、ごみステーションでの外国人の方への対応、あるいは、分別について6か国語での令和元年からごみ分別について資料をつくられて、対象者の方に分別の仕方について説明されているということですけど、ちなみに6か国語ということですけども、どういった国々の言葉

になりますでしょうか。

○議長（高橋 直也） 案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） 6か国語について答弁いたします。

まずは、英語でございます。2つ目が韓国語、そして中国語、ベトナム語、フィリピン関係ですか、タガログ語、ネパール語の6か国語でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございました。私も現在使われているカラー刷りの分だったと思いますけども、6か国語で説明がされております。もう少しできれば、写真を使った形での説明書きというか、今後、具体的にカットを挿入した形の貼り付けじゃなくて、やはり実物を撮った写真を使った分別の仕方というか、より分かりやすいような形で御配慮いただければと思います。

それと併せて、この分別については、そういった6か国語で対応されているということですが、資源回収であれば、行政区の公民館周辺とかで集積、月1回されていると思いますが、そういった会場への貼り紙というか、そういったことは対策はされていますでしょうか。

○議長（高橋 直也） 案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） 集積所についての御質問かと思います。お答えいたします。

今のところ集積所につきましては、外国人の方向けの看板等は設置してございません。行政区に応じて、どういったところの国の方が多いかとか、そういったところも、区長さんのほうをお聞きしまして、対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 安丸議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ゼひ各行政区の集積所も、そういった対応していただきたいと思いますし、恐らく4月には新旧区長会等も開かれるだろうと思いますし、区長さん方、それぞれお世話をされる方も新たなメンバーになられるというふうに思いますから、ゼひ分かりやすいようなごみ分別表示を、ゼひ対応していただきたいというふうに申し上げておきたいと思います。

それでは、小項目3点目の質問に入っていきたいと思います。

3点目は、共生社会実現に向けて、ドリームまつりやえだまめ収穫祭、あるいは、町民体育祭などの町の行事に参加を促してはどうかということあります。

これについては、県内でもいろいろ取組をされているところございます。具体的には、県内の古賀市の方では、フィリピンの方とか中国の方を講師に招いた講演会、自国のいわゆる伝統芸能であったり生活習慣であったり、そういったことをテーマにした講演会。

あるいは、地域によっては運動会。最初は日本式の運動会、例えば玉入れとか、そういったこ

との競技に外国人の方を声かけて参加されたということですけども、今度は、例えばベトナムからお見えの方が多くあれば、ベトナム特有のイベント、スポーツ競技をしたりとか、そういうこともいろいろ検討されて、町内で生活する外国人との交流を図られているということがありますんで、ぜひ大刀洗町においても、そういう取組を進めていただきたいというふうに思っています。

なぜかというと、昨日の東日本大震災、13年目の日を迎えたけども、各地で防災訓練等ある中で、先ほど紹介しましたように、ベトナムからお見えの方がかなり多い。

しかし、ベトナムは地震が少ない国であるということから、そういう災害、有事の際の対応が遅れがちになるということも実例として挙げられておりますから、ぜひこれは今後、大刀洗にもっともっと増えるだろうということが予測されますんで、ぜひそういったことも含めて御検討いただきたいと思います。

そういう中で、現状として町の取組状況、今紹介しましたけども、各行事についての参加状況とか、あるいは、それ以外にも、町として外国人からお見えの方をいろんなイベントに声かけているよという具体例があれば、答弁を求める所です。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） お答えをいたします。

町行事への参加についての御質問でございます。

議員御質問のとおり、ドリームまつり等の町の行事に外国人の参加を促すことは、意義のある取組と考えてございます。この点、これまでの各課の取組状況については、それぞれ担当課長から答弁をいたします。

○議長（高橋 直也） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） それでは、ドリームまつり、えだまめ祭りについてお答えいたします。

ドリームまつりにつきましては、昨年度、令和5年度に外国人研究生の受入れをされてある事業所のほうに個別にお話をしまして、屋外ステージの出演をお願いしておるところでございます。広報紙の12月号の表紙を覚えていらっしゃる方もいらっしゃると思うが、ダンスの写真を、その取組を写真の一部で紹介をさせてもらっているというところでございます。

えだまめ収穫祭につきましては、初回開催時に、これ外国人との交流というところを目的としておりましたので、外国人研修生の受入先の農業事業者にお集まりいただいて、経営者向けの説明会を開催して参加を促しているところでございまして、初回時は、経営者の方々が御配慮いただいて、農業研修生を来場者として参加をしていただいているところでございます。

私どもが外国人を受け入れしている事業所等とお話を聞くに至って、やはり受入れをされてあ

る経営者の方の御理解というところも、すごく必要になってくるところでございますので、今後も密に連絡を取り合いながら、できるところから外国人との共生というところに取り組んでいきたいと思っております。

また、先ほど来、ごみの話も出ておりましたが、訪問している事業者の中で、ごみの「M E G U R U S T A T I O N」の活用のほうが、外国人のほうにも説明したら利用があるのではないかというところで、そういういた事業所のほうにも御説明に行ったという経緯もございます。

地域振興課からは以上でございます。

○議長（高橋 直也） 佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） それでは、町民体育大会について答弁いたします。

町民体育大会については、特に外国の方に参加への呼びかけというのはしておりませんでしたが、今年度の大会に当たりまして、外国人実習生を雇用していらっしゃる方から、研修生への参加はできるだろうかという問合せがございましたので、町民の方であれば誰でも参加ができますというふうに回答をしております。

ただ、結果として、参加申込みはございませんでしたが、この点は来年度の町民体育大会の開催説明会に当たりまして、外国の方も問題なく参加できる旨を説明したいというふうに考えております。

それから、選手としてではなくても、事前の申込みがありませんでも、例えば大刀洗音頭であったり健康体操、あるいは、最後に行います鈴割り、あと未就学児と親御さんで参加をしていた旗取り等には自由に参加をしていただけますので、まず、会場に来ていただくことが大事かと思いますので、その点、機会を捉えて発信をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございました。今、各課長から答弁がありましたように、少しづつ交流が広まっているというのはうれしいことだと思いますし、日本に来て5年ぐらいの期間、それぞれ在留期間の中で、会社とか職場の方以外には誰とも触れ合いがなかったということで帰られる方も多々多いというふうに聞いております。

ぜひ、そういうとこ、日常的な交流、私が住んでいるところにも、近くのアパートにもベトナムの方もいらっしゃいますし、顔を合わせれば挨拶も交わすようになっておりますし、そういう行事を通して顔見知りになることによって、普段からの会話まで発展していくのではないかなど。

第5次総合計画の中の私にできることの中には、会えば気軽に声かけてくださいといつても、なかなかいきなり道でばったりあったけ、声かけますというわけにもいかないわけですから、あ

のとき運動会に来とったねというふうな一つのきっかけになれば、最終的には、冒頭申し上げました、災害に備えるまちづくりの一環としてのコミュニケーションのつながりになっていくんじゃないかなというふうに思っているところです。ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

当然、先ほどから言われますように、管理団体とか雇用主との調整は、今後も必要になってくるというふうに思いますけども、ぜひ積極的に取組を進めていただきたいというふうに思っておるところです。

また、近隣で広川町では、一昨年8月に2023年から3か年計画で、多文化共生推進計画というのも策定されているようです。大刀洗町については、まだまだ取組はされておらないかと思いますが、第6次総合計画に向けて、もう少しそちら辺を織り込んだ形で、意識して計画策定にも取り組んでいただきたいということを申し上げて、次の大項目2点目の質問に移っていきたいと思います。

大項目については、2点目は、役場窓口サービス向上と庁舎の環境整備について問うものです。

1点目の昼休み時間帯の来庁者の対応改善をということで上げさせていただいております。

結構現役世代の方は、勤務されていれば、昼休み時間帯に役場窓口に来られて、必要な手続なり相談をされると思います。私もちよこちょこ行くことがございますが、今現在、住民課窓口は担当制で、それぞれ対応されているというふうに思います。

その他の課については、聞くところによると、電話当番だけの配置で、特に窓口担当を置いていないこともありますかと思う。

そうなると、事務所は少し暗くされて、昼食時間帯ですから、当然職員の方は食事をそこで自席でされる。そして、休憩もそこでうつ伏せ状態というか、机の上という表現がいいのかどうか、机で休まれているというのが、いろんな部署で見受けられます。

だから、窓口に行ったときに、本当に声かけていいのだろうか、誰に声かけていいのか、そういう戸惑いもあるわけですね。

来庁される方から声かけられる方は、本当に一番カウンターの近い人に声かけられるわけ。そうしたときには、いわゆる労働時間内の休憩時間内で対応していかざるを得ないのが1つあります。

それともう一点、前々から思っていたことは、休憩室が十分でない。あるのは知っておりますけど、スペース的に十分でないという上に、自席で職場で昼食を取られる。いろんな匂いが混ざり込んだ1階のフロアになっているんじゃないかなというのが感じるところです。

メニューによっては、特に具体的にカレーとかなると、結構入り乱れたというか、今日はカレーやなという、そういう職場環境の中で、職員の方が働くかれている状況がありますんで、きっとした形での改善をする必要があるんじゃないかなということで今回上げております。

そういうことで、1点目の来庁者への対応改善という真意はそこでございますから、それを踏まえて答弁を求めたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、安丸議員質問の役場窓口サービス向上と庁舎の環境整備について答弁をいたします。

昼休み時間帯の来庁者への対応改善との御質問でございます。

戸籍、住民票、マイナンバーをはじめ、各種証明書の発行など、昼休みを利用して来庁される方が多い住民課では、11時から14時の間でローテーションを組んで、窓口の対応をしてございます。

その際、12時から13時以外の時間帯は、警備員室等で離席して休憩を取っているところでございます。

また、住民課以外の課では、基本的に12時から13時の1時間を休憩時間とし、昼休みの来庁者につきましては、可能な限り課内にいる職員で対応しているところでございます。

その上で、議員のほうから御指摘がありました、昼休みの食事の取り方なんですけども、なかなか現行の庁舎内のスペースの中で、別の場所に移って、全員が昼食を取れるようなスペース等ございませんので、御指摘の点はなかなか厳しい、改善するのに難しい点があるのかなという気はいたしておりますが、御指摘は御指摘として、どういう対応が可能なのかというのは、ちょっと考えてまいりたいと思いますけど、基本的に食堂等あって、そこに離席して食事が取れるような職場環境があれば可能なんですけれども、お弁当を持ってきて食べる職員が大半でございますので、なかなかそれを、自席を離れて食事を別の場所で取って、また自席に戻るという対応が難しい面もございますし、また、住民課以外では、ローテーションを取れるようなマンパワーもございませんので、電話当番を含めて対応した職員も、自分の担当以外の業務については、その場にいる職員等につなぐ必要もございますので、御指摘は御指摘としてあれなんですけども、実際の改善については難しい面もあるということは、御理解いただければと思います。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 庁舎のスペースの問題とか、十分状況は理解しておりますが、やはり職場環境の改善、あるいは福利厚生面での改善、現状の面積で考えるとそうんですけども、この後にも触れますけども、7月1日の機構改革踏まえて、少し職場の移動もあるようでございます。

ある中で少しづつ改善する。あるいは、窓口担当にしても、1課だけで駄目なら、例えば今現在で言えば、建設課と産業課で交代交代で窓口、昼休みの時間帯を担当するとか、例えばそういうこともあり得るのかな、検討の一つとして。

それから、最近では銀行あたりも12時から1時、きちんとシャッターを下ろしていますもん

ね。そういうふうな時代の流れというか、働く人の職場環境の改善が徐々に徐々に図られてきているのではないかというふうに思いますから、ここら辺は平行線かも分かりませんけども、しっかりと私としては声を上げて改善を求めていきたい。

それと同時に、来庁される住民の方々が、昼休みなんやろか、仕事してるんやろかって思うような感じになるわけですね。どうしても事務所、明かり落としていますから、必要最小限されていますから、住民課は比較的赤々としとる。反対側は何か薄暗い感じになっとるんで、窓口業務はされているんだろうかというふうな来庁者の方もあると思います。

私もそんな感じで、声かけていいのかどうか分かりませんでしたんで、少しずつであろうかと思いますけども、改善するような意識的に取組を進めていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それでは、小項目2点目です。

これも庁舎のスペースとの関係もあるかと思います。現在、庁舎内でいろんな業者の物品販売であったりとか、かててであったり、それからB型作業所ブルースカイさんであったり、そういった物品販売、昼休み時間帯を中心にしてされております。これについての場所の変更を考えるべきではないかというふうに思っているところです。

1階のスペースは、玄関から入ってすぐ正面にそういったスペースを設けられておりまして、住民課の窓口に来られるお客様のソファーのところであったり、テレビが置いてあったり、住民課に限らず来庁舎の休憩スペースというか、ちょっと待合場所みたいになっております。

そういったこともあって、狭い上に、2階に上がるときなんかは、動線が本当に悪いわけですね。

エントランス、玄関から入って2階に上がるときには、今、椅子とかテレビを置いてあるところが開放されて、初めて動線がよくなるんじゃないかなというふうに思っておりますから、先ほど来言っていますように、7月の機構改革で少し改善もされると思りますから、そこら辺は意識的にしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） お答えをいたします。

庁舎内における物品販売の場所についての御質問でございます。

物品販売等を行う事業者につきましては、大刀洗町庁舎管理規則の規定により、事前に事業者登録を行い、庁舎を使用する日程等が他の事業者と重ならないよう調整して許可をしているところでございます。

その際、各部署の執務室には立ち入らないこと、窓口業務を妨げないことを条件に許可をし、現状では庁舎1階ロビーを使用しているところであります、来庁舎の動線を妨げないよう指導をして

まいりたいと考えてございます。

なお、御指摘がありましたDX推進事業に関連しまして、来年度、フロントヤード改革の関連予算を当初予算でお願いしているところでございまして、窓口の改革に併せて、来庁者の動線やロビーの配置についても検討をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ぜひそこを検討していただきたいと思いますし、動線の改善といいますか、よろしくお願ひしておきたいと思います。

それと、ついでのようございますけども、併せてエレベーターホールのところも住民課の記載台があって、住民課のカウンターの前に椅子が並べてありますから、エレベーター利用の方がなかなか分かりづらいような状況になっているかと思います。十分承知だらうと思いますんで、ぜひそこも含めて改善の対策をお願いしたいと思います。

それと、ついでで申し訳ないんですけども、DXの話が出ましたが、今現在、玄関のところにいろんな行事案内、アナログ、ホワイトボードとか、いわゆる貼り紙じゃないけど、されております。

これを機会に、私たちもいろんな自治体に視察に行きますと、日の祭事案内とか歓迎案内とかをモニター画面に出されておりますから、ぜひ今後、そういったところも含めて、お客様、住民が窓口に来たときに、分かりやすいエントランスホールといいますか、ロビーに改善を求めていきたいというふうに思っております。

それでは、次に3点目でございます。

健康管理センター、改修後はこども家庭センターになるわけですが、今現在3階に入っております教育委員会、それから子ども課が、改修後はこども家庭センターのほうに事務所移転というふうに聞いております。

これは議案の中で機構改革の議案が出ておりますんで、その際、フロアの移転の関係は少し説明は受けておりますけども、通告締切りの関係で少しタイムラグがございまして申し訳ないんですけど、移転後のフロアの活用について確認をしたいと思います。答弁求めたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） お答えをいたします。

子ども課移転後のフロアの活用についての御質問でございます。

現在、教育委員会の子ども課が使用しているスペースにつきましては、議員から御指摘のとおり、本年7月の機構改革に併せまして、新たに企画財政課及び地域振興課が移動することを現時点では考えており、これに関する条例改正案や当初予算案を本議会にお願いをしているところでございます。

なお、この機構改革や、先ほど答弁いたしましたフロントヤード改革に併せて、役場庁舎1階のフロアについても、一部の課の配置の変更を予定をしているところでございます。

○議長（高橋 直也） 安丸議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ぜひ限られた庁舎の面積の中でのいろいろな課の配置は大変と思いますけども、全体的、私の感覚で申しますと、3階のフロアについては地域振興課と企画財政という話がございました。

私的には、町長室と総務課あたりが上がるのかなというふうな思いもありましたし、今現在、玄関入って右手の住民課が、左手の産業課と建設課のほうに行ったら、より有効的に使えるのかなというのが私の思ったところです。

以前も、そういう住民課が会計課のほうにあったということも聞いておりますんで、少しこらあたりも含めて御検討いただきたいということで、この3点目については終わっていきたいと思います。

それでは、最後の3点目の、町内の小中学校における不登校児童・生徒の現状と支援についてお尋ねをします。

まず、1点目の不登校児童・生徒の町内における現状はどうなっておるでしょうか、答弁を求めたいと思います。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、安丸議員御質問の町内の小中学校における不登校児童・生徒の現状と支援について答弁いたします。

まず、町内における不登校児童・生徒の現状に関する質問です。

その前に、不登校児童・生徒の定義についてですが、説明させていただきたいと思います。

本町では、文部科学省が示す定義に基づいております。文部科学省では、不登校児童・生徒とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義しているところです。

そういった定義に基づいて、町内小中学校における御質問の不登校児童・生徒の現状についてですが、本年、令和6年1月末の調査現在で、3つの小学校で21名、全児童に対しての率としては2.2%です。中学校では36名、8.3%となっています。

過去5年間の状況についてですが、まず小学校では、平成30年度から順に11名、12名、16名、14名、21名で、やや増加傾向にあるところです。

中学校では、同じく平成30年度から、39名、44名、42名、33名、32名で、令和元年度44名をピークに減少傾向にあるところです。

一方、近年の特徴としましては、不登校だったんだけども、不登校を解消した中学校の生徒数、これが増加傾向にあります。令和元年度が5名だったんですが、2年度が15名、3年度が12名、4年度が25名、5年度が13名となってきているところです。

理由といたしましては、中学校のラポール等の効果、あるいはスクールソーシャルワーカーの訪問等による登校刺激、福岡県が提案していますアクション3による早めの発見・対応によるものと推測をしているところです。

以上で、質問に対する答弁を終わります。

○議長（高橋 直也） 安丸議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） それぞれ平成30年度あたりからの不登校児童数の説明もございました。

昨年、令和5年4月の全員協議会の資料の中に、教育委員会から頂いておりますんで、各年度の増加傾向、あるいは、解消状況については十分理解できました。

しかしながら、まだまだ小学校においては現在21名、それから中学校36名ということで、不登校の児童・生徒がいるという現状がございます。

それで、2点目についての質問に移りますが、支援状況についてはどんな取組がなされているでしょうか、答弁を求めたいと思います。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、2点目の不登校児童・生徒への支援の状況についての御質問です。

教育委員会では、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、そして子供支援ワーカー、各学校の特別支援教育コーディネーター等により、児童生徒や保護者との面談を実施しながら、小中学校と情報共有するなどして子供たちの状況把握に努め、必要に応じた支援を行っているところです。

支援の具体策は、1つ目として、大刀洗町教育委員会と小郡市教育委員会で、不登校の児童・生徒を対象にした学籍のある学校とは別に部屋を準備し、学習援助をしながら、本籍校に復帰できることを目標とし、現在閉園になっています宝城幼稚園の施設を利用して、適応指導教室、りんく小郡が運営されております。それに基づく支援を行っているところです。

2つ目としては、大刀洗中学校では、令和元年度に独自の校内別室でございますけど、ラポールというのを設置しながら、登校できるが、教室には入れない生徒に対して、教師が入れ替わりで学習指導を行っているところです。

また、担任等が児童生徒に対して電話や家庭訪問を行うとともに、タブレットを活用して一部の教科についてオンラインによる授業中継を行ったり、今年度から中学校に心の天気を導入し、

そして活用しながら、校長、あるいは担任等と不登校生徒がやり取りを行ったりしながら、不登校の解消を目指しているところです。

さらに、新年度、次年度からですけど、新たにこども家庭センターを開設します。センター内に、こども自立サポートセンターを設置し、家庭や学校に居場所のない子供に対しての生活習慣の形成や学習支援等を行っていく予定でございます。

県においても、心理、社会福祉、あるいは教育等を学んでいる学生ボランティアが、オンラインによる不登校児童・生徒に学習支援や教育相談を行う、ラーニングサポーターというものを実施しておりますけども、本町では現在のところ利用者はいないところです。

以上で、安丸議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 支援策については、今、答弁があった内容で理解できました。

りんく小郡については、保護者が送迎しなければならないという条件の下に、なかなか利用者がいられないんじゃないかなというふうに思われます。

その反面、中学校独自の施策でありますけども、ラポールについては、聞くところによりますと、不登校生徒の中で、最近では十七、八名ぐらい、ラポールに在籍しておると。

そこから、友達と触れ合ったり、それから担任の先生が声かけたりする中でクラスに戻るというふうな、結果的には不登校の解消につながっているというのが、実際、上げられているんじゃないかなというふうに思います。

これは、こども家庭センター、こども自立サポートセンターが開始をしても、ぜひラポールというのは、中学校独自かも分かりませんけども、身近な校内でそういった支援をすることで、より不登校の解消につながるんじゃないかなというふうに思っていますが、そこらあたりはいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 議員おっしゃるとおり、ラポールにつきましては、不登校から通常学級に戻れたりする、そういう大変有効な手だてというふうに考えておりますので、本町としても、教育委員会としましても、ラポールにつきましては継続的にやっていただきたい。

中学校が自発的に行ったものでございますので、こちらとしましても温かく見守っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ゼひ中学校への支援をお願いしたいというふうに思います。

実際聞いてみると、立ち上げ当初は支援員さん3名体制ぐらいでスタートして、その頃は二、

三名ぐらいの在籍だったということですけども、だんだん勉強を教えることになったりとか、そして、それがきっかけで自分のクラスに戻れるようになったということで、保護者からも評価が高いといいますか、本当にありがたいということで、先日の中学校卒業式でも、担当者のほうに声かけていただいたということを聞いております。

しかしながら、当初は3名でしたけども、今現在が2名の支援員さんで実施されているというふうに聞いております。聞くところによると、1名の方が今年度末で辞められて、1名の支援員さんで運営するようになるというのを、先日、支援員の方から直接お話をする機会がありました。

そして、ほかに支援員として協力してもらうには、条件もあろうかと思います、処遇の面でも。現在、支援員さんは970円の時給というふうに聞いておりますから、そこらあたりの費用の面でも町の支援、そういったところが、結果的には不登校生徒の解消につながっていくんじゃないかなというふうに思いますけども、この点はいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 特別支援教育の支援員さんに対する費用的なものかと思いますけども、会計年度任用職員という立場でもございますので、それにつきましては、大刀洗町の金額に基づいて行っていくのが適切であろうというふうに考えておりますので、それに対する加算額とか、そういうものについては今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 支援員さんの条件というのは分かっておりますが、立ち上げ当初は、ただそこに家から出てくるだけ、その時間、一、二時間であったり、半日であったり過ごして、また早めに帰る生徒もいたそうです。

しかし、最近は先ほど紹介しましたように、勉強指導したり、17名も1学年から3学年ばらばら来るわけですから、1つの学年だけが17名来るわけじゃないから、いろんなことを見て回らないかんということが現状にあるわけですね。

ですから、待遇の面も、今はそういった支援員の処遇になっているかと思いますけども、改善をすることで支援員さんの増配置といいますか、そういったことが町として求められることではないかなというふうに思っております。

結果的に、生徒の不登校解消というのが一番の目標でございますから、そこら辺は再度になりますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 特別支援教育支援員の件でございますけども、まず、4小学校1中学校におきまして、トータルで13名配置しております、中学校におきましては、3名の枠の

配置を行っております。

ただし、中学校におきましては、学校の中での活用の仕方でございますけども、週4日とか週3日とかそういう、ちょっと出勤していただく日数を割り当てて、トータルで5名の方の配置となっている関係でございます。

そこで、どうしてもラポールのほうに午前中だけの配置とかいう形になっておって、そこで人的支援を求めたいというお声が上がっているんじやなからうかと思っております。

できたら、たくさんの支援員さんたちが各学校に配置できればよろしいんでしょうけども、やはり財源的なものもございますし、小学校におきましては、何とか今現在の支援員数の数で足りているというものもありますので、バランス的なものもありますので、今のところこちらとしましては、今の現状の人数の枠内でやっていきたいというふうに思っております。

中学校のほうからの校長先生からも、何とか支援員の数を増やしてもらえないかという意見も聞いておりますけども、先ほど申しましたとおり、ちょっとバランスとかいろいろ含めまして考えております。

ですので、中学校の3名の枠の中で、うまく運用活用していただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 現状分かりましたが、やはり現場の声もありますように、子供たち生徒にとっては、ややもすれば生涯に自分の人生、今後のこれからまだ長い人生の中に、不登校であっただけに、人生設計がいろいろ変わってくることもあるうかと思いますし、最低限不登校解消に向けて、しっかりと財政だけの問題じゃなくて、取組を進めていただきたいと思います。

財政の問題が出ておりますから、子育てに力を入れる中山町長でございますから、そこら辺をお酌み取りいただいて、しっかりと支援を行っていただきたい。また、機会あるごとに、この問題は取り上げていきたいと思っております。

以上で、本日の私の一般質問を終わっていきたいと思います。

○議長（高橋 直也） これで、安丸眞一郎議員の一般質問を終わります。

○議長（高橋 直也） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

散会 午後4時52分

令和6年 第3回 大刀洗町議会定例会議録（第3日）
令和6年3月19日（火曜日）

議事日程（第3号）

令和6年3月19日 午前9時30分開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 報告第1号 専決処分事項の報告について
- 日程第3 同意第1号 大刀洗町副町長の選任について
- 日程第4 同意第2号 大刀洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第5 同意第3号 大刀洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第6 同意第4号 大刀洗町教育委員会委員の任命について
- 日程第7 承認第1号 大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める
ことについて
- 日程第8 承認第2号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第9 議案第1号 大刀洗町こども家庭センター設置条例の制定について
- 日程第10 議案第2号 大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第3号 大刀洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第4号 大刀洗町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第5号 大刀洗町就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 日程第14 議案第6号 大刀洗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第7号 大刀洗町公共下水道事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に
に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第8号 大刀洗町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
- 日程第17 議案第9号 大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第10号 大刀洗町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定につい

て

- 日程第19 議案第11号 字の区域の変更について
 - 日程第20 議案第12号 町道の認定について
 - 日程第21 議案第17号 令和6年度大刀洗町一般会計予算について
 - 日程第22 議案第18号 令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について
 - 日程第23 議案第19号 令和6年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について
 - 日程第24 議案第20号 令和6年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
 - 日程第25 議案第21号 令和6年度大刀洗町下水道事業会計予算について
 - 日程第26 議案第22号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第27 発議第1号 大刀洗町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第28 発議第2号 大刀洗町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
 - 日程第29 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 報告第1号 専決処分事項の報告について
- 日程第3 同意第1号 大刀洗町副町長の選任について
- 日程第4 同意第2号 大刀洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第5 同意第3号 大刀洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第6 同意第4号 大刀洗町教育委員会委員の任命について
- 日程第7 承認第1号 大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める
ことについて
- 日程第8 承認第2号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第9 議案第1号 大刀洗町こども家庭センター設置条例の制定について
- 日程第10 議案第2号 大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第3号 大刀洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第4号 大刀洗町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第5号 大刀洗町就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 日程第14 議案第6号 大刀洗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第7号 大刀洗町公共下水道事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に
に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第8号 大刀洗町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
- 日程第17 議案第9号 大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第10号 大刀洗町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第19 議案第11号 字の区域の変更について
- 日程第20 議案第12号 町道の認定について
- 日程第21 議案第17号 令和6年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第22 議案第18号 令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について

- 日程第23 議案第19号 令和6年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第24 議案第20号 令和6年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
- 日程第25 議案第21号 令和6年度大刀洗町下水道事業会計予算について
- 日程第26 議案第22号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 発議第1号 大刀洗町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 発議第2号 大刀洗町議會議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第29 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）
-

出席議員（12名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 松本 照行 | 2番 | 古賀 世章 |
| 3番 | 中村 龍博 | 4番 | 平田 康雄 |
| 5番 | 實藤 量徳 | 6番 | 安丸眞一郎 |
| 7番 | 平山 賢治 | 8番 | 河野 政之 |
| 9番 | 大石 純 | 10番 | 白根 美穂 |
| 11番 | 野瀬 繁隆 | 12番 | 高橋 直也 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|-------|--------|-------|
| 町長 | 中山 哲志 | 副町長 | 大浦 克司 |
| 教育長 | 柴田 晃次 | 総務課長 | 松元 治美 |
| 税務課長 | 田中 豊和 | 福祉課長 | 矢野 智行 |
| 地域振興課長 | 村田 まみ | 産業課長 | 矢永 孝治 |
| 建設課長 | 棚町 瑞樹 | 子ども課長 | 平田 栄一 |
| 健康課長 | 早川 正一 | 生涯学習課長 | 佐々木大輔 |
| 会計課長 | 山田 恭恵 | 住民課長 | 案納 明枝 |
| 財政係長 | 福岡 信義 | 人事法制係長 | 辻 孝将 |
| 下水道管理係長 | 古賀 隆司 | | |

開議 午前9時30分

○議長（高橋 直也） 皆さん、おはようございます。

現在の出席議員は12人です。

ただいまから、令和6年第3回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

議事に入ります前に、町長からの発言の申出がありましたので許可をいたします。中山町長。

○町長（中山 哲志） 皆さん、おはようございます。

本定例会に提案いたしております、報告第1号専決処分の報告について及び同意第1号大刀洗町副町長の選任について並びに議案第16号令和5年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第4号）について誤りがございました。追加配付いたしました正誤表にてとともに心からお詫びを申し上げます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 次に、建設課長からの発言の申出がありましたので許可をします。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） おはようございます。建設課の棚町です。よろしくお願ひいたします。議案第16号令和5年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第4号）におきまして、議案で提出させていただきました第4条の資本的収入及び支出の補正の金額と予算に関する説明書の中の資本的収入及び支出の補正の金額に33万円の相違がございましたことをお詫び申し上げます。配付いたしております補正予算（4号）正誤表のほうにて御説明させていただきます。

正誤表1ページの2、誤りのある箇所は議案資料の予算に関する説明書の部分でございます。資本的収入及び支出の3款資本的収入補正予算額マイナス1,411万1,000円を下段の正、マイナス1,378万1,000円に。上段の企業債の補正予算額1,700万円を下段の正、マイナス1,680万円に。上段の建設改良企業債の補正予定額をマイナス1,400万円を下段のマイナス1,380万円に。上段の補助金のマイナス20万9,000円をマイナス7万9,000円に。上段の県補助金のマイナス274万2,000円を下段のマイナス261万2,000円に修正させていただくものでございます。

続きまして、2ページを開きください。

4款の資本的支出の補正予定額のマイナス1,411万1,000円を下段の補正予定額マイナス1,378万1,000円に。3目の流域下水道建設負担金の補正予定額マイナス639万9,000円を下段の606万9,000円に修正するものでございます。

3ページ、4ページにつきましても、節まで表示されておりますけれども同様となります。大変申し訳ございませんでした。

日程第1. 諸報告

○議長（高橋 直也）　日程第1、諸報告を行います。

過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。安丸眞一郎委員長、登壇して報告を願います。

○議会運営委員長（安丸眞一郎）　議会運営委員会委員長の安丸眞一郎です。

議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

委員会は、3月15日金曜日午前9時15分より協議会室において開催いたしました。委員5名全員と高橋議長及び執行者側から松元総務課長の出席を得て協議を行いました。

協議の結果、議案第22号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について、1件を、本日の日程に追加することに決定いたしました。

なお、報告第1号、同意第1号において、誤字・脱字及び議案第16号の予算に関する説明書において数字の誤りがあったことについては、正誤表の提出を求めることいたしました。

以上で、報告を終わります。

日程第2. 報告第1号 専決処分事項の報告について

○議長（高橋 直也）　日程第2、報告第1号専決処分事項の報告についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美）　おはようございます。総務課の松元でございます。よろしくお願いいたします。

報告第1号につきまして誤りがございました。大変申し訳ございませんでした。

本日お配りいたしました正誤表のほうをご覧ください。

報告第1号専決処分事項の報告についてでございます。

議案文の1ページ目でございます。事故の概要を書いておりますところの4行目に当たります、お店の敷地内の住所について誤りがございまして、正しくは本郷でございます。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

○議長（高橋 直也）　ただいま総務課長より正誤表の説明がございました。

1日目に引き続き質疑を行いますが、質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也）　質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号専決処分事項の報告についてを終わります。

日程第3. 同意第1号 大刀洗町副町長の選任について

○議長（高橋 直也）　日程第3、同意第1号大刀洗町副町長の選任についてを議題といたします。

まず、松元総務課長。

○総務課長（松元 治美）　こちらのほうも1字落字がございましたので申し訳ございませんでした。

正誤表のほうをご覧ください。

同意第1号大刀洗町副町長の選任についてでございます。

提案理由の下から3行目でございますが、3月31日の「日」という字が漏れておりましたので、訂正させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也）　ただいま総務課長より正誤表の説明がございました。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。8番、河野議員。

○議員（8番 河野 政之）　議席番号8番、河野政之です。ちょっと確認をさせていただきます。

町長のほうが副町長を任命されるということで重松氏を任命されるようです。私も重松さんにおいては、人間的、もう本当に役場におかれましての仕事のやり方というんですかね、すごく頑張っていただいて最適な人と、私もそのように思っております。実は、私もサラリーマンを40年弱やっておりました。その中で15年間はメンバーを大体15人から30名、多いときはそういうメンバーと一緒に仕事をしてきたわけなんんですけど、そのとき一番、毎日自分の頭から外れないのが交通事故。私どもは営業マンですから、多いときには私の部下でも30台、少なくとも15台、交通事故のことが一番。2番目に飲酒運転。これがもう本当に自分の頭のほうから15年間は外れませんでした。そこで、メンバーには常々言っています。研修もいたしました。まず、自分を守れと。家族を守れと。会社を守りなさいと。守れなかつたら、どういうことになるか自分で分かるでしょう。ということはもう常々言っておりまして、不祥事が起きたときには、私は自分で責任を取る覚悟はもう考えておりました。いつでも、メンバーの責任は自分で取るということが私の考え方でした。私のところは事故が3回、15年間のうち3回大きい事故がありましたけど、それと飲酒運転がありました。これだけ言ってもなかなか徹底ができなかつたということは自分の指導力のなさ。また、事故はほとんどが相手が悪かったものですから、メンバーを日頃安全運転でやっておりますので、その大きい問題にはなりませんでした。そこで、やはりアルコール依存症、これは私の上司がやっておりましたけど、これには相当私も悩まされました。あと片付けは全部私がやりましたけど、そういう記憶が今あるわけなんです。そこで、アルコール依存症というのは絶対治りません、これは。でも、重松さんがアルコール依存症とは言

っていませんよ。ただ、アルコール依存症を治すのは解決は1つだけです。飲まなきやいいんです。これが依存症を、病気を治すための薬です。飲まなきやもう全然問題ありません。そういうところで今回、中山町長が副町長の重松さんを任命される。私も大賛成ですこれには。それで、万が一、私どもは昨年小学校の教諭が実際やったじゃないですか。直近ですよ、これは。そういうことをやっぱり肝に命じて、万が一のことも考えなければならぬと思います。

そこで、町長にお尋ねしたい。任命責任を町長はどのように考えてやるかを御質問いたします。
以上です。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 河野議員の御質問にお答えをいたします。

副町長の選任についての任命責任ということでございますけれども、議員の御主旨がよく分からぬ部分もありますが、もし仮に選任した方が非行為等があれば、それは任命責任は私にござります。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。河野議員。

○議員（8番 河野 政之） それだけ確認しておけば、私は重松さんは副町長ということで賛成をさせていただきます。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑ございませんか。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 私も、あまり個人に関することは申し上げたくないんですが、何せ副町長という要職の人事でありますので、議案の妥当性を判断する上で必要と思われる事実に限って質問させていただきます。

ただ、従来の議案と同じく本議案を事前に議会へお配りいただければ、定例会初日に第1回の質問ができたと思います。その答弁に基づいて、本日第2回のお話ができたと思うんですが、本議案の配付は当定例会初日でありまして、考案する暇をいただけませんでしたので、初日に第1回の質問ができなかつたことは残念であります。

さて、当該候補者に関しましては一旦退職後、現在、再任用職員として落ち着いて仕事をなさっているとお聞きいたします。

一方、課長などの要職をお勤めになっていたときはその責任の重さゆえか、私自身の経験でも議員や住民に対する不適切な言動、言わば荒い対応または特に若い職員などへのパワハラまがいの言動が発生していたとお見受けいたします。そのあたりの当局の認識や対応はいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えいたします。

本議会で副町長のほうにお願いしております重松さんの課長時代の対応というか議会との向き

合い方なり住民との向き合い方、あるいは職員に対する向き合い方についての御質問かと思ひます。私が見る限り重松さんが総務課長時代、ちょっと地域振興課長時代は私、県のほうにおりましたので直接見ておりませんのであれですが、総務課長時代、真摯に対応されてきたものと考えてございます。もしかしたら全てが全てそうじゃなかった面があったのかもしれません、総じて言えば職員の信頼も厚く、総務課長の職責を全うしてきたものと認識をいたしてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 私の実感では、その内容に關わらず、例えば日によって非常に対応が異なったりとか、それから多分、人によって対応が異なったりということがあったように御見受けします。それが何に起因するのか分からぬんですけど、同行した住民の方にも非常に失礼な言動があるなど、問題があるんじやないかと思われる言動が散見されました。これは議会事務局への言動も同様でありますて、これについてはやっぱり議員として看過できないと考えます。ちょうど現在、行政機関においても各種のハラスメント事案が問題となり、適切な対応や制度設計が全国的に求められていると思います。この議案に限らずこの際、当町においても各種ハラスメント防止等の必要な研修はやっていらっしゃると思いますが、必要な環境整備も具体的に実施すべき時期に来ていると思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

各種ハラスメントに対する研修等を実施すべきではないかというふうな御主旨の御質問かと思います。それについては私も同感でございまして、これは職員が職員に対するハラスメントだけではなくて、あらゆる面で現在いろんなハラスメント等の問題が顕在化してきているというふうに認識しております。これについては議会のほうとも十分に御相談をしながらハラスメントのない職場、そして職員が働きやすい職場、あるいは町民の方が役場のほうに相談しやすい役場というのを目指してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） おっしゃることは分かります。議会も同様でありますて、議会がきちんとこう理性的に、論理的に、冷静に議論できるという議会づくいというのも改めて求められているとは思います。それはまた別の機会になろうかと思います。

もう1つは、私自身も泥酔したこの方に暴力を振るわれた経験があります。そのとき翌日、直ちに当局にも事実を通知の上対応を協議していただいたこともありましたが、この議案を提出するに当たり、こうした事実も含めた当局の認識や今後の対策はいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをします。

今、議員のほうから御指摘があった件については、もうかなりよくは、私自身入町というか大刀洗町に関わる前でございますので、20年ぐらいかそれ以前の重松さんが若い頃のお話ではないかと思います。その点は本人も反省し、そういうことはないようにやってきたんだと思っておりますし、少なくとも現在そういうふうなことはないというふうに私自身は認識をいたしてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） いずれにしても、今後、ハラスメントの防止や公正な行政運営という点で、今、大刀洗町の行政が重要な岐路にあると考えます。その点をこの議決の結果に関わらず、よくいろんな複数の議員からやっぱり御心配や御指摘の声があります。その点を重々御承知の上、今後の行政運営に当たっていただきたいと思いますが、最後何かあればお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをします。

先ほどの答弁と趣旨が重複して恐縮でございますが、やっぱり大刀洗町が前に進んでいくためには、議会それから執行部も同じ方向を向いて、正すべきは正して、風通しのいい働きやすい、また、町民の皆様にも信頼をしていただける組織になる必要があると思ってございます。御指摘の点を踏まえて職員等、これは特別職だけではなく管理職、それから一般職務も含めてより良い役場を目指して今後とも取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。
討論ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。私は本案に反対の立場から討論を行います。

先日の全員協議会や本日の本会議でも少し述べさせていただいたことが大体討論の要旨でございます。現在は落ち着いて仕事をなさっているというふうにはお聞きしておりますが、改めて副町長の要職についていただくことは未だに、やはり他の議員からの御指摘もあるとおり不安が拭えません。質疑も踏まえて、以上の点から本議案には反対するものであります。議員各位の御賛同よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） ほかに討論ございませんか。4番、平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 議席番号4番、平田康雄でございます。

ちょっと私が議員になりました8年と6か月になります。私が議員になった当時、重松さんは建設課長でございました。その後、地域振興課長となられまして、その後、総務課長になったと

ということで令和3年で退職されました。その後、私は重松さんとは議員として一緒に仕事をさせていただきましたけれども、重松さんはその間、職員と一緒にになってしっかりと業務に励んでおられたというふうな印象が残っております。特に、総務課長のときは頻発する災害、非常に災害が頻発しておりましたので、その災害に対して非常に適切に業務をこなしておったと記憶しております。

履歴書をちょっと拝見いたしますと、平成21年7月に大刀洗町総務課の消防防災安全課課長になられているということで、そういうことから、そのときの経験をもとに業務に対応されたのかなと思っているところでございます。現在、大刀洗町につきましては多くの課題が山積しております。中でも防災対策と非常に重要な課題と私も思っているところでございます。町長のマニフェストを見ますと、防災力の強化というのが解決すべき課題の1つとなっているところであります。本町では近年、重点的に防災関係の事業が実施されておりますけれども、来年度も避難所の整備とかの検討とか、あるいは災害を防ぐための排水ポンプの設置とか、ため池の浚渫、それから鵜木川の整備とか多くの災害関係事業が計画されておりますので、そういった経験豊富な方が必要であると思っております。重松さん大学卒業してすぐに大刀洗町に入町されておるようございまして、そういうことから町内の各部署で業務に従事されているということでございますから、町の状況に極めて詳しいし、先ほど言いました防災対策、これと含めて様々な面で経験豊富ですので、本町の副町長には最適な方かなと私は思っております。

以上をもって討論を終わります。議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（高橋 直也） ほかに討論はございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで討論を終わります。

これから、同意第1号大刀洗町副町長の選任についてを採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立6名]

○議長（高橋 直也） 起立6名です。したがって、本件は同意することに決定しました。

日程第4. 同意第2号 大刀洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（高橋 直也） 日程第4、同意第2号大刀洗町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。
討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号大刀洗町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。
本件は、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本件は同意することに決定しました。

日程第5. 同意第3号 大刀洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（高橋 直也） 日程第5、同意第3号大刀洗町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。
討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、同意第3号大刀洗町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。
本件は、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 全員起立です。したがって、本件は同意することに決定しました。

日程第6. 同意第4号 大刀洗町教育委員会委員の任命について

○議長（高橋 直也） 日程第6、同意第4号大刀洗町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。
討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、同意第4号大刀洗町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 全員起立です。したがって、本件は同意することに決定しました。

日程第7. 承認第1号 大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（高橋 直也） 日程第7、承認第1号大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求ることについてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。
討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求ることについてを採決いたします。

本件は、承認することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 全員起立です。したがって、本件は承認することに決定しました。

日程第8. 承認第2号 令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（高橋 直也） 日程第8、承認第2号令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求ることについてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号令和5年度大刀洗町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めるについてを採決いたします。

本件は、承認することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本件は承認することに決定しました。

日程第9. 議案第1号 大刀洗町こども家庭センター設置条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第9、議案第1号大刀洗町こども家庭センター設置条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。1番、松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 1番、松本照行です。このこどもセンターの設置条例の制定について、ちょっと確認というかその内容についてお尋ねしたいと思います。

まず、こども家庭センターができる、設置されるということは子どもを安心して産み育てられる、そういう環境の拠点ができるという意味では大変喜ばしいことだと思っております。お尋ねしたいのは附則第2、健康管理センターの設置条例は廃止するということになってございます。これまで、健康管理センターは大刀洗町国民健康保険被保険者及び住民全ての方々の健康意識の普及、啓発、各種保険サービスを総合的に行う拠点として設置するということに条例でなっております。今回廃止されることになる健康管理センターが受け持っていた子ども以外の部分の業務というか、住民の健康意識の普及、各種保険サービスはこれからどこが所管するのか。どのようにしていくのかをお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 御質問にお答えいたします。

健康管理センターにつきましてはそういうふうな規定等ございましたが、実質的には現在、健康課のほうで全ての業務をさせていただいております。具体的に健診等につきましては健康管理センターのほうからドリームセンターのほうで健診、乳幼児健診等、また、特定検診等を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 1番、松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） それじゃあ、その子ども行政の部分を除いた部分については健康課

がこれからも、今までそうだったかもしれませんけれど、これからも所管していくという理解でよろしいですか。

以上です。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） お答えいたします。

松本議員おっしゃるとおり、そのようでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号大刀洗町こども家庭センター設置条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員 11名中起立 11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第2号 大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第10、議案第2号大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員 11名中起立 11名]

○議長（高橋 直也） 全員起立です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1. 議案第 3 号 大刀洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第 1 1、議案第 3 号大刀洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから 1 日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。
討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第 3 号大刀洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員 11名中起立 11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2. 議案第 4 号 大刀洗町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第 1 2、議案第 4 号大刀洗町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから 1 日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。
討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号大刀洗町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第5号 大刀洗町就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第13、議案第5号大刀洗町就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。1番、松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 松本です。本議案は12月の定例会で名称変更とほかのセンターと並びで使用料の規則で定める改正案が提出されたということで、4議案とも否決になりました。しかしながら、就業センターの名称変更については長年の校区の要望でもございましたし、私自身そのとき定例会の中でも実現してもらいたい旨の意見を述べたところでございます。今回提出された議案は、名称変更の改正案ということで私自身喜んでおりますし賛成いたしますけど、次の点について指摘しておきたいと思います。

前回、12月の議案は、設置第2条について今回挿入されようとする部分、菊池校区センターはコミュニティ云々のみの変更となっていましたけれど、今回の議案は改正前の就業センターは農業社会における云々というところの上にくっつけたというような文言のつづりになってございます。おそらく、昭和56年の3月、つまり43年前の農水省の補助金の関係で苦心されて作った文言だと思いますけれど、なぜくっつけたかということは、12月と違ってなぜくっつけたということについては取りあえず問いませんけれど、このような条例が改正時に当たっては本件のみならず様々な条例改正についてその字句が現状に合致しているのか、将来に向かって問題ないのか、きちんと精査すべきだと考えます。具体的に言えば、農業社会におけるとかいう言葉を今現実的に使うのかということ、さらには農民という言葉をこういう条例の中で使うことが果たしていいのかどうか、例えば農業を取り巻く農業従事者とか、そういった呼び方のほうがふさわしいんじゃないかと考えております。ほかにもございますけれど、この条例自体が12月の定例会の議論を踏まえると、再度別表が改正されると思いますので、十分精査した改正案になるように指摘します。答弁は要りません。

○議長（高橋 直也） それでは、ほかに質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号大刀洗町就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 全員起立です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第6号 大刀洗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第14、議案第6号大刀洗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号大刀洗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第7号 大刀洗町公共下水道事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第15、議案第7号大刀洗町公共下水道事業の施行に伴う使用料等の

督促及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから 1 日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第 7 号大刀洗町公共下水道事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員 11 名中起立 11 名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 16. 議案第 8 号 大刀洗町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第 16 、議案第 8 号大刀洗町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから 1 日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第 8 号大刀洗町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員 11 名中起立 11 名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 17. 議案第 9 号 大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也）　日程第17、議案第9号大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。
討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也）　討論なしと認めます。

これから、議案第9号大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也）　起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第10号 大刀洗町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也）　日程第18、議案第10号大刀洗町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。
討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也）　討論なしと認めます。

これから、議案第10号大刀洗町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也）　起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第11号 字の区域の変更について

○議長（高橋 直也）　日程第19、議案第11号字の区域の変更についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也）　討論なしと認めます。

これから、議案第11号字の区域の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也）　全員起立です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第12号 町道の認定について

○議長（高橋 直也）　日程第20、議案第12号町道の認定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也）　討論なしと認めます。

これから、議案第12号町道の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也）　全員起立です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をしたいと思います。議場の時計で10時40分より再開いたします。

休憩　午前10時23分

.....
再開　午前10時40分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

日程第21. 議案第17号 令和6年度大刀洗町一般会計予算について

日程第22. 議案第18号 令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について

日程第23. 議案第19号 令和6年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について

日程第24. 議案第20号 令和6年度大刀洗町土地取得特別会計予算について

日程第25. 議案第21号 令和6年度大刀洗町下水道事業会計予算について

○議長（高橋 直也） 日程第21、議案第17号令和6年度大刀洗町一般会計予算についてから、日程第25、議案第21号令和6年度大刀洗町下水道事業会計予算についてまで、以上5件については関連がありますので、これを一括議題といたします。

なお、所管の予算特別委員会委員長から審査報告書の提出がありましたので、お手元に配付しております。

予算特別委員会野瀬繁隆委員長、登壇して報告を願います。野瀬副議長。

○予算特別委員長（野瀬 繁隆） 改めまして、おはようございます。予算特別委員会の委員長を務めました野瀬繁隆でございます。

予算特別委員会に付託されました議案第17号令和6年度大刀洗町一般会計予算についてのか、特別会計3議案及び下水道事業会計について、審査の概要と審査結果を報告いたします。

審査は3月5日、6日、7日の3日間にわたり、全委員出席の下、中山町長、大浦副町長、柴田教育長をはじめ関係課長などの出席を求め審査を行いました。

一般会計予算審議の後、議員間討議を行い、その後、再質疑、討論を行い採決をいたしました。特別会計と下水道事業会計予算については、令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算から、令和6年度大刀洗町下水道事業会計予算までを会計ごとに報告、説明を受けた後、質疑を行い、4議案の議員間討議を行いました。

その後、特別会計予算と下水道事業会計予算を議案ごとに再質疑をし、討論、採決をいたしました。

議案第17号令和6年度大刀洗町一般会計予算については、古賀世章議員から修正案がお手元に配付の内容で提出をされました。

第1条中、歳出歳入予算の総額89億2,511万9,000円を88億9,511万9,000円に改め、歳入で18款1項1目5節土地開発基金繰入金を3,000万円減額、歳出で2款1項5目20節貸付金、土地開発公社貸付金を3,000万円減額修正するものです。

理由としましては、土地取得について明確な議会への説明がなく、三原城址の利活用を町として中長期的な計画方針もないまま事業を進めるのは、時期尚早であることでございます。

議案第17号令和6年度大刀洗町一般会計予算について、審査の結果、修正案は賛成多数で可決すべきもの、修正案を除く原案は賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第18号令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算及び議案第19号令和6年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算は、賛成多数で可決すべきものと決しました。

また、議案第20号令和6年度大刀洗町土地取得特別会計予算及び議案第21号令和6年度大刀洗町下水道事業会計予算は、賛成全員をもってそれぞれ可決すべきものと決しました。

ただし、予算特別委員会の審査と自由討議を踏まえ、令和6年度予算の執行に当たっては、特に次の4点について意見が出ました。

1点は、予算書や関係書類に数字や脱字等の誤りが引き続き見受けられるもので、チェック体制の強化などさらに万全を期すこと。

2点目が、資源回収ステーション、三原城址の事業などは、町としての方針を明確にし、中長期的な計画を策定し、その取組の成果や効果を検証し、適宜、住民、議会等へ報告、周知を図ること。

3点目が、新規事業、継続事業も含め、事業の目標を明確にし、事業の進捗管理や予算の執行管理を適正に行い、繰越しの削減に努めるとともに、各種の支援、助成制度の活用など、住民や対象機関へ周知を図ること。

次に、4点目は、中長期的な継続事業については、再評価を行うなど見直しを含め検証、検討を行うこと。

以上のことと留意して行政運営に当たられるよう申し述べるものであります。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（高橋 直也） ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これで委員長報告を終わります。

これから、議案第17号令和6年度大刀洗町一般会計予算についての討論を行います。本案に対する委員長の報告は修正可決すべきものであります。討論は、原案に賛成の方、次に原案及び修正案に反対の方、次に原案に賛成の方、次に修正案に賛成の方の順に交互に行います。

まず、原案に賛成の方の発言を許します。ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 次に、原案及び修正案に反対の方の発言を許します。

[なし]

○議長（高橋 直也） 次に、修正案に賛成の方の発言を許します。10番、白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 議員番号10番、白根美穂です。私は賛成の立場から討論いたします。

大刀洗町の福祉事業、特に子育て全般の支援に関しては、他の自治体に比べても手厚い支援がなされており、自慢できる町であります。このような町になったのも、中山町長のリーダーシップと行政の御尽力によるものであり、一町民としてお礼申し上げ、敬意を表します。

しかしながら、MEGURU STATION事業や紙おむつのリサイクル推進に関しては、納得のいくような説明を得ることはできませんでした。本年度の事業執行に当たっては、具体的な目標設定や期日・期限を設けていただくことを強く要望し、事業を進めていただくことを期待しております。議員各位の御賛同よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） ほかに討論ありませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。私は修正案の修正部分に賛成、修正部分を除く原案に一部反対の立場で討論申し上げます。

町長はじめ職員の皆様方が住民福祉の向上のために日々御努力なさっていることに敬意を表します。今回は、委員会中で他の議員もおっしゃったように、修正部分の土地取得に至る根拠、目的、今後の計画は不透明であり、現時点では公金を支出できる状況にないと考えます。また、併せて、土地開発公社への町からの既存の貸付金に対しても、今後の議論が必要であると考えます。

さて、その他の部分です。大きく人目を引くような大きな目玉事業ではなくても、当町において子育ての負担を軽減したり、高齢者の介護予防や地域経済を活性化するための諸政策は、一見地味でありながらも大変すばらしい政策だと評価いたします。このように、住民の基本的な生活を支援する自治体の姿勢を報道機関等ももっと評価していただきたいと思います。

中でも、子供医療費の18歳までの助成、これは近隣に先駆けての実施であり、私が議員就任した24年前とは隔世の感がございます。今後、窓口負担の軽減を図るとともに、対象者の方々は少ない自己負担で病院を受診できるわけですから、18歳未満の方々への早期受診と早期治療を促していただきたいと思います。それは本人の健康にもつながるし、ひいては重症化を防ぎ、自治体の医療費総額を抑えることにもつながると考えます。

また、加齢性難聴への補聴器補助も近隣に先駆けて実施なさっていることは大きな注目を集めています。今後、補助単価の増や制度のさらなる周知を図っていただきたいと思います。

結婚や転入に関する支援策も増えています。転入者や結婚者に対する支援が一目で分かり、転入の窓口、あるいは結婚届出の窓口で全ての支援、申請ができるよう対象者全員に分かりやすい周知をお願いしたいと思います。

収穫祭においては、農産物の直接の担当者である農政部局も企画や商品選定に参加し、町内の様々な農産品をPRする場になっていただきたいと思います。

一方、再考の必要性のある事業もあると思います。今年度出ております中で、税務に関する情報は個人情報の中でも最も保護されるべき情報であり、一部を民間委託することは多いに懸念を

いたします。でき得る限り直接雇用で行うべきです。また、委託の手法も適切かどうか再検討が求められると思います。

このほか、賛成できないものの多くは、いずれも事業の目的や根拠、事業効果、目標が不明確なものと考えます。特に、海外の事業者に随意契約してのブランド推進事業、または資源回収ステーション事業、住民協議会実施などは中止や事業の透明化が直ちに求められていると思います。

住民協議会は、少なくない議員や住民参加者からもその実施目的や手法について批判の声が上がっています。行政が委託業者を随意契約し、テーマも行政が設定し、行政の望む方向に議論を誘導してはいないか、参加者からも誘導されているようだといった御意見、行政の望まない意見を扱ってもらえないといった苦情が寄せられています。

そして、その答申が、あたかも事業根拠のように議会への事業提案の根拠とされており、違和感を拭えません。多くの議員が同様の疑問を抱いていると思います。これは、参加していただいている住民の方に対しても失礼なお話だと思います。テーマ選定や事業委託者選定のプロセスを明らかにして、公正な実施をお願いしたいと思います。

このように、事業の中で特定の業者との随意契約など、今、町行政と民間事業者との関係も問われていると思います。事業実施に当たって、業者選定のプロセスを明確にすることや、公務員として民間事業者との適切な関係を維持することが求められていると思います。

中山町政の2期目に当たっては、こうした行政の根本に立ち返り、いま一度、足元から事業や実務を見直し、住民や議会に誤解を受けることのないような、清潔で公正な行政執行に当たっていただきたいと切に願う次第です。

先日も申し上げましたが、行政の土台がしっかりとしていないのに、その上に立派な建物を建てようとしても、砂上の楼閣となってしまいます。これから約4年間、この土台の部分をどうしていくのか厳しく問われていると思います。

また、高過ぎる国民健康保険税の財政支援も喫緊の課題です。年金生活者や低所得者、失業者、自営業の方々が多く加入する財政基盤の弱い国保は、中所得者や低所得者にも重い負担が課せられ、協会けんぽのほぼ2倍の保険税額です。それぞれの家計や町内経済にも大きな影響を与えます。町の財源を活用して緊急の引下げを求めるものです。

同様の理由で、国保会計、後期高齢者会計も高過ぎる保険料に基づいた予算であり、賛成しかねるものであります。

また、毎年申し上げておりますが、特定の同和団体への支出は同和問題の解決にならず反対です。

以上、申し上げましたが、今回、修正案部分には賛成しつつ、これらの原案の部分については御指摘申し上げたいと思います。議員各位の御賛同、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） ほかに討論はございませんか。4番、平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 議席番号4番、平田康雄です。私は賛成の立場から討論します。

令和6年度一般会計に係る予算総額は約89億円で、ほぼ前年並みの予算となっております。

先週、予算の概要について詳細な説明を受けましたが、予算書には住民生活に必要不欠な予算など、多くの事業費予算がしっかりと計上されています。

特に、今回の予算で特徴的なのは、町長がマニフェストで示された財政の健全化と3本柱や、重要課題、新たな挑戦に掲げられた施策、あるいは、住民から強い要望があつてている様々な施策を実現するための事業費予算が計上されていることあります。

中でも注目したいのは、一つは、子ども家庭センターや子供自立サポートセンターを設置するための事業であります。

妊娠婦や子育て世帯、子供へ一体的に相談支援を行う子ども家庭センターの設置に併せ、家庭や学校に居場所のない子供の支援を行うために、子供自立サポートセンターを設置するものであります。不登校の子供たちが学校へ復帰できるよう期待したいと思います。

2つ目は、実験的な事業の継続実施であります。

地域公共交通対策事業や資源回収ステーション事業は、住民生活にとって非常に重要な事業であると思います。特に地域公共交通対策事業につきましては、乗り合い定額タクシー事業に加え、早朝や夜間帯にタクシーの運行を行うためのプロジェクト事業が新たに実施されます。高校生など若い世代も利活用できるよう、そういう制度にしていただきたいと思います。

3つ目は、防災力強化のための事業であります。

災害のない住みやすい大刀洗にするためには、避難所の整備に加え防災力の強化が重要であります。このため、毎年災害が発生する床島地区への排水ポンプの設置やため池のしゅんせつ工事、あるいは鵜木川の整備が進められます。

また、住民の要望を吸った事業も実施されます。議会だよりの新有権者の声に、夜の道が暗いという声がよく取り上げられています。この問題を解決するため、昨年度から集落内防犯灯のLED化のための予算が大幅に拡充されましたが、6年度も引き続き必要経費が予算に計上されています。

また、町が管理する施設のLED化も進められています。6年度はドリームセンターや小学校体育館、武道場、あるいは校区センターなどの大規模施設がLED化されます。

このほかにも、農業の振興やじんかい処理、道路整備、健康増進、あるいは福祉の増進などに係る事業費予算が計上されておりまして、住みよい魅力ある大刀洗の実現が期待されるところであります。

以上をもって討論を終わります。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（高橋 直也） ほかに討論のある方、おられませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで討論を終わります。

これから、議案第17号令和6年度大刀洗町一般会計予算についてを採決します。

まず、委員会の修正案について採決します。委員会の修正案に賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立9名]

○議長（高橋 直也） 起立9名です。したがって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。修正議決した部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立10名]

○議長（高橋 直也） 議員11名中起立10名。したがって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

これから、議案第18号令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算についての討論を行います。討論は、反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は、委員長の報告どおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立10名]

○議長（高橋 直也） 起立多数です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第19号令和6年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について討論を行います。討論は、反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号令和6年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立10名]

○議長（高橋 直也） 起立多数です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第20号令和6年度大刀洗町土地取得特別会計予算について討論を行います。
討論は、反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号令和6年度大刀洗町土地取得特別会計予算についてを採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 全員起立です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第21号令和6年度大刀洗町下水道事業会計予算について討論を行います。討論は、反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号令和6年度大刀洗町下水道事業会計予算についてを採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決しました。

日程第26. 議案第22号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第26、議案第22号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の内容の説明を求めます。田中税務課長。

○税務課長（田中 豊和） おはようございます。税務課の田中でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第22号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定についての内容の説明をさせていただきます。

議案第22号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年3月19日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。

地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行例の一部を改正する政令が令和6年2月

21日に公布され、同日から施行されることになったことに伴い、当該条例の一部を改正する必要がある。これがこの条例案を提出する理由でございます。

2ページ、新旧対照表をご覧ください。

右側が旧、改正前でございまして、左側が新、改正後となります。

内容といたしましては、附則の第5条の次に附則第5条の2を新たに追加しまして、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例について新たに規定を整備するものでございます。

これは、令和6年能登半島地震災害の被災者の負担の軽減を図るため、令和6年能登半島地震災害により、その者の有する、被災者の方が有する資産について受けた損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により、令和5年において生じた損失の金額として、令和6年度以後の年度分の個人の町民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができるようとするものでございます。

3ページをご覧ください。

附則第6条の改正でございますが、これは地方税法の上位法であります地方税法の附則第4条の3の次に、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例の規定が附則第4条の4として追加されたため、もともとの附則第4条の4が附則第4条の5に繰り下げられたことによる条文のズレを修正する改正となります。

議案書1ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上、簡単ですが、議案第22号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27. 発議第1号 大刀洗町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也）　日程第27、発議第1号大刀洗町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出議員の趣旨説明を求めます。野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆）　11番、野瀬繁隆でございます。

発議第1号、令和6年3月19日、大刀洗町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出を行うものでございます。

提案理由でございますが、地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正により、議会の議員に係る請負に関する制限の明確化及び緩和がなされ、会計年度の取引額が一定の額を超えない場合は、議員個人による地方公共団体に対する請負が可能となったため、当該条例の議員の請負契約に関する遵守事項について所要の改正を行う必要があるものであります。これがこの条例を提出する理由でございます。

3枚目の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

主な改正内容としましては、第12条第1項を「次の各号に掲げる事項について、遵守するものとする。」に改め、議員の請負契約に関する第2号にただし書として、「各会計年度において支払いを受ける当該請負の対価の総額が地方自治法施行令第121条の2に規定する額——これは300万円となります——を超えない場合は、この限りでない。」を加えるものです。

附則でございます。附則ですが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。議員各位の御賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 直也）　これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也）　討論なしと認めます。

これから、発議第1号大刀洗町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（高橋 直也） 全員起立です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第28. 発議第2号 大刀洗町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第28、発議第2号大刀洗町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出議員の趣旨説明を求めます。野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 野瀬繁隆でございます。

発議第2号、令和6年3月19日、大刀洗町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則14条第2項の規定により提出します。

提案理由でございますが、地方自治法及び地方自治法施行令の一部が改正され、議員に関わる請負に関する規則の緩和がなされたことに伴い、議員の町に対する請負の状況を公表することにより、請負の状況の透明性を確保し、議会の運営の構成及び事務執行の適正を図るため条例を制定する必要がある。これがこの条例を提出する理由でございます。

本条例の概要について説明します。

1枚お開きをお願いします。

まず、第1条では、議員が地方自治法第92条の2に規定する請負の状況を公表することにより、請負状況の透明性を確保し、議会運営の構成及び事務執行の適正を図ることを目的とすることを規定しております。

第2条では、報告する事項等を規定しております。

第3条以降につきましては、報告一覧の作成方法及び公表、保存等につきまして、それぞれ規定をしております。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日に始まる会計年度による請負から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。議員各位の御賛同よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号大刀洗町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第29. 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）

○議長（高橋 直也） 日程第29、委員会の閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会及び議会運営委員会の各委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしましたとおり、所管事務調査などの閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（高橋 直也） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第3回大刀洗町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会 午前11時20分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年 3月19日

議長 高橋直也

署名議員 實藤量徳

署名議員 安丸眞一郎